

みんなのふくし丸亀プラン

(丸亀市第 4 次地域福祉計画・地域福祉活動計画)

素案

令和 8 年 ● 月
丸 亀 市
丸亀市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 地域福祉推進に向けた法制度の整備と国の動向	6
3 計画の位置付け	8
4 他計画との関係	10
5 計画の期間	11
6 計画の策定方法	12
第2章 丸亀市をとりまく状況	13
1 データから見る現状	13
2 アンケート調査からみる現状	24
3 住民座談会で把握した地域の現状	41
4 第3次計画の評価及び課題	47
第3章 計画の基本的な考え方	59
1 基本理念	59
2 地域共生社会の推進とSDGs	60
3 丸亀市における重層的支援体制の考え方	61
4 基本目標	62
5 計画の体系	63
第4章 取組の推進	64
<u>基本目標1 みんなつながる共感と交流の「地域づくり」</u>	64
行動目標1. 地域でつながり支え合う関係を深めよう	64
行動目標2. 地域での活動を活性化させよう	67
行動目標3. 多様な人が参加できるしくみをつくろう	69
<u>基本目標2 みんなで支え合う「ひとづくり」</u>	72
行動目標4. 人権意識と福祉の心を育てよう	72
行動目標5 行動目標. 地域福祉活動の担い手を増やそう	75
行動目標6. 福祉の専門的人材を育てよう	78
<u>基本目標3 安心した暮らしを支える「しくみづくり」</u>	81
行動目標7. 住民の困りごとに寄り添った支援の体制をつくろう	81
行動目標8. 質の高い福祉サービスを提供しよう	87
行動目標9. 誰もが地域に出やすい環境をつくろう	91
行動目標10. 地域における防犯・事故防止活動を広げよう	94
行動目標11. 災害に強い地域をつくろう	96

第5章 丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画	99
1 計画の概要	99
2 重層的支援体制整備事業における実施事業・実施体制	101
3 計画の推進	104
4 その他	104
第6章 計画の推進に向けて	107
1 計画の推進体制	107
2 計画の進行管理	107

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や人口減少の進行に加え、価値観やライフスタイルの多様化が進展する中、地域における相互扶助の基盤である「人と人とのつながり」や「家庭・地域における支え合い」が希薄となり、従来、地域社会が担ってきた助け合いや支え合いなどの機能低下が危惧されています。こうした社会構造の変化に伴い、地域においては、生活困窮者、社会的孤立、老々介護、ひきこもり、8050世帯、ダブルケア、虐待など問題がみられ、それらが複合化・複雑化の様相を呈しています。このような状況を踏まえ、地域住民や関係機関が連携・協働し、地域全体で支え合う体制を構築することが求められており、「地域福祉」(3ページ参照)の一層の充実と推進が、これまで以上に重要となっています。

また、従来の縦割りによる公的な支援制度の枠組みでは十分な支援が受けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題などに対応するため、制度化されたサービスと地域の助け合いによる支援を両輪として一体的かつ重層的に支援を実施していく必要があります。

国においては、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、「子供、高齢者、障害者など、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」(4ページ参照)を実現」を目指すという方針を提示しました。

また、同年7月に「「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民が「我が事」として主体的に地域づくりに取り組むしくみをつくっていくことや、地域づくりのための支援、地域での課題を公的な福祉サービスへつなげるための包括的な支援体制の整備を進める方向性が示されています。

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民や福祉関係者が、福祉・介護・保健医療・住まい・就労・教育などに関する地域生活課題を把握し、関係機関と連携してその解決を図ることが規定されました。この改正により、地域生活課題の解決に向けて、自助・互助・共助・公助(5ページ参照)の考え方に基づき、地域住民、事業者、関係機関、団体及び行政がそれぞれの役割を担い、連携して取り組むことが求められています。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。改正された社会福祉法では、地域福祉の推進にあたり、地域住民が相互に尊重し合いながら参加し、地域共生社会の実現を目指す必要があることが明記されました。また、福祉課題を抱える地域住民を支援する体制や、地域住民が地域福祉の推進に参画できる環境づくりを一体的かつ重層的に支援することができるよう、福祉分野に関連する法律に基づき事業を一体的に実施する、重層的支援体制整備事業の創設等が新たに規定されました。

丸亀市では、地域福祉課題に対応するため、平成21年3月に「丸亀市地域福祉計画」を策定し、福祉サービスの整備・充実や、地域住民・福祉事業者による主体的な福祉活動への支援など、様々な施策を推進してきました。また、丸亀市社会福祉協議会では、平成22年3月に「丸亀市地域福祉活動計画」を策定し、地域住民の支え合い活動などを展開してきました。さらに、平成28年には、丸亀市と丸亀市社会福祉協議会が協働し、「みんなのふくしまるくまプラン（丸亀市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」を、令和3年には、「みんなのふくしまるくまプラン（丸亀市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下、「第3次計画」という。）を策定し、「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を基本理念に掲げ、地域福祉を推進してきました。

今般、現在の社会情勢等を踏まえ、第3次計画の進行管理から得られた成果や課題、また、社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業を活用した取組を合わせ、丸亀市の地域福祉の推進方針を示す新たな計画「みんなのふくしまるくまプラン（丸亀市第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画）」（以下「本計画」という。）を策定しました。

※素案段階のため、今後イラストやレイアウトの調整を予定しています。

地域福祉とは

「地域福祉」とは、「地域で暮らすみんな」が、安心して幸せに暮らせるように、地域生活課題に対して地域住民や関係機関・団体などの関係者がお互いに考え、解決に取り組んでいく考え方です。

地域福祉の推進にあたっては、日頃から地域の人たちが顔を合わせ、言葉を交わし、地域とつながることが大切です。そうしたつながりが、いざという時に「支え合える力」になります。

また、一人では抱えきれないような生活の悩みや、複雑に絡み合った困難にも、地域全体で寄り添い、必要に応じて専門的な支援につなぐことのできるしくみづくりが求められています。

地域福祉の取組は、特別な知識や技術がなくても、誰もが参加できるものです。しかし、それを進めていくには、「地域で暮らすみんな」の思いやりと協力が欠かせません。

小さな声に耳を傾け、そっと寄り添うことも地域福祉。それは、誰かのためであり、いつかの自分のためでもあるのです。





※素案段階のため、今後イラストやレイアウトの調整を予定しています。

地域共生社会とは

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会です。

そのような社会の実現のためには、多様な人々が互いに支え合い、誰もが孤立することなく安心して暮らせる地域のしくみを築くことが必要です。

地域共生社会が必要とされる理由

①高齢化や少子化に対応するため

高齢化により支援が必要な人が増える一方で、少子化により地域の担い手が減少しており、地域全体で支え合うしくみが必要です。

②多様な人々が共に暮らす社会に対応するため

国籍、性別、障がいの有無、家庭環境や家族構成など、多様な背景を持つ人々が共に暮らす社会では、従来の「支える人」と「支えられる人」の関係だけでは対応できない課題が増えてきています。そのため、誰もが役割を持ち、支え合うしくみが必要です。

③孤立や社会的な孤独を防ぐため

地域の中で孤立したり、社会的に孤独を感じたりしないように、住民同士や地域とのつながりを築くことが大切です。

④地域全体の安心・安全を高めるため

地域の中で互いに助け合うしくみをつくることで、災害時や緊急時にに対応しやすくなるだけでなく、日常的な見守りや声かけを通じて、防犯や事故の防止にもつながります。

⑤住民一人ひとりの生きがいを支えるため

役割を持って地域活動に参加することで、住民自身の生きがいや充実感が生まれます。



※素案段階のため、今後イラストやレイアウトの調整を予定しています。

自助・互助・共助・公助の概念

生活課題が複合化・複雑化する中で、行政だけでは十分な対応ができません。本計画は、住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の支え合い（互助）、社会保障などの相互扶助（共助）、公的機関による支援（公助）の役割分担と相互の連携によって推進していきます。

自 助

- 日ごろから地域における交流や活動に参加します。
- 自身や家族で行政サービスや民間サービスを利用しながら主体的に解決を図ります。
- 自身の努力のみで解決できない課題について、自らの判断で隣近所や友人に相談したり、行政や専門機関に支援を求めたりします。

互 助

- 近隣の住民同士や地域で活動する組織・団体等による自主的な支え合い・助け合いで、課題の解決を図ります。
 - ・地域の人や友人等による助け合い
 - ・コミュニティなどの多様な主体による活動
 - ・ボランティア活動
 - ・当事者団体の取組 など

共 助

- 国民全体で支え合う、制度化された相互扶助。
- 介護サービスや医療、年金などのように、保険料・税を納付することにより、必要になった場合に対価としてサービスや年金の支給を受けます。

公 助

- 行政や公的機関が提供するサービスや支援。自助・互助・共助で解決できない生活課題に対応するため、支援やサービスを提供します。
- 個人や地域の事情に左右されず誰もが公平にサービスを受けるよう制度として位置付けます。

地域福祉においては中心となる取組です。

2 地域福祉推進に向けた法制度の整備と国の動向

(1) 社会福祉法の改正

平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、本人とその属する世帯全体に着目し、福祉・介護・保健医療・住まい・就労・教育などに関する地域生活課題を把握するとともに、課題の解決に資する支援を行う関係機関と連携し、その課題の解決を図っていくことが規定されています。（法第4条）

そこでは、地域生活課題の解決に向けて、自助・互助・共助及び公助の概念に基づいて、地域住民、事業者、関係機関・団体及び行政のそれぞれが役割を担い、連携して取り組むことが必要とされています。

(2) 重層的支援体制整備事業に関する法律

平成29年2月に、厚生労働省は「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」を公表し、「地域課題の解決力の強化」、「地域丸ごとのつながりの強化」、「地域を基盤とする包括的支援の強化」、「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱に沿ってその具体化に向けた改革を進めていくこととしました。

この改革の一つとして平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域福祉推進の理念」として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨が明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村に対し、地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。（法第106条の3）

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定される（法第107条）とともに、地域福祉計画の策定に関する国のガイドラインでは、地域福祉計画が福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置付けられました。

また、令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した生活課題や支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体のものとして実施する事業（重層的支援体制整備事業）の枠組みが創設されました。（法106条の4）

年	地域共生社会の実現に関する国の主な動き
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定 「地域共生社会」の実現を提唱 ・「改正社会福祉法」の施行 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・「改正社会福祉法」の施行 市町村における包括的な支援体制の整備 市町村地域福祉計画の充実
令和 3 年	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画策定ガイドラインの改定 ・「改正社会福祉法」の施行 重層的支援体制整備事業の創設等について規定

(3) 生活困窮者自立支援法

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」第4条第1項により、市は、関係機関との緊密な連携を図りつつ、適切に生活困窮者自立支援事業等を行う責務を有することとされました。

(4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律

平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」により、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国と連携を図りつつ、自主的かつ主体的にその地域の特性に応じた施策を定め、実施する責務を有することとされました。

(5) 孤独・孤立対策推進法

令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」により、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方公共団体の推進体制等が規定されました。

3 計画の位置付け

(1) 計画の法的な位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉の推進を図るため、同法第107条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定する計画です。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条において地域福祉の推進を目的とする団体と規定されている社会福祉協議会が、地域や関係団体とともに地域福祉を実践するための具体的な内容を定めた計画です。

丸亀市と丸亀市社会福祉協議会では、地域福祉計画と地域福祉活動計画を協働により一体的に策定し、本計画としています。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第四条第2項 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

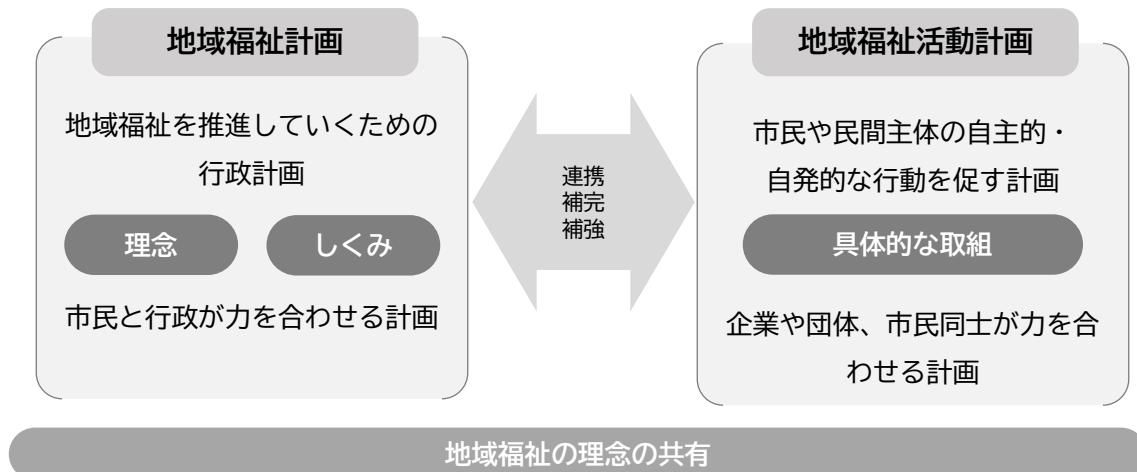
(2) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画は、「地域の助け合いによる地域福祉」を推進するため、一人ひとりの尊厳を重んじ、人と人とのつながりを基本とし「顔の見える関係づくり」、「共に生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「しくみ」をつくる計画です。また、丸亀市総合計画を上位計画とし、各種関連計画との連携や調整を横断的に図りながら、地域福祉の推進を図っていくものです。

地域福祉活動計画は、地域福祉の推進を目指して、丸亀市社会福祉協議会が策定し、地域住民や住民自治組織、民生委員・児童委員、ボランティア団体、NPOなどによる地域福祉活動の自主的・自発的な行動を促すための計画です。丸亀市社会福祉協議会においては、「住民主体」という活動方針があり、民間組織としての開拓性や即応性、柔軟性をいかしながら、住民の自主的、自発的な福祉活動を促進し、その組織化を進めています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域福祉課題や社会資源の状況などを共通認識し、共に「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携し、補完・補強し合いながら、地域福祉を進展させていくための計画です。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】



4 他計画との関係

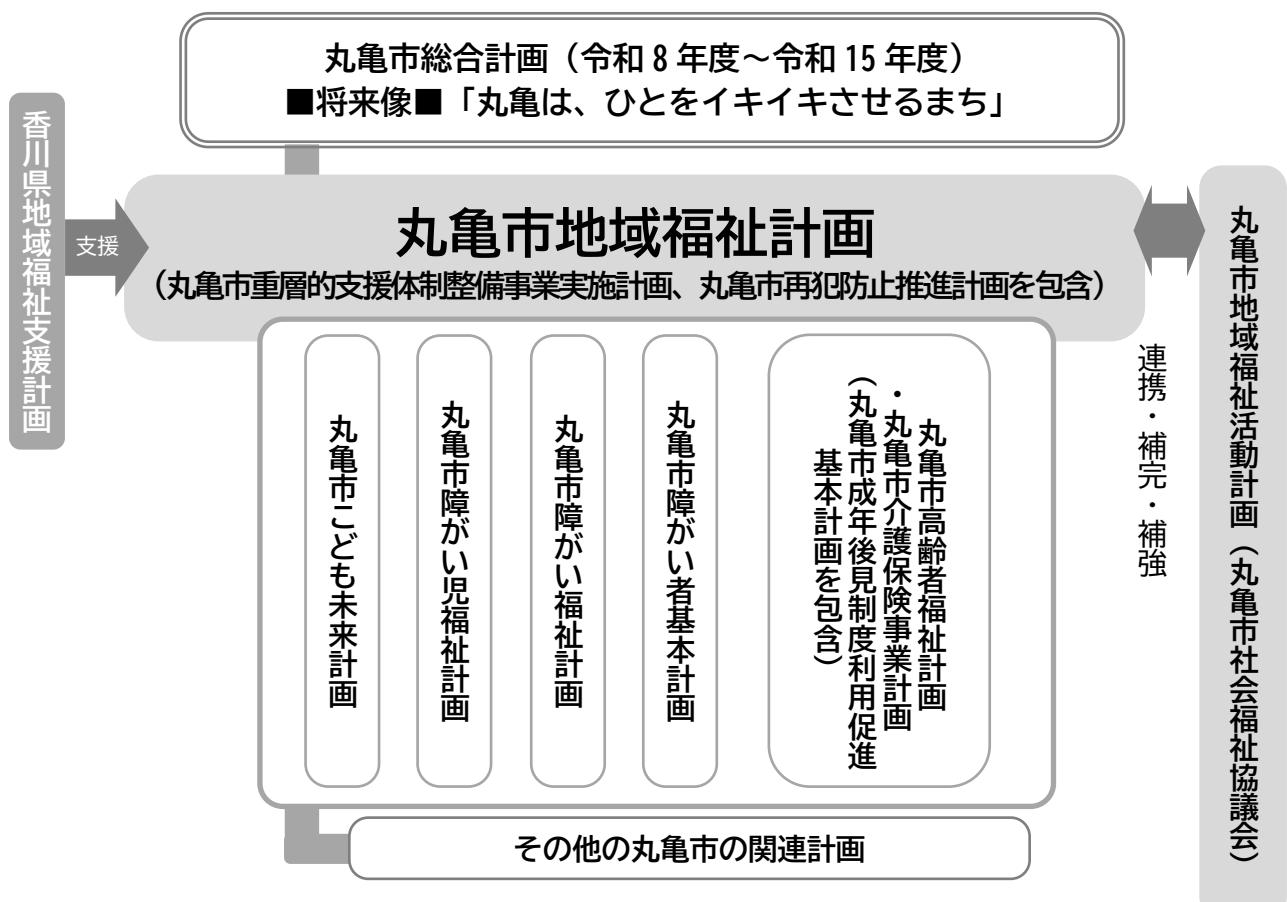
本計画は、「丸亀市総合計画」を上位計画とし、福祉の分野だけでなく、防災、教育、まちづくりなど、あらゆる分野において地域福祉に関する部分の連携を図り、各分野の計画との整合性を保ちながら、施策の推進を図るものとします。本計画では、個別計画の横断的な地域の取組を支えるため、地域福祉の推進に向けた共通理念と目指すべき地域の姿を明確にします。

また、社会福祉法第106条の4による重層的支援体制整備事業については、丸亀市における包括的な支援体制の整備の重要な手段の一つとして位置づけ、社会福祉法第106条の5に基づき、福祉・教育分野など関連する個別計画の内容と整合を図った「丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、本計画の5章に掲載します。

さらに本計画の、行動目標7、「住民の困りごとに寄り添った支援の体制をつくろう」において、再犯防止のための取組として記載した内容を「丸亀市再犯防止推進計画」とし、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく、地方再犯防止推進計画として位置付けます。

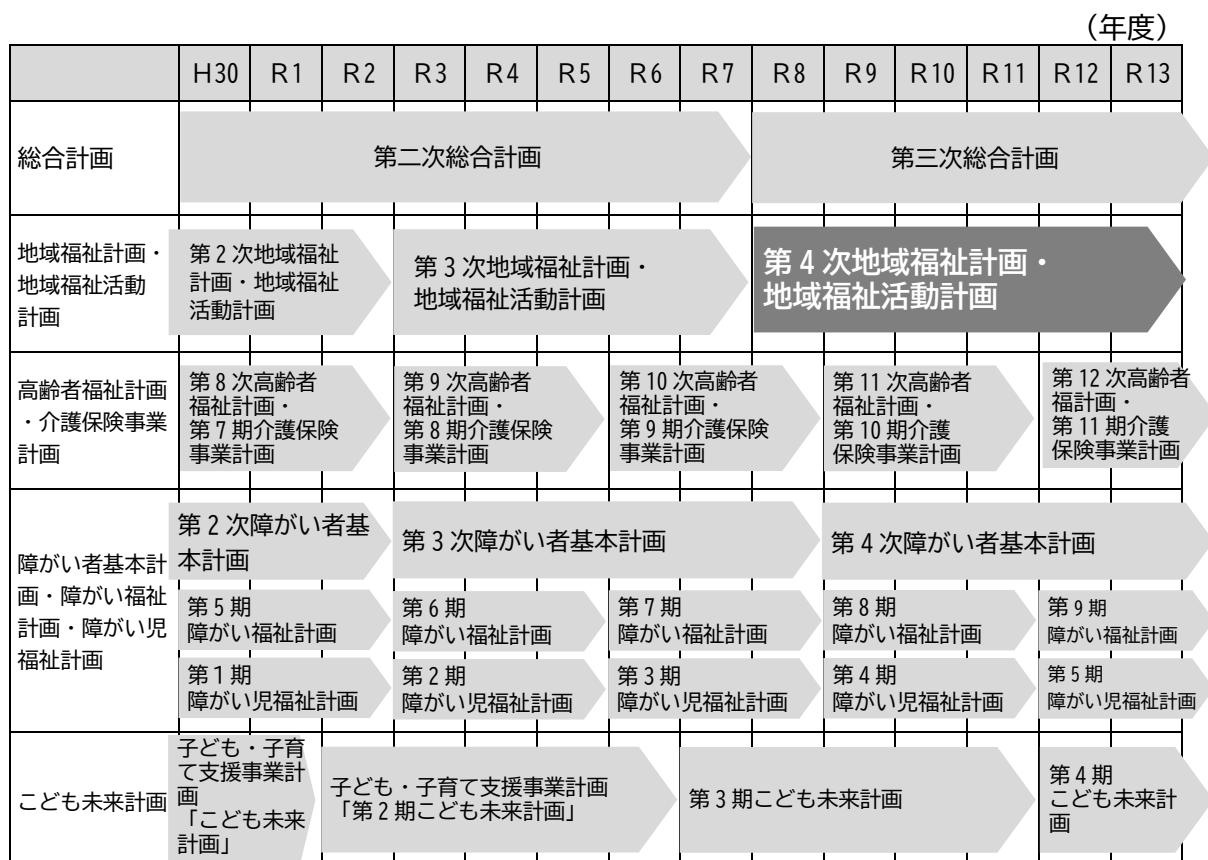
なお、成年後見制度の利用促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）は、丸亀市高齢者福祉計画・丸亀市介護保険事業計画において掲載しています。

【他計画との関係】

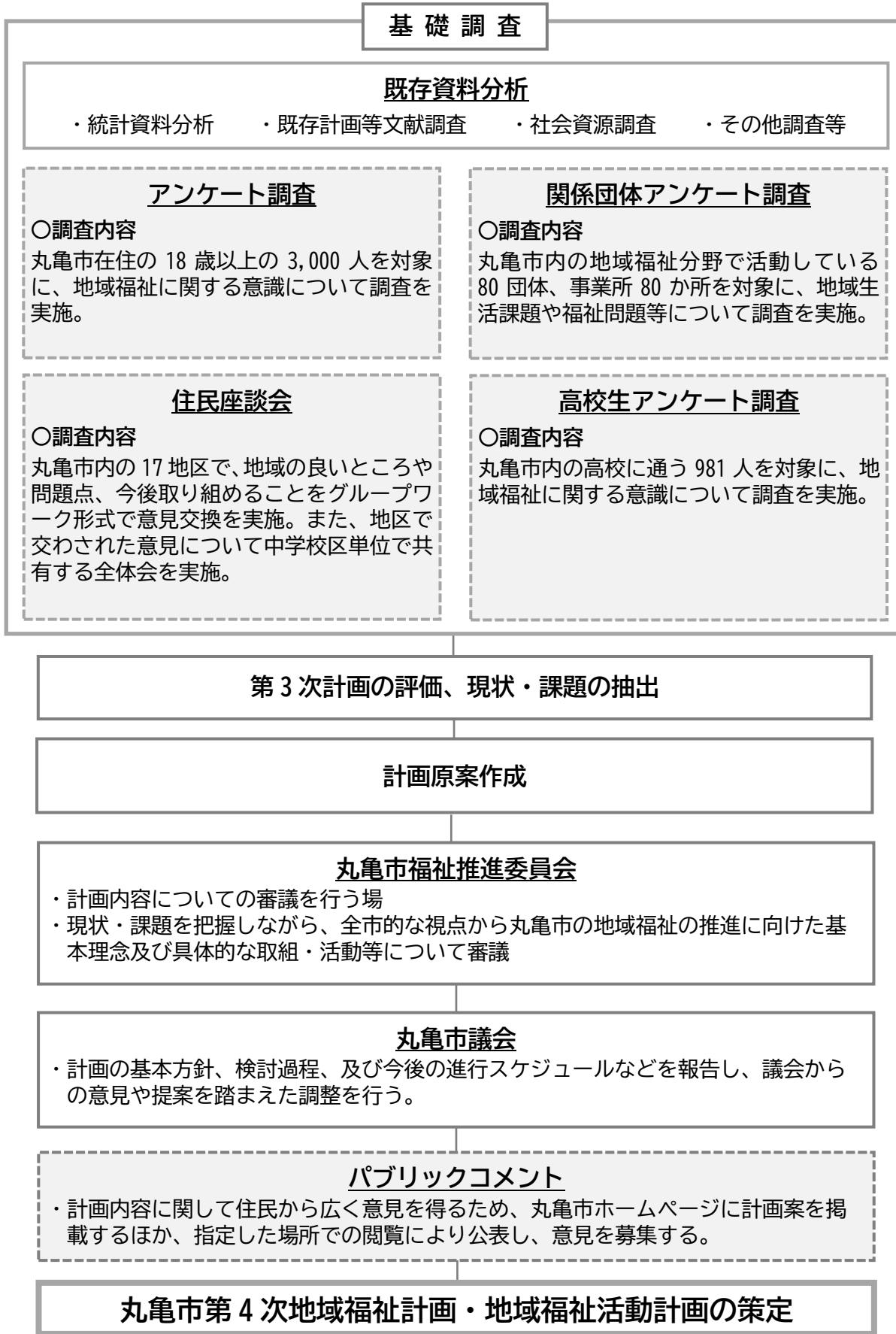


5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。なお、社会経済情勢や制度改正など、地域の状況が大きく変化した場合には、計画期間中においても見直しを行うこととします。



6 計画の策定方法



□□□は、住民参画による策定プロセス

第2章 丸亀市をとりまく状況

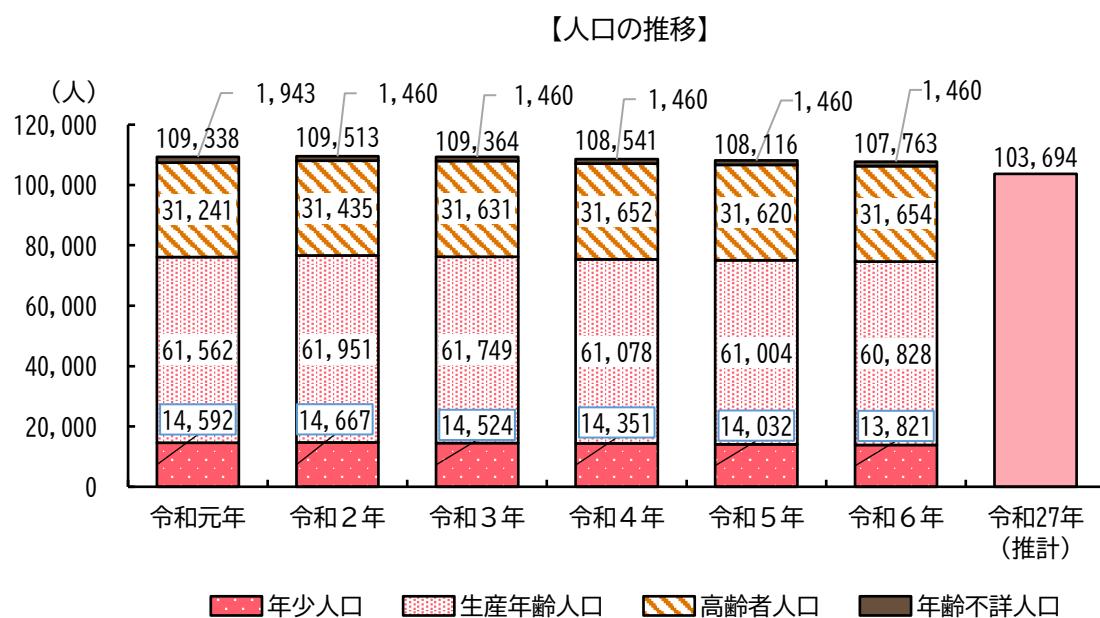
1 データから見る現状

(1) 人口・世帯の動向

① 人口の推移

丸亀市の総人口は、令和2年にわずかに増加したものの、令和3年以降減少傾向となり、令和6年では107,763人となっています。

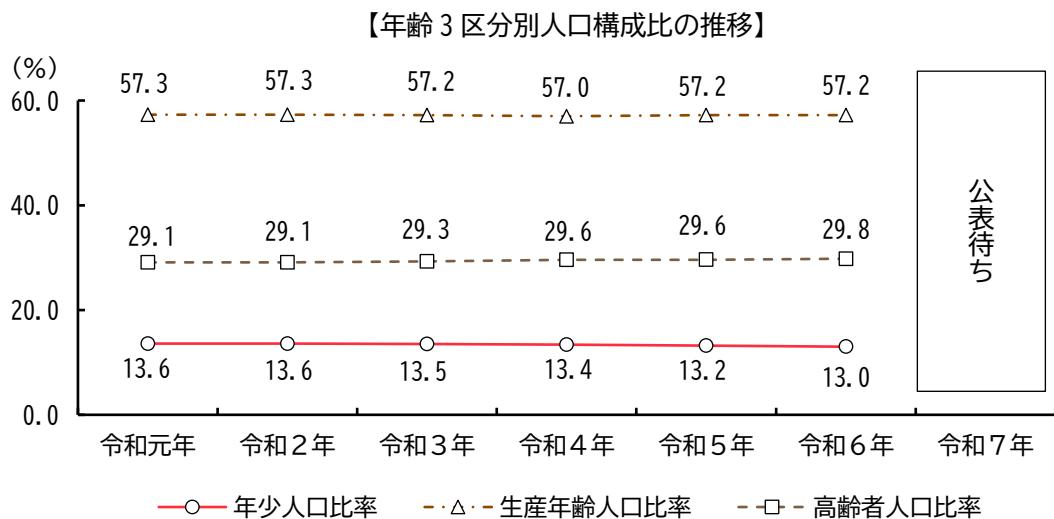
年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向となっているのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向で推移しており、令和6年では高齢者人口が31,654人となっています。



資料：令和元年～令和6年：香川県統計情報データベース（各年10月1日）、
令和27年：丸亀市人口ビジョン（令和7年改訂版）

② 年齢3区分別人口構成比の推移

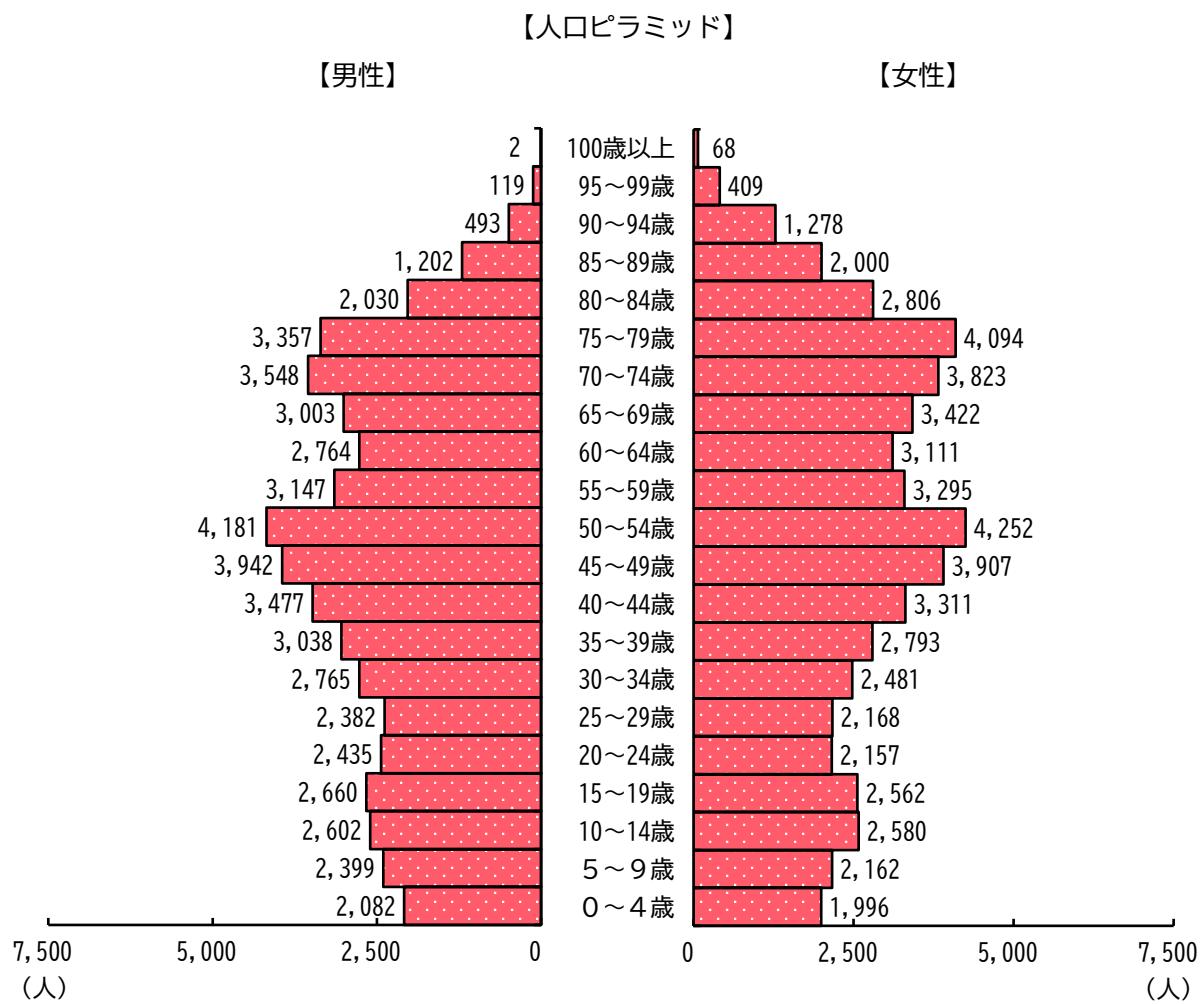
年齢3区分別人口構成比の推移をみると、年少人口比率と生産年齢人口比率は低下傾向にあり、高齢者人口比率は上昇傾向となっています。今後もこの傾向が続くことが見込まれています。



資料：香川県統計情報データベース（各年10月1日）

③ 人口ピラミッド

丸亀市の人口ピラミッドをみると、男性、女性ともに50～54歳が最も多くなっています。

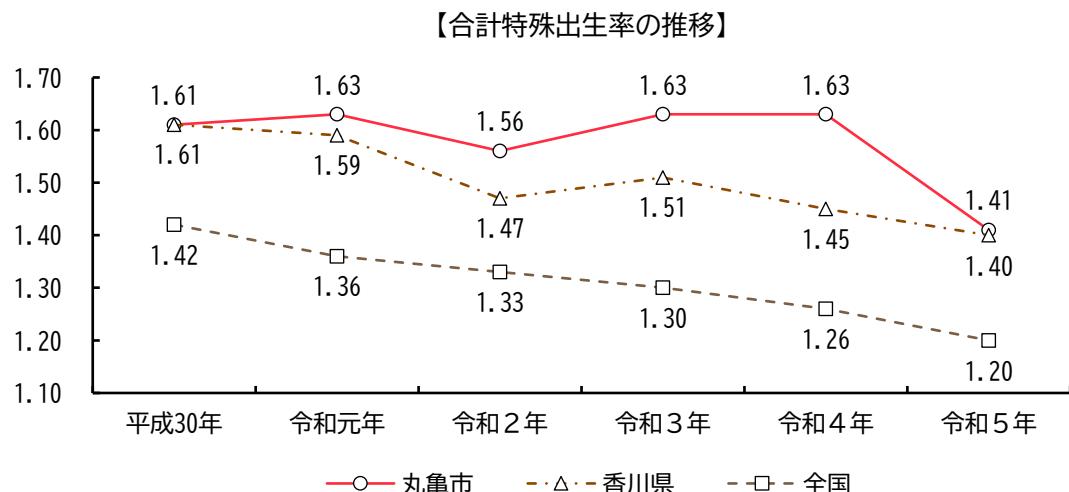


※男女別の総人口には年齢不詳を含むため、年齢階級別の合計とは合致しません。

資料：香川県人口移動調査報告（令和6年10月1日）

④ 合計特殊出生率の推移

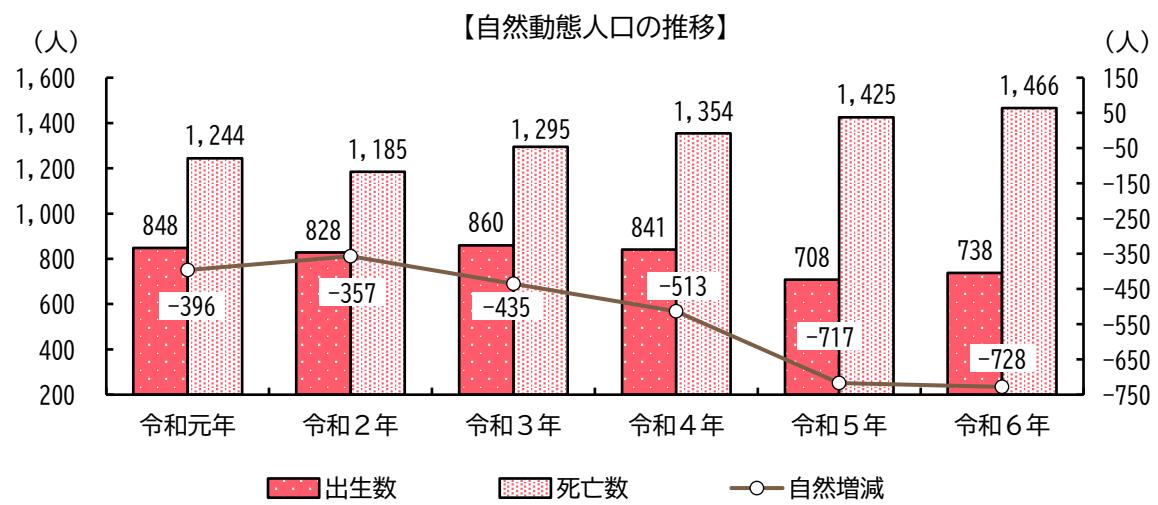
合計特殊出生率の推移をみると、令和元年以降、香川県及び全国を上回っているものの、令和5年に大幅に低下し、1.41となっています。



資料：丸亀市人口ビジョン（令和 7 年改訂版）

⑤ 自然動態人口（出生・死亡）の推移

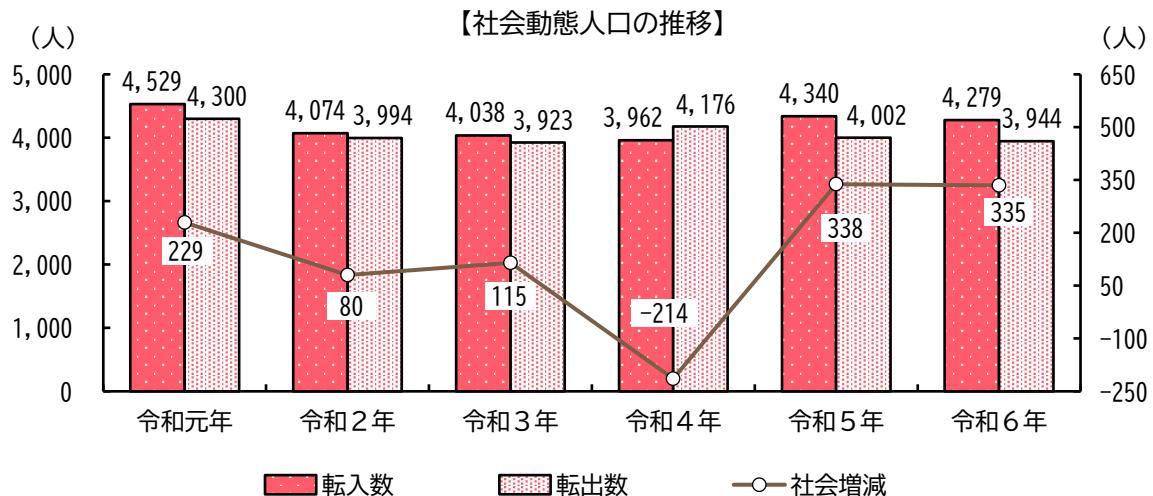
自然動態人口の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、令和6年では728人の自然減となっています。



資料：香川県人口移動調査報告（各年 1～12 月集計）

⑥ 社会動態人口の推移

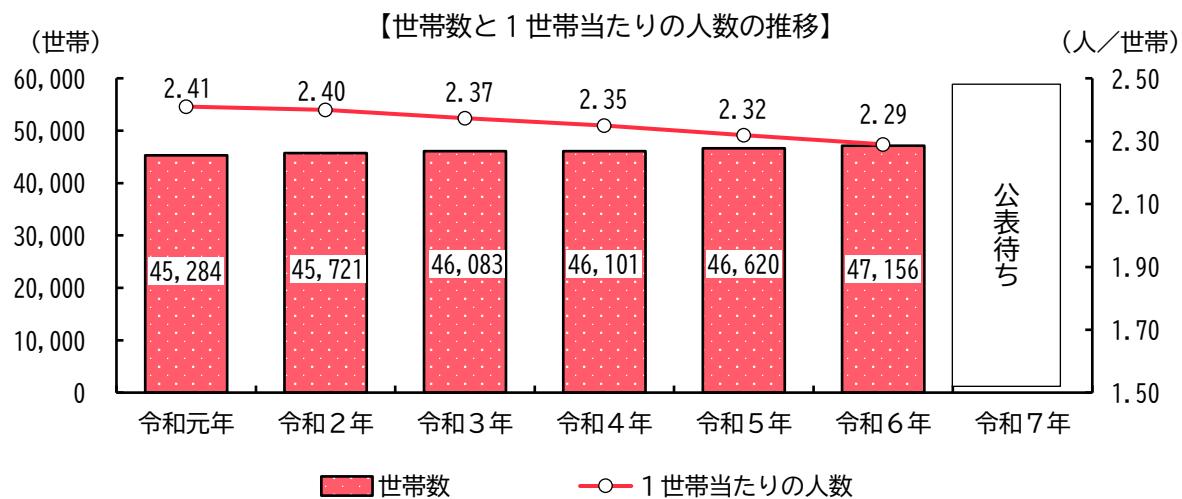
社会動態の推移をみると、令和4年を除いて転入数が転出数を上回る社会増が続いているおり、令和6年では335人の社会増となっています。



資料：香川県人口移動調査報告（各年1～12月集計）

⑦ 世帯数と1世帯当たりの人数の推移

世帯数の推移をみると、令和元年以降増加し続けていますが、1世帯当たりの人数は減少が続いており、世帯の少人数化が進んでいます。

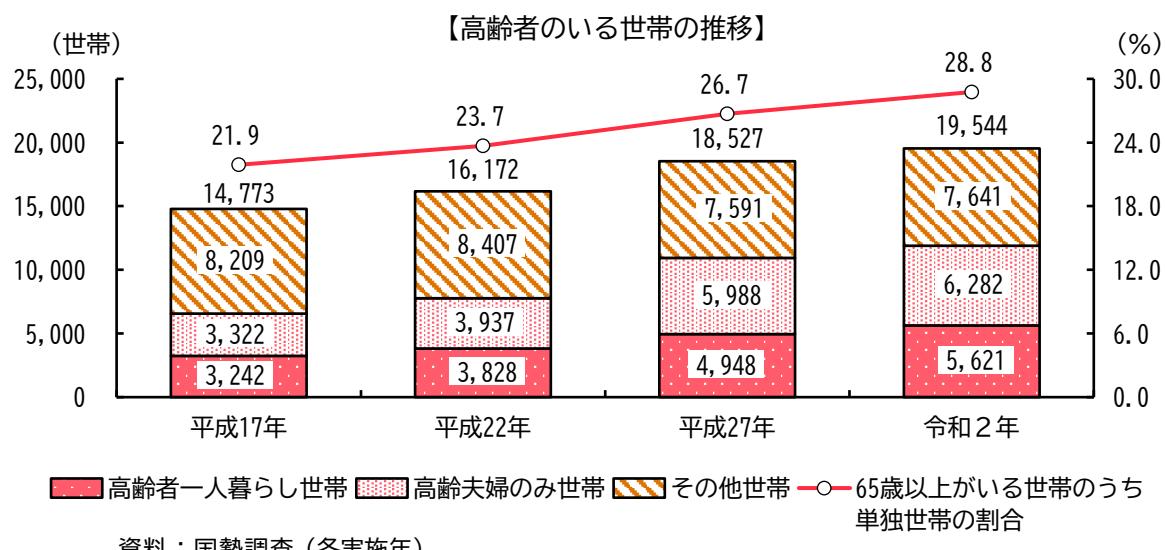


資料：香川県人口移動調査報告（各年10月1日）

(2) 市民の状況

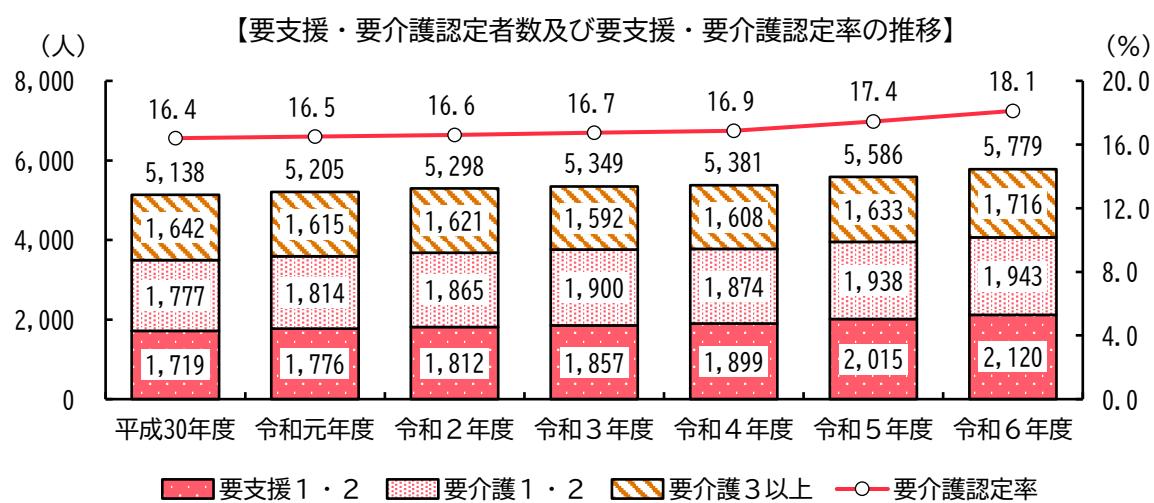
① 高齢者のある世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、年々増加しており、令和2年には19,544世帯となっています。また、高齢者一人暮らし世帯や高齢者夫婦のみ世帯も一貫して増加しており、令和2年には、高齢者がいる世帯のうち、一人暮らし世帯及び夫婦のみ世帯が約6割を占めています。



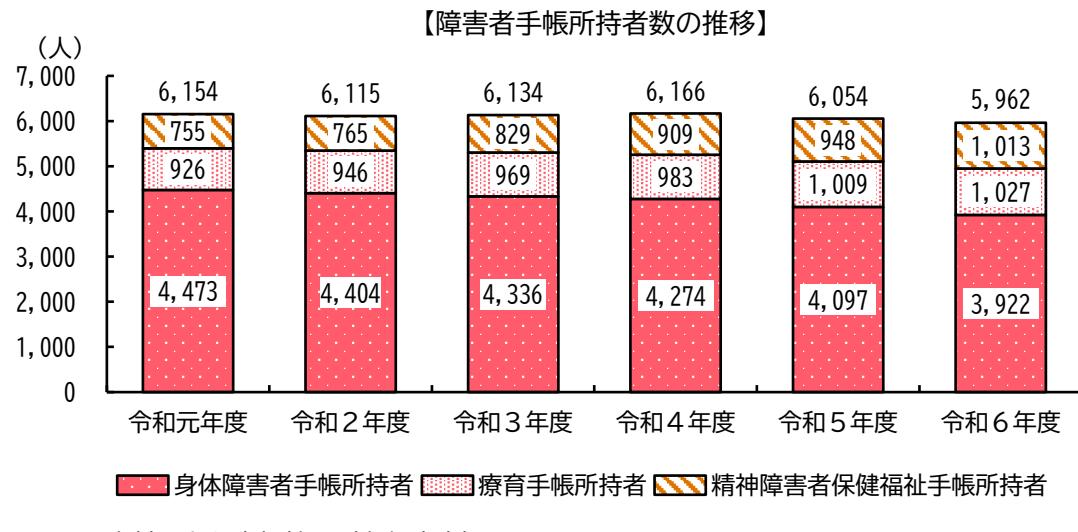
② 要支援・要介護認定者数（65歳以上）の推移

要支援・要介護認定者数、要支援・要介護認定率の推移をみると、ともに増加傾向にあり、令和6年度には認定者数が5,779人、認定率が18.1%となっています。



③ 障がい者の状況

障害者手帳所持者の推移をみると、令和5年度以降減少しており、令和6年度では5,962人となっています。手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は減少、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は増加となっています。



④ 18歳未満のこどもがいるひとり親世帯の状況

こどもがいる世帯のうちひとり親世帯数の推移をみると、総世帯数は増加しています。「6歳未満及び18歳未満のこどもがいる世帯数」は減少しており、令和2年の「6歳未満のこどもがいる世帯数」は3,999世帯、「18歳未満のこどもがいる世帯数」は10,267世帯となっています。また、「18歳未満のこどもがいる世帯数」のうち、祖父母などのその他の世帯員がいない母親または父親と子どものみの「ひとり親世帯」を合わせると1,383世帯で、18歳未満のこどもがいる世帯数の約13.5%を占めています。

【こどもがいる世帯のうちひとり親世帯数の推移】

	単位	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総世帯数	世帯	42,895	43,731	45,617
6歳未満のこどもがいる世帯数	世帯	4,634	4,303	3,999
総世帯数に対する比率	%	10.8	9.8	8.8
18歳未満のこどもがいる世帯数	世帯	11,101	10,644	10,267
総世帯数に対する比率	%	25.9	24.3	22.5
母親と子どもの核家族世帯	世帯	1,193	1,190	1,238
18歳未満のこどもがいる世帯数に対する比率	%	10.7	11.2	12.1
父親と子どもの核家族世帯	世帯	138	146	145
18歳未満のこどもがいる世帯数に対する比率	%	1.2	1.4	1.4

資料：国勢調査（各年 10月 1日）

⑤ 児童扶養手当受給者数の状況

18歳まで（障がいがある場合は20歳まで）のこどもを養育するひとり親家庭の生活の安定と自立を図るために、養育している人の所得に応じて支給される児童扶養手当の受給者数は、令和元年度以降、減少しており、令和6年度では1,066人となっています。

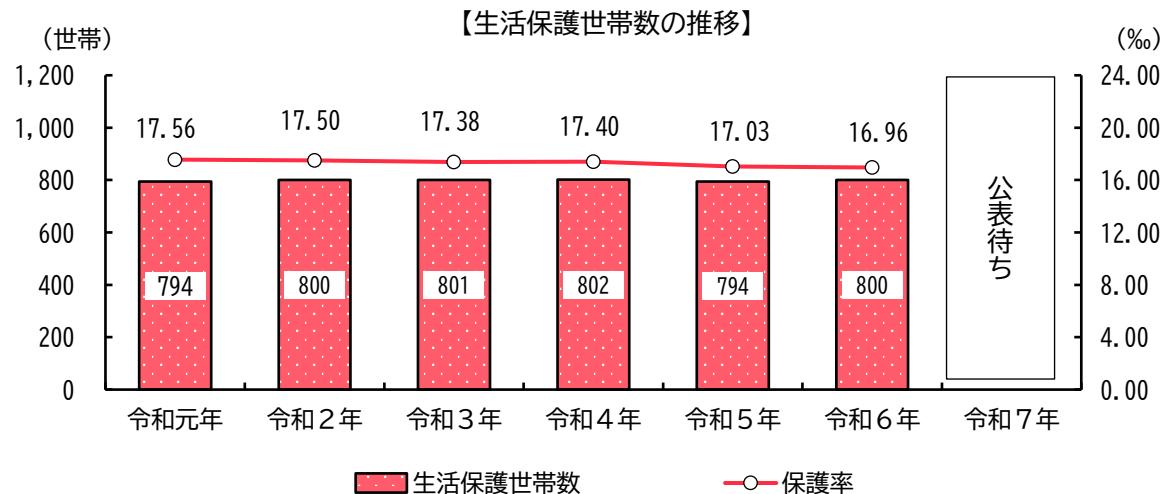
【児童扶養手当受給資格者数の推移】

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
受給者数	1,189	1,164	1,157	1,125	1,083	1,066
全部支給停止者数	294	307	305	314	354	357
計 (受給資格者数)	1,483	1,471	1,462	1,439	1,437	1,423

資料：福祉行政報告例（各年度末）

⑥ 生活保護世帯の状況

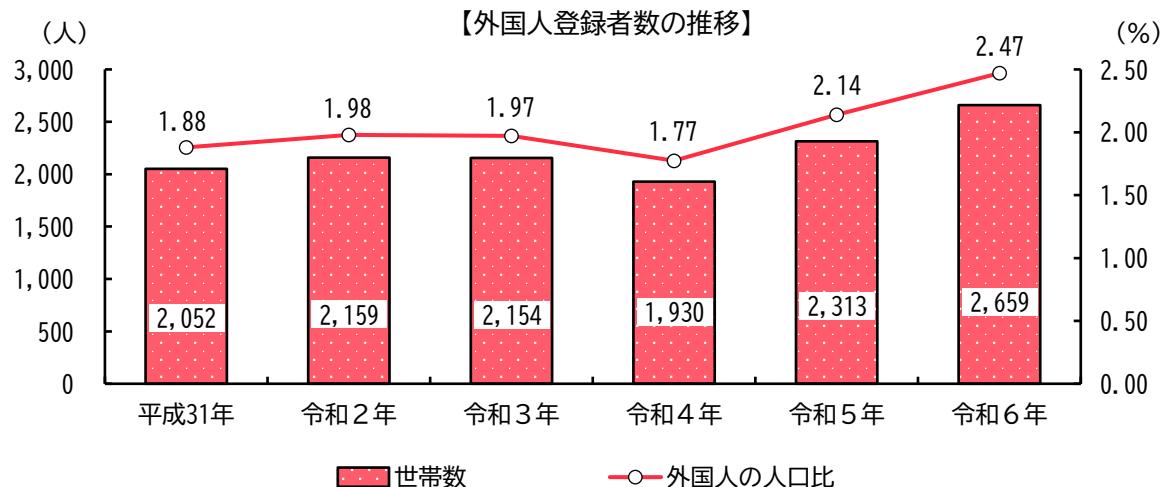
生活保護世帯数はほぼ横ばいで推移しています。令和6年の生活保護世帯数は800世帯、保護率は16.96‰（パーミル：千世帯当たりの数）となっています。



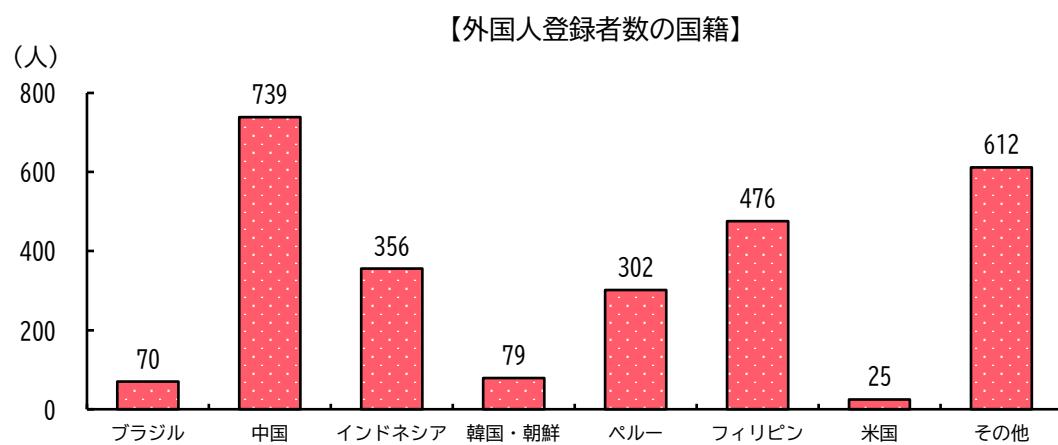
⑦ 外国人登録者数の推移

外国人登録者数の推移をみると、令和4年に一時的に減少しましたが、おむね増加傾向となっています。令和5年の市総人口に占める割合は2.14%となっています。

外国人登録者の国籍をみると、中国が678人で約29%を占めています。



資料：丸亀市統計書（各年 4月 1日）

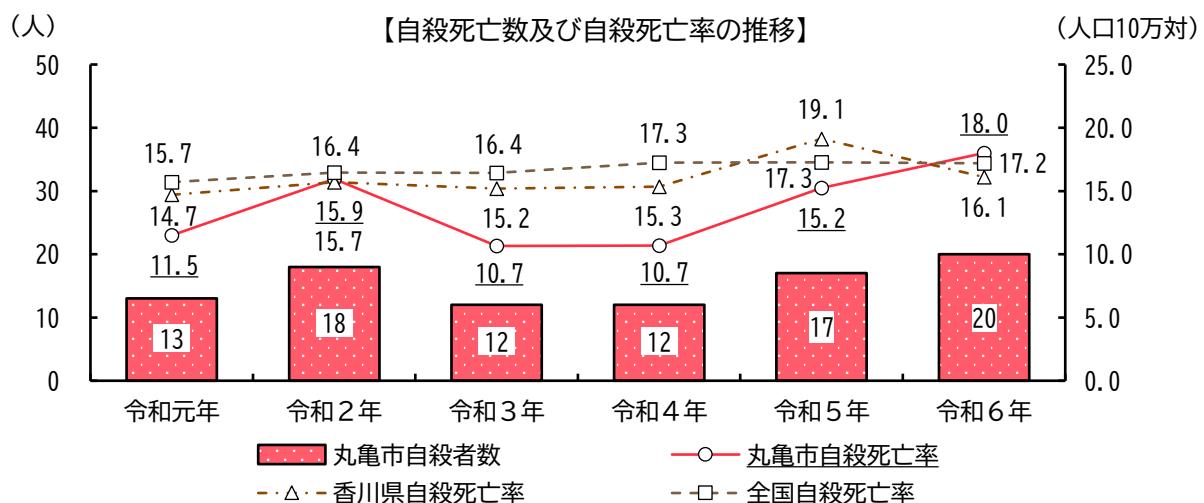


資料：丸亀市統計書（令和 5 年 4 月 1 日）

⑧ 自殺死亡の状況

自殺者数及び自殺死亡率の推移をみると、自殺死亡数は増減を繰り返しており、令和5年では17人と増加傾向となっています。

自殺死亡率（人口10万人当たりの年間自殺死亡数）は、令和2年を除いて、全国や香川県平均を下回っています。



資料：厚生労働省自殺対策推進室（各年1～12月集計）

2 アンケート調査からみる現状

(1) アンケート調査概要

本計画策定の基礎資料とするために「地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

調査対象	市民：18歳以上の3,000人を無作為抽出 事業所：丸亀市内福祉関係事業所 団体：丸亀市内の福祉関係団体 高校生：丸亀市内の高等学校9校の生徒
調査方法	郵送・持込による配布、郵送・WEBによる回答
調査期間	市民：令和6年12月20日～令和7年1月15日 事業所、団体：令和7年1月24日～2月18日 高校生：令和7年3月
調査対象者数（配布数）	市民：3,000人 事業所：80か所 団体：80団体 高校生：981人
回収数	市民：1,056通 事業所：49通 団体：47通 高校生：551通
回収率	市民：35.2% 事業所：61.3% 団体：58.8% 高校生：56.2%

(2) アンケート調査結果

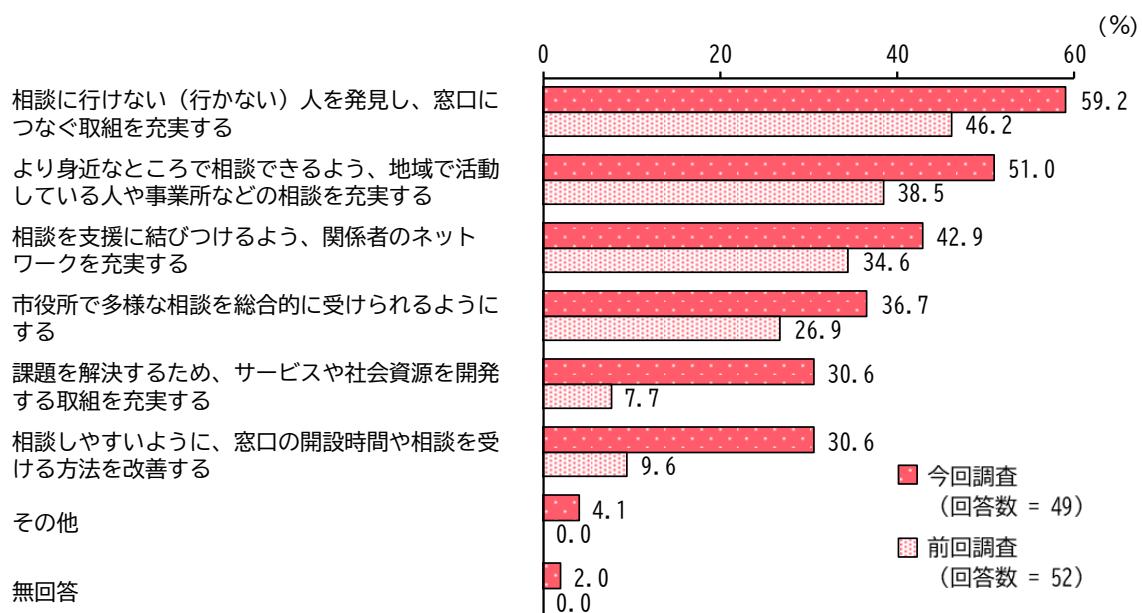
多様な福祉課題に対して制度等の枠を超えた包括的な相談支援のしくみを充実していく上で、特に優先的に力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。【事業所】

「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」の割合が59.2%と最も高く、次いで「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」の割合が51.0%、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」の割合が42.9%となっています。

前回調査と比較すると、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」

「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」「課題を解決するため、サービスや社会資源を開発する取組を充実する」「相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する」の割合が増加しています。

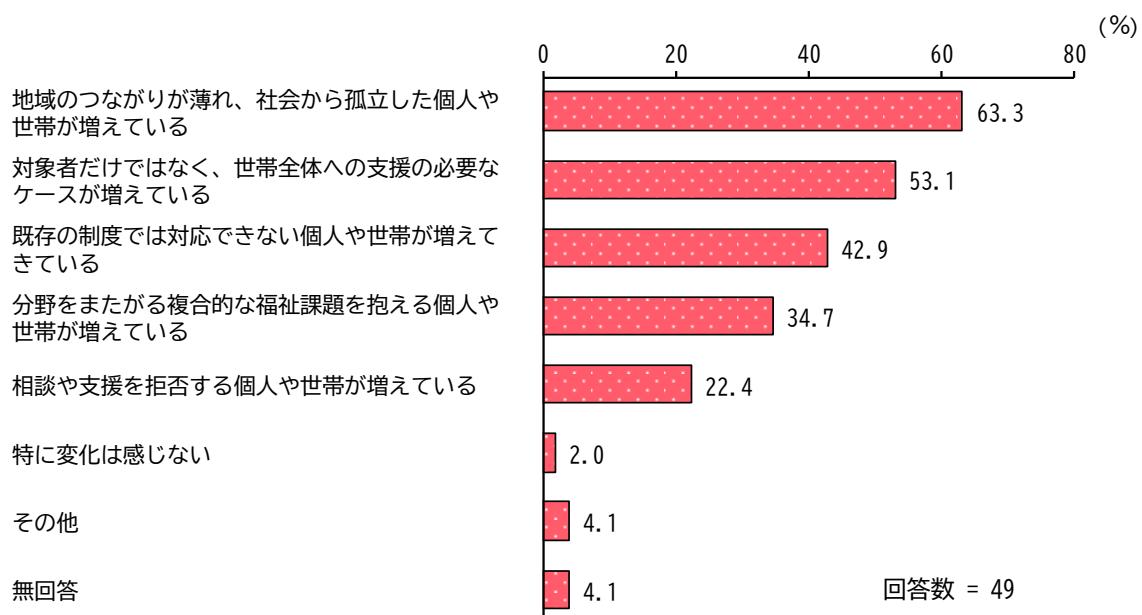
【特に優先的に力を入れて取り組むべきこと】



【最近の相談内容や支援対象者の傾向について、どのように感じますか。【事業所】

「地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている」の割合が63.3%と最も高く、次いで「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」の割合が53.1%、「既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている」の割合が42.9%となっています。

【相談内容や支援対象者の傾向について】

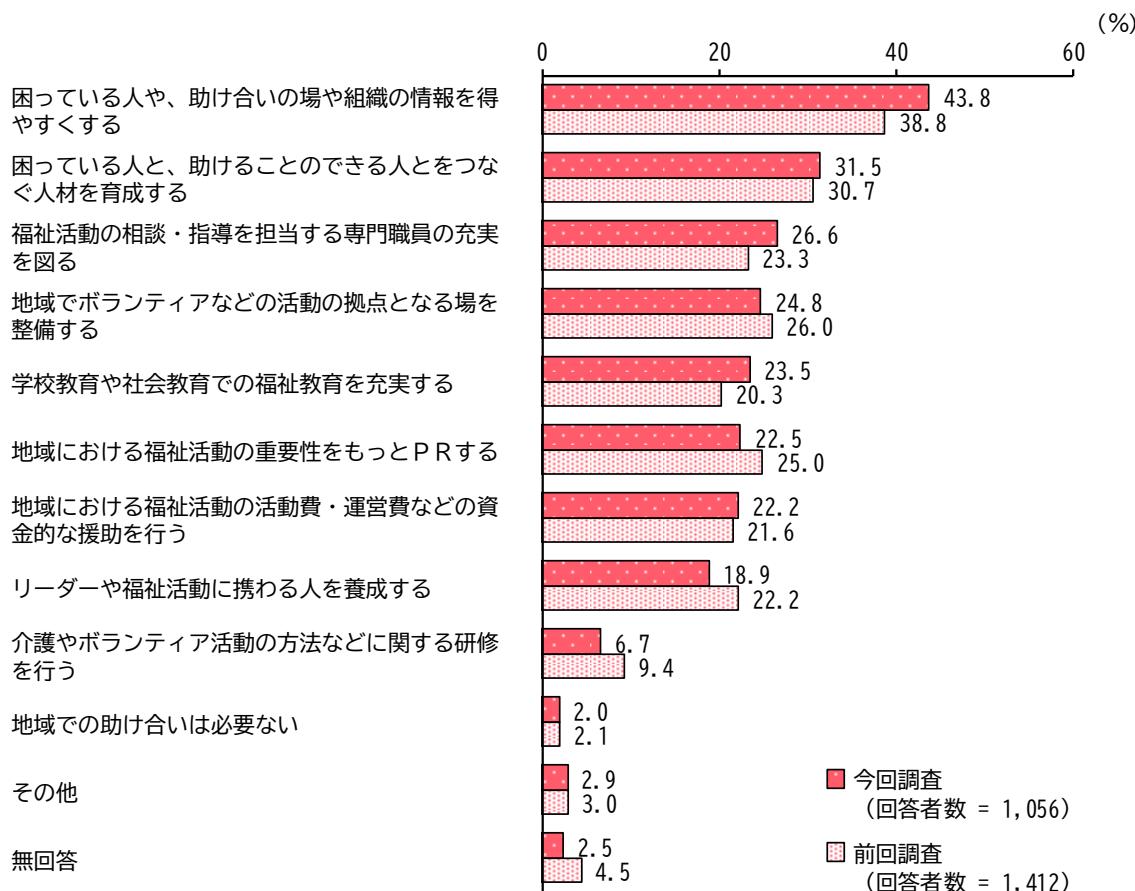


住民同士の支え合い・助け合いが地域で広がるために、あなたはどんなことが必要だと思いますか。【市民】

「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」の割合が43.8%と最も高く、次いで「困っている人と、助けることのできる人とをつなぐ人材を育成する」の割合が31.5%、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」の割合が26.6%となっています。

前回調査と比較すると、大きな変化はみられません。

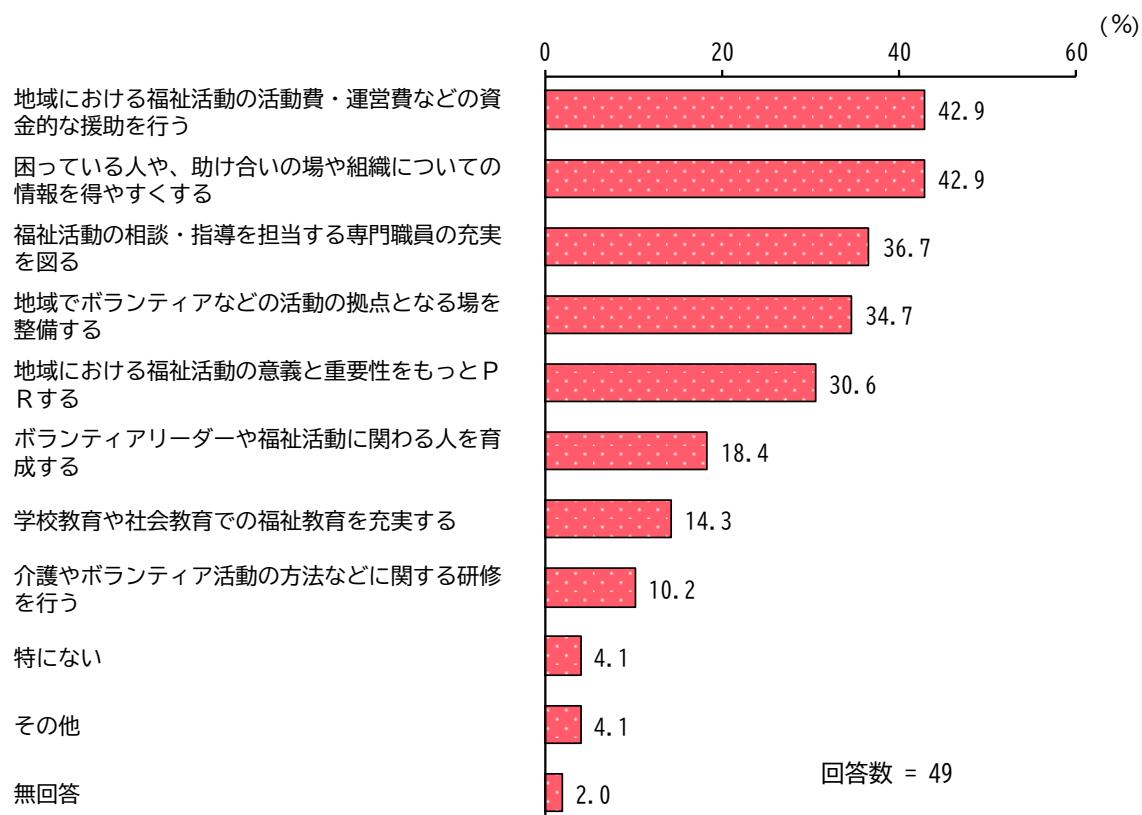
【支え合い・助け合いが地域で広がるために必要なことについて】



地域における助け合い、支え合い活動を活発にするためには、どのようなことが重要だと思いますか。【事業所・関係団体】

事業所において、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」の割合が42.9%と最も高く、次いで「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」の割合が36.7%となっています。

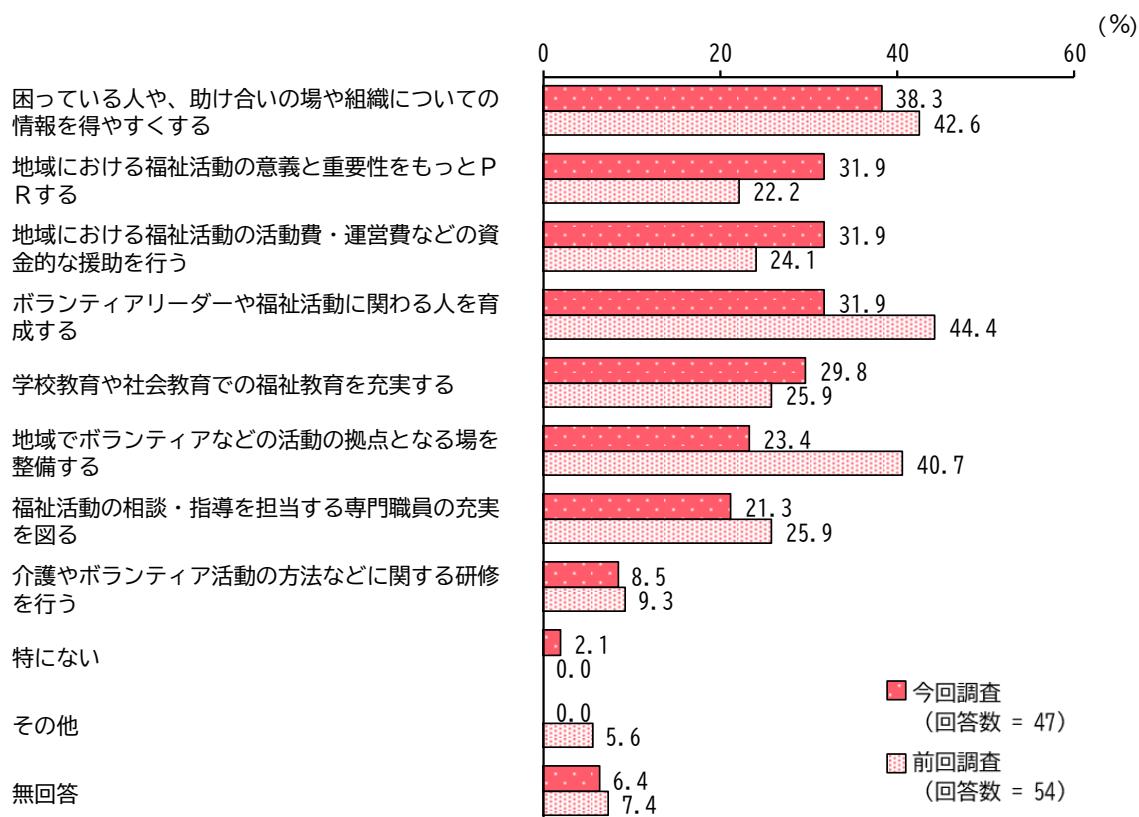
【助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと（事業所）】



関係団体において、「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」の割合が38.3%と最も高く、次いで「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」、「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」の割合が31.9%となっています。

前回調査と比較すると、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」「地域における福祉活動の活動費・運営費などの資金的な援助を行う」の割合が増加しています。一方、「地域でボランティアなどの活動の拠点となる場を整備する」「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」の割合が減少しています。

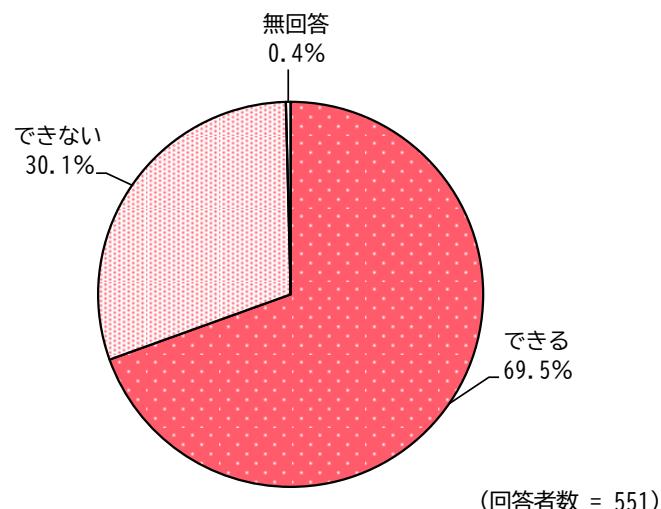
【助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なこと（関係団体）】



困った時に近所の人に助けを求めることができますか。【高校生】

「できる」の割合が69.5%、「できない」の割合が30.1%となっています。

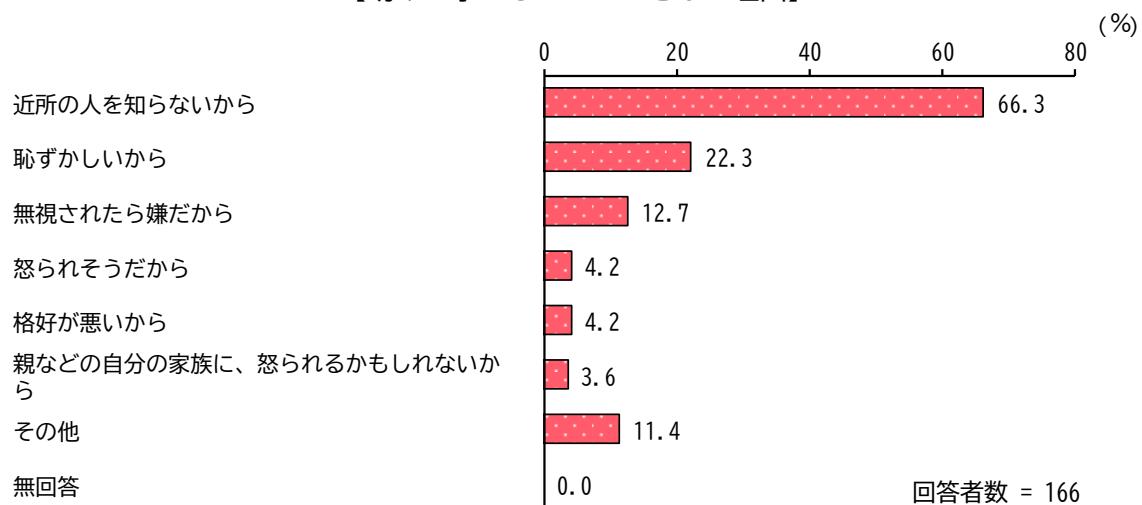
【近所の人に助けを求めることができる割合】



助けを求めることができない理由は何ですか。【高校生】

「近所の人を知らないから」の割合が66.3%と最も高く、次いで「恥ずかしいから」の割合が22.3%、「無視されたら嫌だから」の割合が12.7%となっています。

【助けを求めることができない理由】

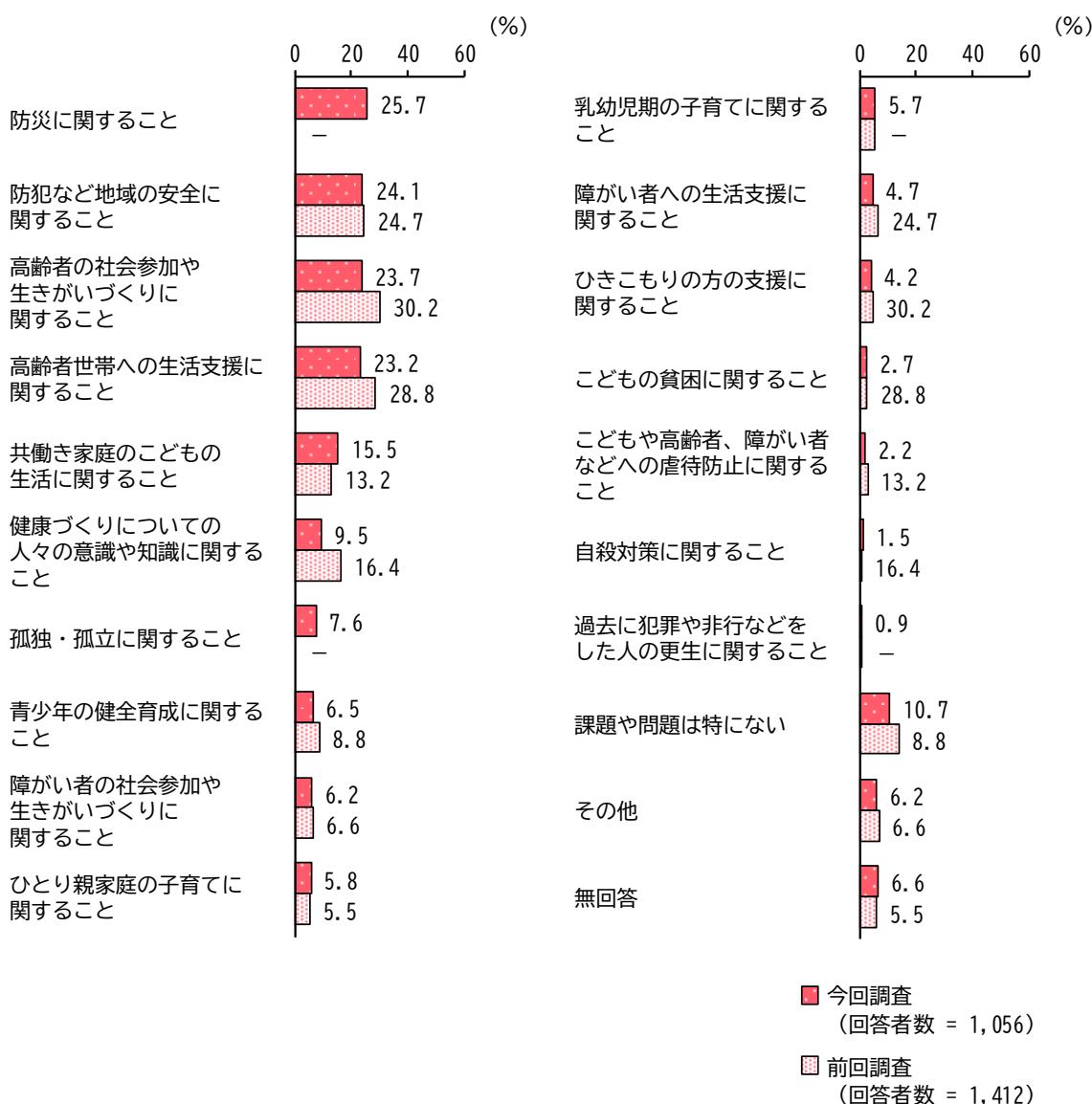


あなたがお住まいの地域には、どのような課題や問題があると思いますか。
【市民】

「防災に関すること」の割合が25.7%と最も高く、次いで「防犯など地域の安全に関すること」の割合が24.1%、「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関するこ」との割合が23.7%となっています。

前回調査と比較すると、「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関するこ」「高齢者世帯への生活支援に関するこ」「健康づくりについての人々の意識や知識に関するこ」の割合が減少しています。

【問題や課題について】

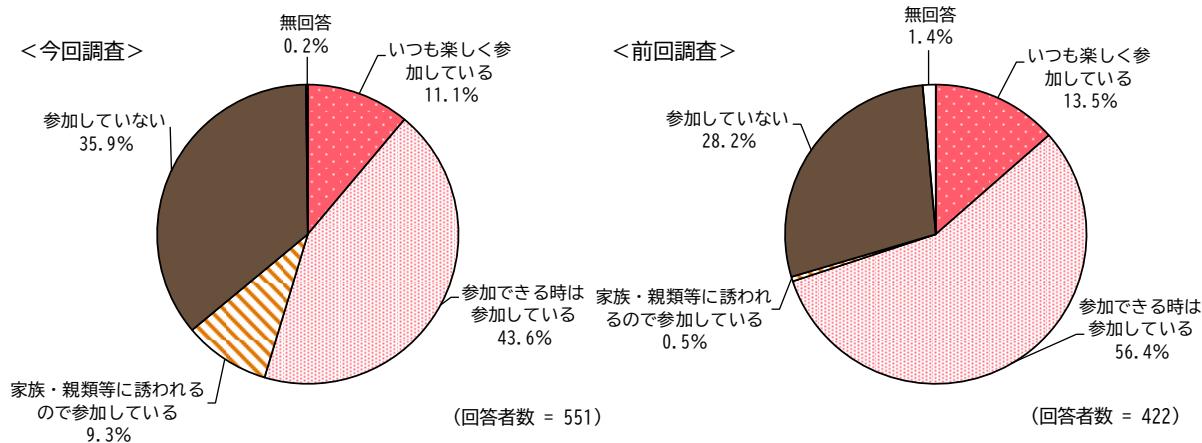


地域のお祭りや行事に参加していますか。【高校生】

「参加できる時は参加している」の割合が43.6%と最も高く、次いで「参加していない」の割合が35.9%、「いつも楽しく参加している」の割合が11.1%となっています。

前回調査と比較すると、「家族・親類等に誘われるので参加している」「参加していない」の割合が増加しています。一方、「参加できる時は参加している」の割合が減少しています。

【お祭りや行事に参加している割合】

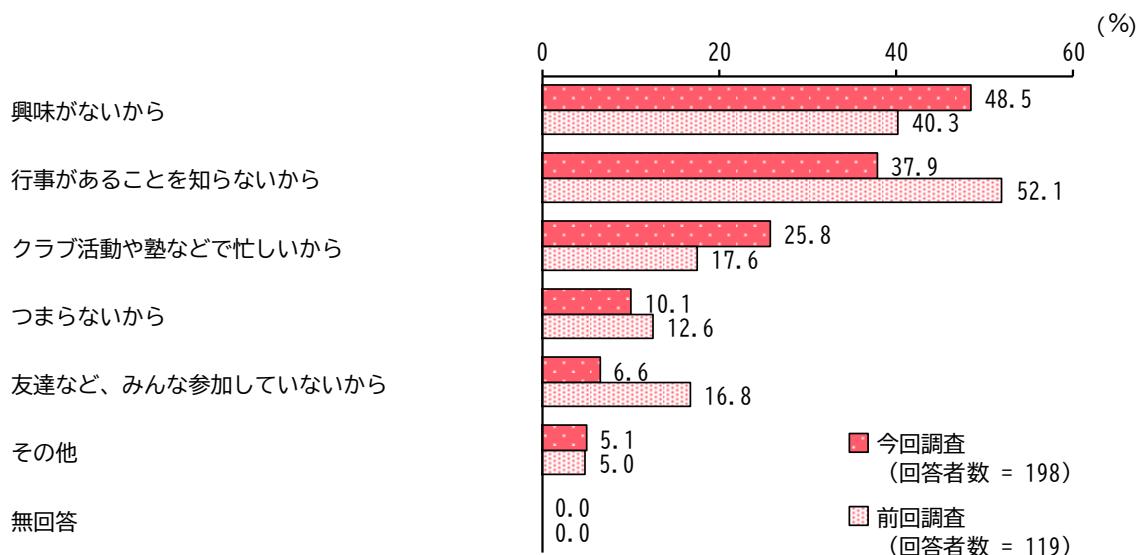


参加していない理由は何ですか。【高校生】

「興味がないから」の割合が48.5%と最も高く、次いで「行事があることを知らないから」の割合が37.9%、「クラブ活動や塾などで忙しいから」の割合が25.8%となっています。

前回調査と比較すると、「クラブ活動や塾などで忙しいから」「興味がないから」の割合が増加しています。一方、「友達など、みんな参加していないから」「行事があることを知らないから」の割合が減少しています。

【参加していない理由】

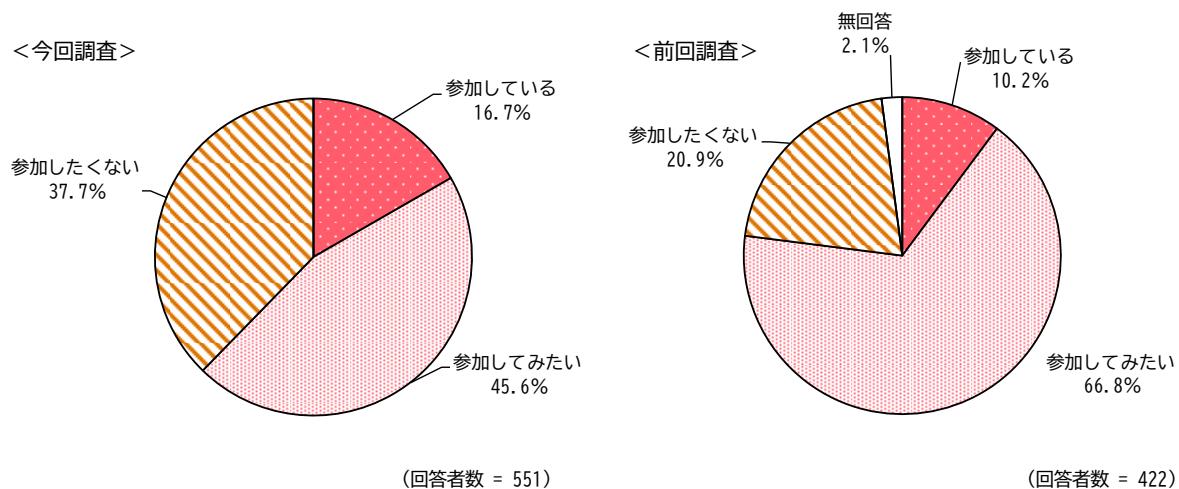


あなたは、今、ボランティア活動に参加していますか。または、今後参加してみたいと思いますか。【高校生】

「参加している」の割合が16.7%、「参加してみたい」の割合が45.6%、「参加したくない」の割合が37.7%となっています。

前回調査と比較すると、「参加している」「参加したくない」の割合が増加しています。一方、「参加してみたい」の割合が減少しています。

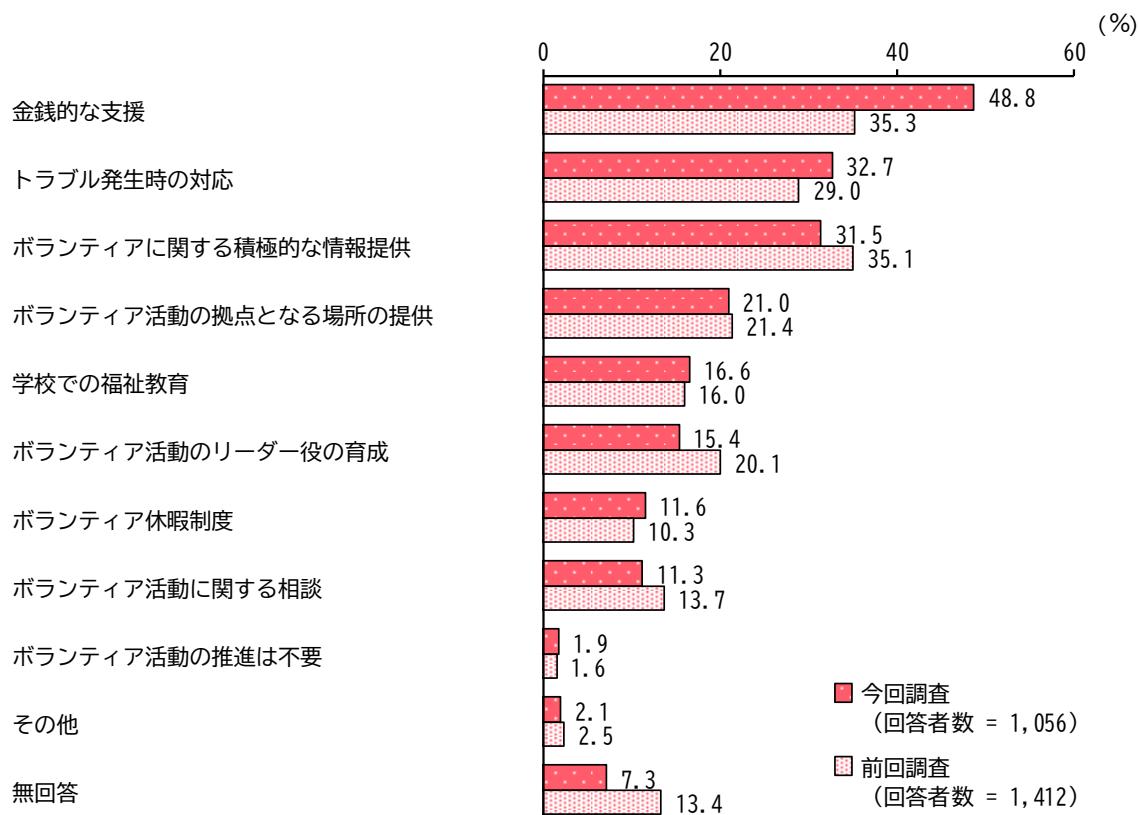
【お祭りや行事に参加している割合】



地域のボランティア活動を進めていく上で、市はどのように取り組む必要があると思いますか。【市民】

「金銭的な支援」の割合が48.8%と最も高く、次いで「トラブル発生時の対応」の割合が32.7%、「ボランティアに関する積極的な情報提供」の割合が31.5%となっています。
前回調査と比較すると、「金銭的な支援」の割合が増加しています。

【ボランティア活動を進めていく上で必要なこと】

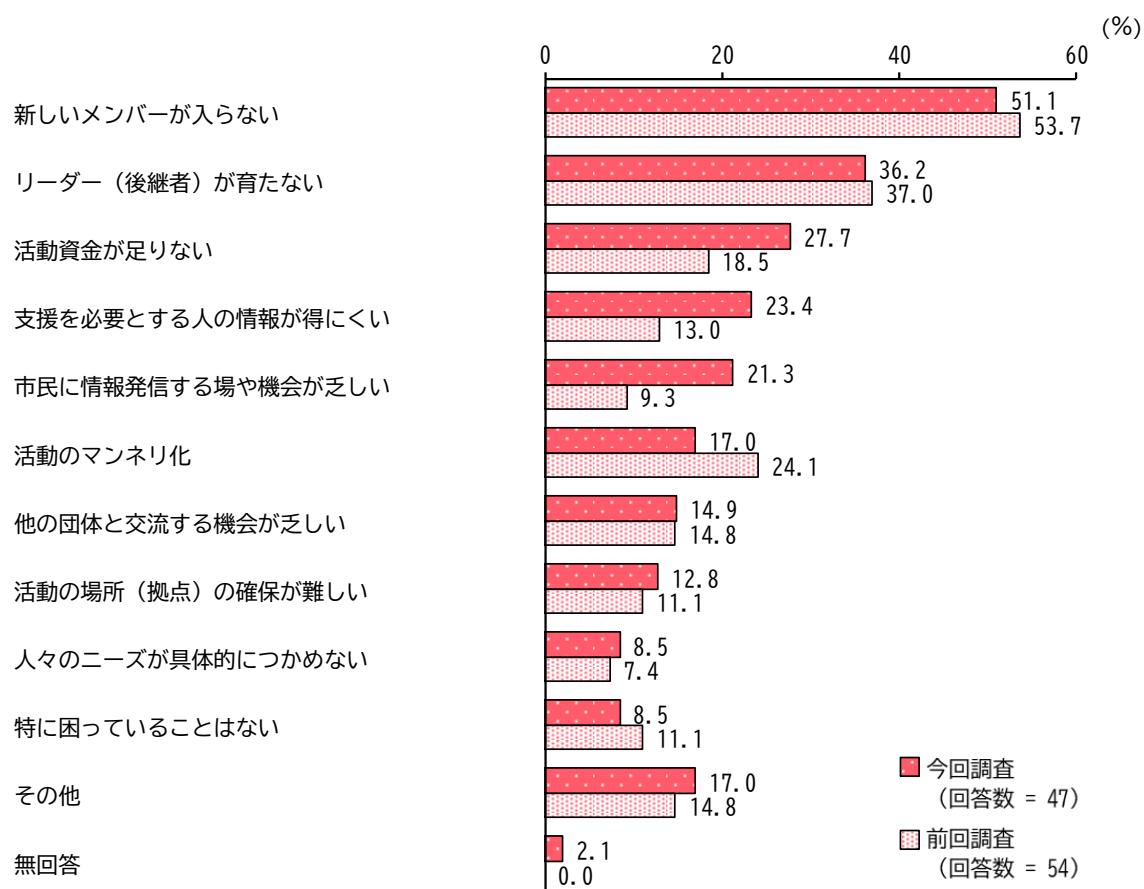


貴団体が活動等を行う上で困っていることはどのようなことですか。
【関係団体】

「新しいメンバーが入らない」の割合が51.1%と最も高く、次いで「リーダー（後継者）が育たない」の割合が36.2%、「活動資金が足りない」の割合が27.7%となっています。

前回調査と比較すると、「支援を必要とする人の情報が得にくい」「市民に情報発信する場や機会が乏しい」「活動資金が足りない」の割合が増加しています。一方、「活動のマンネリ化」の割合が減少しています。

【活動を行う上で困っていること】



貴事業所が今後、社会貢献活動を行う矯正施設や更生保護施設等と共同で取り組めることはありますか？【事業所】

「専門知識の伝授」の割合が34.7%と最も高く、次いで「居場所づくり」の割合が28.6%、「環境保全活動」の割合が10.2%となっています。

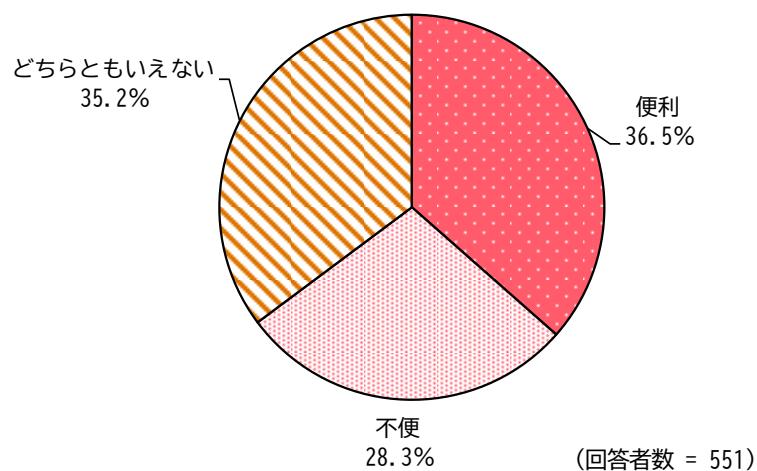
【共同で取り組めること】



住んでいる地域のイメージを教えてください。【高校生】

「便利」の割合が36.5%、「不便」の割合が28.3%、「どちらともいえない」の割合が35.2%となっています。

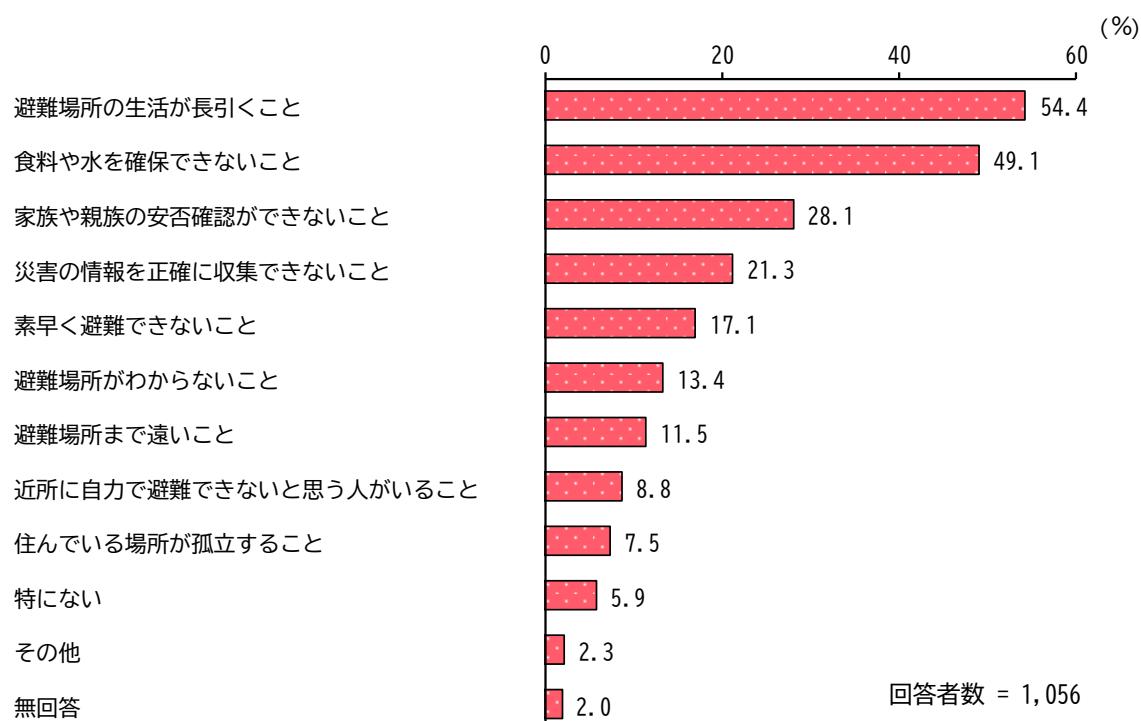
【住んでいる地域のイメージについて】



あなたは、丸亀市で災害（地震や台風、土砂災害など）が起こった時に、どのようなことが不安ですか。【市民】

「避難場所の生活が長引くこと」の割合が54.4%と最も高く、次いで「食料や水を確保できること」の割合が49.1%、「家族や親族の安否確認ができないこと」の割合が28.1%となっています。

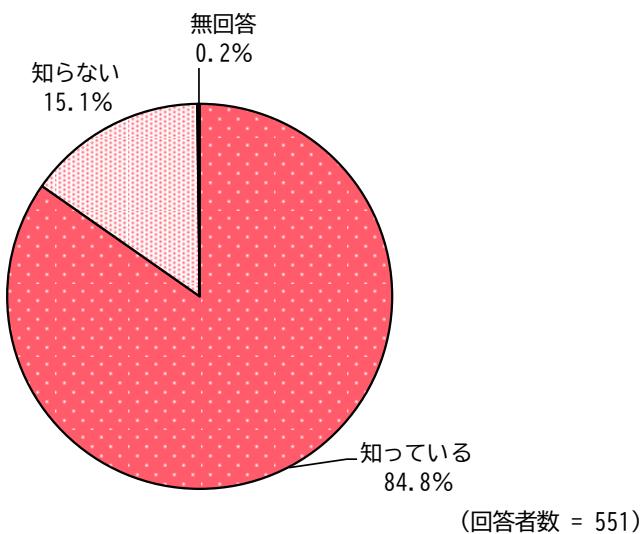
【災害（地震や台風、土砂災害など）が起こった時に不安なこと】



住んでいる地域の避難場所を知っていますか。【高校生】

「知っている」の割合が84.8%、「知らない」の割合が15.1%となっています。

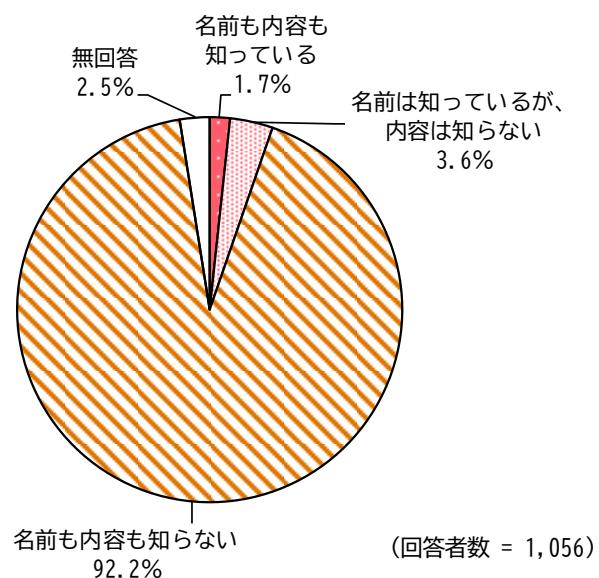
【住んでいる地域の避難場所を知っている割合】



あなたは、「重層的支援体制整備事業」を知っていますか。【市民】

「名前も内容も知らない」の割合が92.2%となっています。

【「重層的支援体制整備事業」を知っている割合】

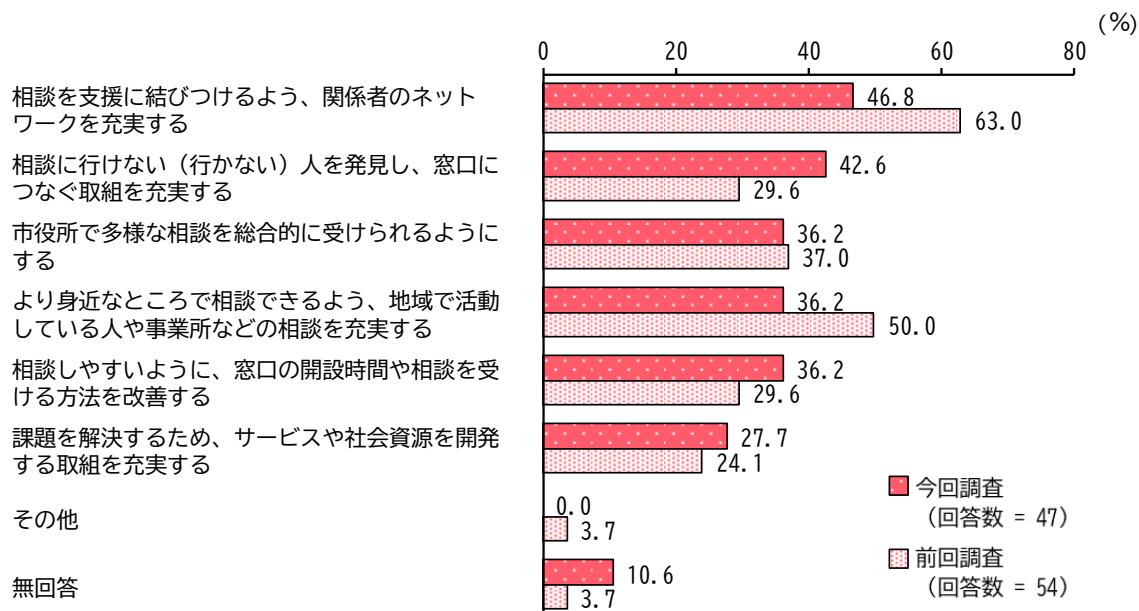


多様な福祉課題に対して制度等の枠を超えた包括的な相談支援のしくみを充実していく上で、力を入れて取り組むべきことはどのようなことだと思いますか。
【関係団体】

「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」の割合が46.8%と最も高く、次いで「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」の割合が42.6%、「市役所で多様な相談を総合的に受けられるようにする」、「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」、「相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する」の割合が36.2%となっています。

前回調査と比較すると、「相談に行けない（行かない）人を発見し、窓口につなぐ取組を充実する」「相談しやすいように、窓口の開設時間や相談を受ける方法を改善する」の割合が増加しています。一方、「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」の割合が減少しています。

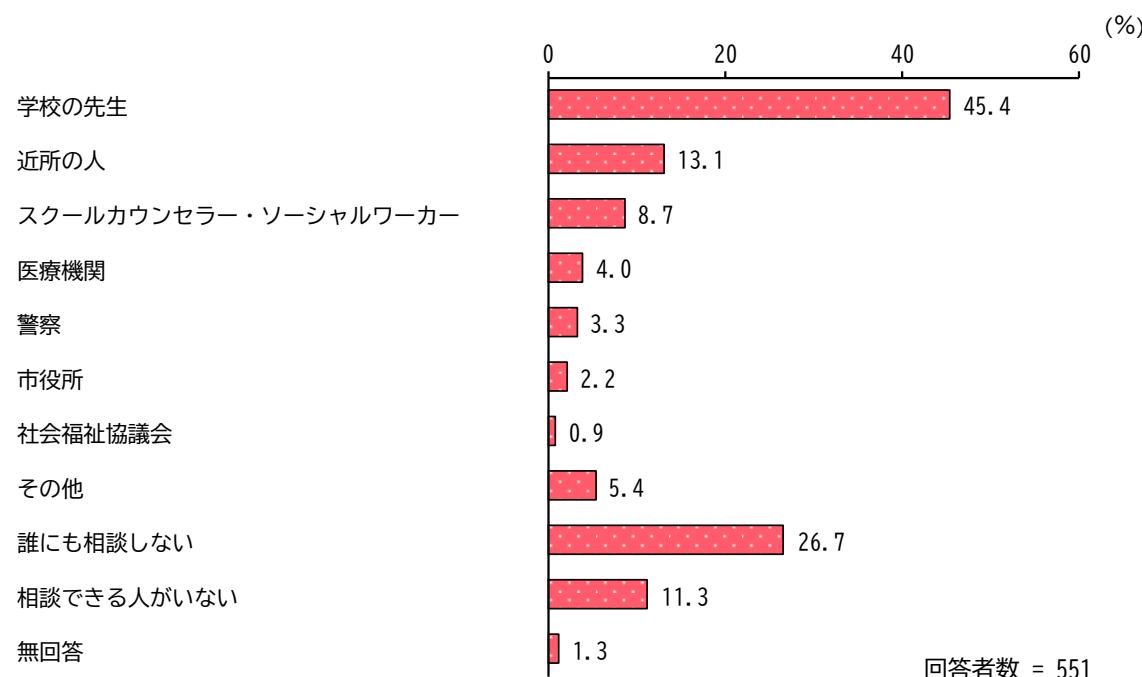
【力を入れて取り組むべきこと】



あなたは、家族・親戚や友人・知人以外に相談先（相手）がありますか。
【高校生】

「学校の先生」の割合が45.4%と最も高く、次いで「誰にも相談しない」の割合が26.7%、「近所の人」の割合が13.1%となっています。

【相談先（相手）について】



3 住民座談会で把握した地域の現状

(1) 住民座談会の概要

① 住民座談会の目的

多くの幅広い世代の市民のみなさまの参加を得ながら、直面している地域課題の把握や地域資源の発掘を行うとともに、地域課題解決の方策をともに考え、目指すべき方向性を見出し、計画に反映させることを目的に実施しました。

② 実施期間

令和7年1月～3月

③ 実施内容

各地区コミュニティから住民の方に住民座談会への参加を呼びかけていただくとともに、丸亀市ホームページにて募集を行い、丸亀市内17地区コミュニティごとに集まった住民の方々による座談会を実施しました。

座談会では、地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容と人口、世帯数など地域の状況を説明したあと、1グループ4から6人程のグループにて、地域資源を発掘するため、「活き活き・きらきら」をキーワードにして興味や関心、今ある良いことについて、また、地域の課題を把握するため、「もやもや」をキーワードにして思いや不安について、そして、地域資源を活用して、地域課題の解決のためにできることについて、「ボチボチ・やるやる」をキーワードに話し合っていただきました。最後に話し合った内容をグループごとに発表し、参加者全員の共有を行いました。

また、各地区で実施した住民座談会でいただいた共通意見や各地区の特徴などを、地域の見守り活動に協力いただいている企業の参加の下、市全体で共有し、問題解決の方策を広域(中学校区単位)で考える全体会を開催しました。

(2) 各地区住民座談会のまとめ

① 各地区住民座談会の主な意見（詳細は●ページ）

圏域	主な資源	主な課題
市全体	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援と安全確保の充実（学校ボランティア、防犯パトロール） ・自然環境の豊かさ（けんこう公園、自然豊かな山・川・海、伝統行事） ・歴史・文化・観光資源の魅力（歴史ある寺院、丸亀城、文化財、伝統の祭り、歴史的町並み） ・交通・商業・公共施設の利便性（市役所や駅、スーパー・大型商業施設、病院、体育施設） ・スポーツ・健康促進と防災・地域安全対策（スポーツイベント、体験教室、防災訓練、助け合いサービス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化や少子化に伴う自治会・ボランティアの担い手不足 ・空き家や空き地の増加、耕作放棄地の拡大に対する不安 ・移動手段の制約（バス本数の少なさ、JR接続不便、車依存、島内交通） ・災害時の孤立・防災意識の不足、避難所・避難体制の課題 ・地域情報の発信や共有の重要性（SNS、掲示板、回覧板の活用） ・こども・高齢者など多世代が安心して暮らせる環境整備の必要性
中学校区	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援や生活支援サービスの充実（配食サービス、助け合いサービス、買物支援、交通支援） ・地域間・世代間交流を促進する活動（親子参加型イベント、健康づくり、防災訓練の共同実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や一人暮らし世帯への支援体制強化（介護タクシー、居場所づくり、調理支援） ・若者・働き世代の地域活動への参加促進（自治会加入促進、地域イベントへの参加、リーダー育成） ・交通・移動環境改善による生活支援（デマンドタクシー、オンデマンドバス、送迎ウーバー） ・多世代の防災・災害対応体制の整備（避難所活用、合同行事、防災教育）

圏域	主な資源	主な課題
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ・こども・高齢者・若者の多世代交流活動（伝承遊び、スポーツ、食事会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域行事や祭り、ふれあい広場などを通じた交流の活発化 ・コミュニティセンターや公園、カフェ、サロンを活用した居場所づくり ・防犯パトロール、見守り活動、清掃活動、ウォーキングなど日常のつながり形成 ・地域資源の活用（歴史的建造物、自然、公園、城や神社、観光資源） ・ボランティアや地域活動の担い手の参加促進（当番制、ゆるやかな参加、情報発信で呼びかけ） ・空き家や未利用地の活用による地域活性化（ゲストハウス、イベント会場、地産品販売）

② 意見のまとめ

市全体では、多世代・多様な住民が参加しやすい地域づくりが共通課題として示され、災害・防犯対応の充実や、デマンド交通や自動運転バス導入など移動手段の確保、地域資源や伝統文化をいかした学びや仕事づくり、SNSや広報紙を活用した情報発信、自治会加入促進や役員の負担軽減など、地域運営の持続性を高める施策が求められています。

各中学校区では、こども主体の活動や学校・PTAとの協働、高齢者への見守りや生活支援、多世代交流を重視し、地域行事やスポーツイベント、ふれあいサロンやこども食堂などを通じて世代間のつながりを深める取組が必要とされています。さらに、地域住民の移動・買い物の利便性向上や防災・防犯意識の啓発も課題です。

コミュニティレベルでは、日常的なつながりづくりが焦点であり、あいさつや声かけ、地域清掃、こどもや高齢者の交流イベント、地域内情報共有、空き家や公共施設の活用など、住民が主体的に関われる小規模な活動の充実を通じ、孤立防止や安心して暮らせる環境づくり、多世代参加の促進が期待されています。

③ 参加人数

地区コミュニティ	参加人数（人）	地区コミュニティ	参加人数（人）
城北	21	垂水	18
城西	23	本島	8
城乾	18	広島	10
城坤	13	栗熊	11
城南	29	岡田	15
土器	18	富熊	18
飯野	11	飯山南	22
川西	13	飯山北	15
郡家	16		

(3) 全体会のまとめ

① 全体会での主な意見（詳細は●ページ）

カテゴリー	主な意見
1 こども・若者の参加と居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・こども主体のイベントや学校・PTAとの協働活動 ・若い世代（中学生以上）が参加できるイベントの開催（ゲーム・映画・アニメ等） ・高校生・企業との連携による世代間交流 ・近所のこどもが自由に遊べる居場所づくり ・こども食堂やみんなの食堂を活用した多世代交流 ・小学生の歴史探訪や文化行事への参加促進
2 高齢者・障がい者への支援と見守り	<ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らし高齢者への思いやり事業や徘徊者見守り活動 ・買物支援・配食・灯油宅配など生活支援サービスの充実 ・防災や見守り体制づくり（名簿の活用・地元企業や警察との協力） ・高齢者食堂とのコラボレーションによる交流促進
3 地域拠点・居場所の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター・サロン活動・カフェ開放の推進 ・空き家の利活用による多世代交流拠点づくり ・軽食提供やポイント制度などの誰もが参加しやすい工夫 ・神社の祭りや文化行事の活性化による地域の絆づくり
4 地域資源の活用と経済・仕事づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・パントリー活動や障がい者施設製品の活用 ・地産地消や地域資源をいかした学びの場づくり ・散歩マップや観光資源を活用した地域の魅力発信 ・社会資源や観光を基盤とした仕事づくりの推進
5 交通・移動手段の確保、買い物支援	<ul style="list-style-type: none"> ・移動販売サービスやデマンドタクシーの導入検討 ・自動運転バスの導入要望 ・宅配サービス活用
6 防災・防犯の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災活動の強化と継続的な訓練の実施（自治会長の参加など） ・警察・地元企業・住民を巻き込んだ防犯訓練の実施 ・高齢者や障がい者を含めた地域全体の防災力強化
7 情報発信と自治会運営	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSやホームページ、広報紙の電子化による情報発信の充実 ・公共メディア（バス・ケーブルTV等）を使った地域PR ・自治会未加入者との接点確保や加入促進の工夫 ・自治会の役員の負担軽減や自治会加入推進部隊の結成検討

② 意見のまとめ

全体会では、「多世代・多様な住民が参加しやすい地域づくり」が共通の課題として確認されました。

こども向けの遊びや学びの場、学校・PTA・自治会との協働、高齢者への見守りや生活支援、ふれあいサロンやこども食堂などを通じた世代間交流の推進が求められています。

また、買い物支援や、デマンド交通、自動運転バスの導入など移動手段の確保、災害・防犯対応の充実、地域資源や伝統文化をいかした学びや仕事づくりも重要な視点として挙げられました。

さらに、SNSやホームページ、広報紙などによる情報発信の強化、地域活動を主に担っている役員の負担の軽減など、地域運営の持続性を高める取組も必要とされています。

4 第3次計画の評価及び課題

丸亀市及び丸亀市社会福祉協議会では、地域福祉施策の推進に向けて、第3次計画の体系に基づき、3つの基本目標と、10の行動目標を定め、事業を実施してきました。

本計画の策定にあたり、体系に基づく事業の実施状況について、丸亀市関係各部署及び丸亀市社会福祉協議会での評価を行い、本計画に取り入れる事項についての検討をしました。また、それらを踏まえ、次期計画に向けた課題を行動目標ごとに、次のとおり整理しました。

基本目標1 みんなで支え合う「しくみづくり」

行動目標1. 誰一人取り残さない支援の体制をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

①包括的・重層的な支援体制づくりに向けた交流と相互理解の促進

- 福祉・教育・就労分野等の施策について、情報の共有や一体的な事業実施を目的とし、府内連携会議を開催しました。部署間のつながり強化や、ケース検討を通じた包括的な支援のための体制づくりを進めました。
- 地域における異なる活動分野や世代を超えた住民交流を推進するため、府内における高齢、障がい、こども、生活困窮の各分野の担当者交流会を開催し、それぞれの事業内容についての情報共有の機会を設けました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 担当者や分野によって連携の程度や課題に対する意識に違いが生じています。そこで、各担当者の能力向上を促進し、ケース検討などを通じた連携強化が必要です。
- 多様な属性による活動の連携、協力が不十分であるため、分野を超えた交流が可能な、多様な場の整備が必要です。

②相談窓口の充実と総合的な相談支援体制の構築

- 包括的支援体制を強化するため、市社協に関連業務を委託し、困難な事例に対して支援が届くよう、多機関協働による支援へつなぐ際の基準の設定や関係機関への「つなぐシート」の周知を行いました。また、重層的な支援に向けた関係機関とのヒアリング調査や会議を実施し連携体制を強化しました。

- 子育て家庭を支援するため、「まる育サポート」として、「あだあじお」、「ハッピーサポート丸亀」、家庭児童相談室が連携し相談支援に努めました。令和4年度の児童福祉法改正を踏まえて母子保健と児童福祉の連携を促進しました。
- アウトリーチ型相談支援事業を活用し、訪問支援による未治療や治療中断の対象者を必要な保健・医療・福祉サービスにつなぐ精神障がい者への支援を行いました。また、医療機関や行政、地域住民と連携し、地域共生社会の実現に努めました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 困難な事例を市社協につなぐ体制づくり進められましたが、実績を積みながら、中核的な機関としての役割を強化するために、対象事例の増加や多機関協働の推進が求められています。
- 子育て家庭向け相談について、こども家庭庁設立を契機に母子保健と児童福祉の一体的な体制づくりを充実させていく必要があります。
- 精神障がい者向けのアウトリーチ型支援事業では、対象者に対応できる専門性の向上と複合的な困難に対応する幅広い連携深化が課題です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①包括的・重層的な支援体制づくりのための取組

- 重層的支援体制整備事業の本格実施に向け、相談機関等に呼びかけて、事業について共通理解を深めるための研修会を実施しました。
- 重層的支援会議を開催し、世帯における課題の情報共有と支援プランを作成する取組を行い、各機関の連携促進につなげました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 重層的支援体制整備事業のネットワーク構築について、関係機関・団体等と地域を橋渡しする新たなしくみの強化が必要です。
- 社会的に孤立状態にある世帯への支援について、アウトリーチ型の支援活動を拡充することで、実態の把握を進めるとともに、民生委員・児童委員をはじめとした地域住民との連携を強化し、支援体制の充実を図る必要があります。

行動目標 2. 地域でつながり支え合う関係を深めよう

【主な取組状況と評価（市）】

②交流やふれあいの場・機会づくり

- 地域の多世代交流を応援するため、コミュニティセンターを活用し、多様な事業やイベントの開催を支援し、コミュニティセンターの利用者増加を目指して取組しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 地域住民の高齢化による支援人材の固定化や負担の増加が顕著であり、持続可能性の低下が懸念されています。若年層と高齢層の交流機会が限られており、多世代交流の促進が必要です。

③地域での見守り・支援体制の充実

- 住民同士の見守り・支え合いのしくみとして、小地域ネットワーク活動を進めるとともに、福祉協力員を対象に講演会や研修会を開催し、安心して暮らせる地域づくりを目指した取組を推進しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 福祉協力員の活動において気づきの目を育てる取組は進んでいる一方で、制度の役割認識や周知に課題がみられています。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①地域交流のための場づくり

- 地域の居場所づくりを推進するため、「みんながオルデ通町」を開設し、住民が交流できる場として運営しました。
- こどもの貧困対策として、「丸亀市こども食堂・居場所づくり等ネットワーク」を立ち上げ、こども食堂への情報提供や食品類の提供を行いました。また、住民や企業・団体から寄附金や物品寄附を受け入れ、こども食堂応援基金として運営支援に活用しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 地域拠点としての居場所を維持するためには、その特性やニーズに応じた支援策が求められています。特に、活動の継続を支えるための安定した財源の確保が課題です。

②支え合いの地域づくりに向けた支援

- 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に向け、コミュニティごとに住民座談会を開催し、地域住民の意見を集約し、コミュニティごとの地域課題や市全体での課題を把握しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 住民からのニーズを丁寧にききとり、施策に反映すべき意見をより細やかに収集分析し、住民主体の地域づくりを支えるしくみを強化する必要があります。

行動目標 3. 課題の深刻化を防ぐ体制をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

①専門・相談機関の連携体制の充実

- 困難事例の予防と早期発見・対応のため、地域住民が集まる会合に参加し、地域共生社会の構築や重層的支援体制整備事業に関する情報提供を行うとともに、課題解決に向けた具体的な取組を進めています。
- 丸亀市障害者虐待防止センターでは、24時間365日体制で虐待通報や相談対応を実施し、警察や関係機関との連携体制を構築しています。また、要保護児童対策地域協議会実務者会議を毎月開催し、児童虐待防止や支援について継続的な協議を行い、西部こども相談センター・香川県子ども女性相談センターと連携して専門的な対応の推進に努めました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 虐待については早期発見や早期対応が重要であり各関係機関との情報共有や連携が必要です。子育てに困難を抱える家庭が増える中で、特に乳幼児期・未就園児期の孤立問題が顕在化しており、支援につながらず児童虐待が深刻化するケースがあり、虐待防止の取組において、妊娠期から切れ目ない支援を行うための体制整備が必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①地域や多様な主体との連携協働の推進

- 「企業連携型巡回見守り活動」の参加拡大を推進するため、ホームページや企業訪問での参加およびかけなどの協定締結企業数を増やす取組を行い、地域情報共有を進めながら企業の参加協力を促進しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 協定締結企業数の増加は一定の成果を上げており、地域福祉活動において、今後は、連携企業のより広い活動への参加につなげていくことが必要です。

②困難な課題を持つ人への支援

- 重層的支援事業においてアウトリーチ活動を実施し、継続的な支援を開始するとともに、参加支援事業の啓発を進め、登録団体数の増加に向けて取組を推進しました

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ活動について、支援の質を向上させるため、専門団体との連携をさらに強化する必要があります。

行動目標 4. 地域での自立を支えるしくみをつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

②高齢者、障がい者等の地域での自立支援

- 子育て世帯への支援として、児童扶養手当やひとり親家庭等医療など経済的支援、ひとり親家庭への相談支援や母子父子家庭自立支援給付金支給事業により、生活相談や自立に向けた職業訓練・教育訓練に係る給付を行い生活の安定につながるよう支援を行いました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- ひとり親世帯への支援では、周知の難しさから支援制度が十分に活用されていないケースが一部見られ、制度の周知が必要です。

③権利擁護の推進

- 「後見センターまるがめ」を地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、市社協との連携の下、成年後見制度利用促進協議会を設置し、成年後見制度の利用促進を図りました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 少子高齢化の進展に伴い、成年後見制度の重要性が増す中、多職種連携や福祉サービスとの包括的な連携が一層求められています。後見制度の利用促進に向け、相談機能や広報活動の充実が必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①生活困窮者への支援の推進

- 総合相談支援窓口「あすたねっと」を設置し、生活困窮者自立支援制度に基づいた支援を推進し、具体的な支援を行いながら相談者の課題解決に努めました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 相談者に対する支援が個別対応で進められていますが、課題やニーズに応じたチーム連携型の支援体制の強化が必要です。また、相談者の情報共有において目的の明確化と支援進行の効果的なしくみづくりが必要です。

②高齢者等の生活支援の推進

- 買物支援事業（移動販売支援事業）を実施し、離島高齢者の孤立化やひきこもりの予防、地域での見守り支援、移動販売を通じた気軽に集える場づくりを推進しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 買物支援事業や配食サービス事業、救急医療情報キットなどの事業は一定の成果を上げていますが、住民生活のさらなる実態把握と地域特性に応じた支援の取組が求められています。

基本目標 2 地域福祉を支える「ひとつづくり」

行動目標 5. 人権意識と福祉の心を育てよう

【主な取組状況と評価（市）】

②人権意識を高めるための教育・啓発の推進

- 令和3年に制定した「丸亀市人権を尊重し多様性を認め合うまちを実現する条例（多様性条例）」に関する内容を周知し、人権尊重のまちの実現に向けた啓発活動を実施しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 様々な場面での継続的な周知・啓発を行い、市民一人ひとりが人権課題を「自分ごと」として捉える取組等、人権を尊重する行動を促すための具体的なしきけが必要です。

③福祉に関する教育・学習の推進

- 各学校において、総合的な学習の時間を活用し、多様性や共生について学ぶ機会を提供し、児童・生徒が多世代交流と相互理解を深められる環境を整えています。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 学びを地域社会に還元し、実際に役立てるしくみを構築するため、地域の実態に即した活動の場や市民参加型の取組との連携が必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

②ふくし出前講座の推進

- 学校や企業に対し、高齢者体験グッズ等の貸出を行い、生徒や社員が体験を通じて配慮が必要な人への配慮を学ぶ機会を提供し、高齢者や障がい者への理解促進を図りました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 学校や企業等を対象とした福祉体験や出前講座は一定の成果を上げており、今後は行政が行う体験学習との連携が必要です。

行動目標 6. 地域福祉活動の担い手を増やそう

【主な取組状況と評価（市）】

①地域活動・ボランティア活動の普及・啓発

- 新たな担い手を創出するため、市民活動に関する情報を集約した「市民交流活動センターホームページ（マルタス）」において、市民一人ひとりが主体的に行動するきっかけや気づきとなる情報を発信しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 若い世代や地域活動に関与していない世代の興味や関心を引き出すしくみが必要です。市民活動団体の様々な活動がより広範囲に伝わるようにするため、多分野の団体とのさらなる連携を進めていくことが必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①地域福祉活動の担い手の発掘と育成

- 地域のボランティア活動を活性化するため、「ボランティア講座」を開催し、活動の担い手となる人材のスキルアップを図りました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 地域に愛着を持ち、自ら地域づくりを担うリーダーの発掘と育成が必要です。

②地域での福祉活動を支える住民への支援

- 福祉活動を担う住民に対し、その活動を支援するために啓発および研修会を実施しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 福祉ママや福祉協力員など、福祉活動を担う住民への支援により、さらなる組織基盤の強化が求められています。

行動目標 7. 担い手が活動しやすい環境をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

①地域活動・ボランティア活動への支援

- 市社協と連携し、市民活動やボランティア活動の促進に向けて学生による活動への支援を行い、活動場所の提供や会議でのサポートを実施しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 福祉のまちづくりに向けた活動を継続し、地域全体が協力する体制を強化する必要があります。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①丸亀市ボランティアセンターの充実・強化

- ボランティア講座を開催し、地域で活動するボランティア人材のスキルアップを支援しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 地域に愛着を持ち、ボランティアを通じて地域づくりを担う人材育成に取り組むことが必要です。

②福祉活動・ボランティア活動の機会の提供と財源確保

- 「高校生ボランティア部 in まるがめ」を組織し、高校生による地域課題解決のボランティア活動を応援しました。活動実績を報告し共有する場として、「まるがめ学生ボランティアアワード」などの顕彰機会を設け、活動成果を広報するとともに周知を図りました。

基本目標3 地域で安全に安心して暮らせる「まちづくり」

行動目標8. 誰もが地域に出やすい環境をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

①ユニバーサルデザインを意識した環境の整備

- 公共施設や道路等の改築や改修に合わせて、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を推進し、「公共施設等総合管理計画」や「学校施設長寿命化計画」に基づき着実に整備を進めました。
- 高齢者や子育て世代を支援するため、「ヘルプマーク」や「マタニティマーク」を活用し、支援や配慮を必要とする人への啓発を行い、周囲の配慮を促進しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 公共施設や学校施設の老朽化対策が進む一方で、建築資材の高騰や工期の長期化等も踏まえて、計画的に施設の改築や長寿命化、大規模改修にあわせてバリアフリー化及びユニバーサルデザイン推進を視野に入れた整備を進めることが必要です。
- 支援や配慮を必要としていることが外見から分からぬ方が、周囲に配慮が必要としていることを知らせることで、地域全体で要配慮者に気づくことができるような啓発を行うことが必要です。

③多様な居場所づくりへの支援

- 高齢者において、交流や相談が可能な居場所づくりを推進しました。
- 隣保館や児童館では多様な地域交流のイベントや取組が行われ、こども食堂・居場所づくりネットワーク事業では地域のつながりを深める場を提供しました。
- 地域活動支援センターⅠ型では、精神障がい者が自由に立ち寄り、仲間との交流を深められる憩いの場を設け、利用者の日常生活の支援に取り組みました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 地域住民や参加者のニーズが多様化しており、地域の居場所づくりの充実が必要です。

- 隣保館を地域住民が抱える課題に対応する拠点として、また、隣保館・児童館を誰もが地域の中で役割を持ち、互いに助け合いながら暮らしていく地域共生社会の実現に貢献する施設として活用していくことが必要です。

【主な取組状況と評価（市社協）】

- ①支援を要する人への理解促進と支援の充実
 - 学校や企業等に高齢者体験グッズを貸し出し、支援や配慮を必要とする人への配慮の重要性を学ぶ授業や福祉出前講座を開催しました。
 - 高齢者やけが人などに対し、車いすの貸し出し等、外出機会の確保に努めました。
 - ガイドヘルパーや子育てホームヘルパーを派遣し、移動や日常生活支援を行うことで個別支援を充実させました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 行政等が行う体験学習との連携をさらに強化し、地域全体で福祉理解の促進を目指す必要があります。
- 車いす貸し出し時の手続き等を利用者目線で見直し、利便性の高い方法となるよう、その簡素化を検討する必要があります。

②多様な居場所づくりへの支援

- 「ふれあい・いきいきサロン」の活動費を助成し、研修会を通じた情報交換を行うことで、地域住民の身近な交流の場づくりを推進しました。
- 「みんながオルデ通町」を開設し、多様な地域に応じた居場所づくりを進めました。
- 「丸亀市こども食堂・居場所づくり等ネットワーク」を立ち上げ、情報提供や食品類の支援、こども食堂の運営支援を行いました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 各地域拠点の特性やニーズに応じた居場所づくりの支援を進め、地域住民のニーズに応えた活動の充実が必要です。
- 地域拠点を維持するための活動費確保や、地域の福祉課題に応じた補助制度や目的別基金の導入について検討する必要があります。

行動目標 9. 地域における防犯・事故防止活動を広げよう

【主な取組状況と評価（市）】

②交通安全対策の推進

- 警察や関係機関と連携し、年齢層に応じた交通安全教室や交通安全キャンペーンを実施し、交通ルール遵守やマナー向上を図りました。
- 高齢者の免許返納による交通事故抑制を目指し、運転経歴証明書交付手数料の助成やタクシー利用券等の支援を行うとともに、広報紙や交通安全教室で免許返納制度の周知を行いました。
- 小学生を対象とした自転車運転免許証交付制度を交通安全教室と連携させ、正しい自転車運転方法の指導とマナーの普及に努めました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 交通安全教室やキャンペーンの実施を継続実施するため、今後も幼稚園等や学校、自治会などと連携体制を強化する必要があります。
- 高齢者の運転免許証自主返納後の移動手段が課題であり、関係課との連携を通じて環境整備を図る必要があります。
- 交通安全教室の実施について学校単位で偏りが見られるため、教育委員会を通じた周知が求められます。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①防犯・事故防止のための情報発信

- 「情報ほっとメール」の登録呼びかけを市内の介護・障がい事業所や行政機関の職員に対して行い、登録者数の拡大を図りました。
- 地域包括支援センターからの情報提供を受け、「情報ほっとメール」により認知症行方不明者の検索情報を配信し、早期に対象者が発見されるようなくみづくりに努めました。
- 香川県警察等からの防犯情報提供を基に、民生委員・児童委員協議会連合会を通じて住民への周知・啓発を行いました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 従来のEメール方式による情報発信を見直し、SNSなど新しい情報発信手段を活用してさらなる効果的な情報発信を進める必要があります。
- 民生委員・児童委員や地域コミュニティと連携した、防犯・交通事故防止活動の取組を展開できるしくみが求められます。

行動目標 10. 災害に強い地域をつくろう

【主な取組状況と評価（市）】

②自主防災活動への支援

- 自主防災組織の強化を図るため、地域のニーズに応じた防災備蓄品の購入補助を行うとともに、県補助金申請の支援を通じて、地区防災計画や避難所運営マニュアルの策を推進しました。
- 自主防災組織を通じて、防災士資格取得に必要な経費補助や香川大学と連携した受講者への補助制度案内などを行い、市内の防災士人数の拡大を図り、地域の防災力向上に寄与しました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市）》

- 市と地域がそれぞれ備蓄している資機材の整合性を図るため、市が備蓄する防災資機材のリストを各地区と共有し、重複整備を防ぐしくみづくりが必要です。
- 防災士資格取得者がその後も継続的に地域の防災活動に従事できるよううえ、自主防災組織から定期的な活動案内や明確な役割等について発信を行う必要があります。

【主な取組状況と評価（市社協）】

①災害時の支援体制づくり

- 香川県社会福祉協議会等と連携し、「災害ボランティアセンター運営支援協定」の締結や災害資機材拠点の整備を通じて、災害時の支援体制を整備しました。
- 令和 6 年度には、中讃地域の自治体や社協によりかけ、災害時対応訓練を実施し、多機関連携の強化を図りました。

《次期計画に取り入れる事項についての検討（市社協）》

- 多機関連携を円滑に進めるため、平時からの情報共有やネットワーク強化を一層進める必要があります。
- 災害ボランティアセンター運営における地域住民や関係団体の参加率向上を図るため、防災意識啓発活動のさらなる推進が必要です。
- 災害ボランティアセンター機能に加え、地域の復興支援や孤独・孤立の防止を目的とした生活支援を支えるしくみづくりが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人など支援を必要とする人、生活上の課題を抱えている人など様々な人が生活し、また住民一人ひとりの価値観や福祉ニーズもそれぞれの立場や環境によって大きく異なります。また、近年では複合化・複雑化した福祉課題への対応も求められています。

本計画では、国が掲げる「地域共生社会の実現」を目指し、世代や障がいの有無、経済状況にかかわらず、誰もが地域の中で尊重され、安心して暮らせる社会を引き続きを目指し、第3次計画の基本理念「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を継承し、地域に暮らす多様な人々や団体、事業者が課題を共有し、協働して取り組むことで、思いやりに満ちた福祉のまちを将来へとつないでいきます。

基 本 理 念

みんながつながり、みんなで支え合い、
誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀

2 地域共生社会の推進と SDGs

国際連合においては、開発分野における国際社会共通の課題である持続可能な開発の推進に向け、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、令和12年（2030年）までに持続可能で、よりよい世界を目指す国際目標としてSDGsを定めています。

これは、17のゴールと169のターゲットから構成されており、地球上の「誰一人取り残さない」ことをうたい、発展途上国のみならず、全ての国がその実現に向けて努力すべきものとされています。

丸亀市においても、SDGsの実現は、行政分野の枠を超えて全庁的に取り組むべき指針として位置付けているところです。

国においては、「地域共生社会の実現」を重要な政策理念として掲げ、制度や分野ごとの縦割りを超えて、地域に暮らす一人ひとりが支え合い、共に生きる社会の構築を目指しています。この理念は、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」社会の実現とも強く結びついています。

本計画においても、SDGsの実現を計画の基本的な方向性を示すものとして位置付け、計画全体を通して取り組んでいくものとします。

3 丸亀市における重層的支援体制の考え方

丸亀市では、第3次計画において「地域共生社会」の実現を目的に掲げ、複合化・複雑化する福祉課題を抱える人を支援するための取組を推進してきました。

福祉の支援の現場では、縦割りの制度の枠組みと、多様な支援ニーズとの間にギャップがあり、支援者が「支援のしづらさ」を感じる場面が少なくありません。また、限られた人的資源の中で、一人の支援者が分野横断的な対応をすることに課題がありました。

こうした背景のもと、国においては、令和3年4月施行の改正社会福祉法により、地域共生社会の実現に向けた新たな事業として「重層的支援体制整備事業」が創設され、丸亀市においても複合化・複雑化する福祉課題に対応するため、「重層的支援体制整備事業」を令和7年度から実施しています。

この事業は、地域でこれまで積み重ねてきた支援のしくみを基盤としながら、

- ・属性を問わない相談支援
- ・参加支援
- ・地域づくりに向けた支援

という3つの支援を一体的に実施することで、地域住民の多様なニーズに柔軟に対応する包括的な支援体制を構築するものです。

「重層的支援体制整備事業」は、これから地域福祉における包括的支援体制を構築するために重要な役割を果たす取組であり、その先に「地域共生社会」の実現があると考えています。

そして、「重層的支援体制整備事業」に加えて、丸亀市の特徴である17のコミュニティで実施されている地域に根差した活動と連携しながら、さらなる包括的な支援体制の充実を目指します。

- ・地域住民の福祉課題を包括的に受け止め、国が示す「重層的支援体制整備事業」に加え、地区コミュニティとの連携などにより、適切な窓口につなげられるよう、重層的かつ包括的な相談支援体制の構築を図ります。
- ・既存の制度やサービスでは対応が難しい支援ニーズに対しては、丸亀市社会福祉協議会を軸に地域と連携しつつ、多機関協働による支援や継続的なアウトリーチ活動による見守り支援を推進します。
- ・福祉関係機関においては、計画的な専門人材の確保・育成を図り、相談体制の質と量の充実に努めます。
- ・地区コミュニティに対し、重層的支援体制整備事業の周知・啓発を行い、制度の利用促進及び、早期発見・早期対応につなげます。

4 基本目標

基本理念である「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀」を実現するため、次の3つの基本目標を定め、包括的に連携した取組を推進します。

基本目標1 みんなつながる共感と交流の「地域づくり」

地域で安心して暮らすためには、年齢や性別、障がいの有無、経済状況、国籍や文化の違いに関わらず、誰もが自分らしく参加でき、交流できる場が必要です。また、生活のしづらさを感じる人が孤立することなく、必要な支援を受けながら地域社会に関わることができる支援体制が大切です。

重層的支援体制整備事業の「地域づくりに向けた支援事業」や「参加支援事業」によって、多様な人々が交流し、共感を通じてつながる地域を目指します。それには特定の人や機関だけでなく、地域の全ての人がそれぞれの役割を担い、相互に支え合える環境を整えることが重要です。

誰もが地域で安心して暮らせるよう、共感と交流を基盤とした「地域づくり」を進めます。

基本目標2 みんなで支え合う「ひとづくり」

地域福祉を持続的に展開していくためには、地域活動を支える多様な人材の確保が不可欠です。特に、「福祉の専門的人材」の確保を進めることは、今後の地域福祉を支える基盤として重要になります。

地域福祉は、専門職だけではなく、全ての住民が「支える人」であり「支えられる人」でもあるという「お互いさま」の関係の中で成り立っています。この考え方を地域に広く浸透させるとともに、こどもから高齢者まで住民一人ひとりが自分の立場や役割に応じて地域活動に関わることが求められます。

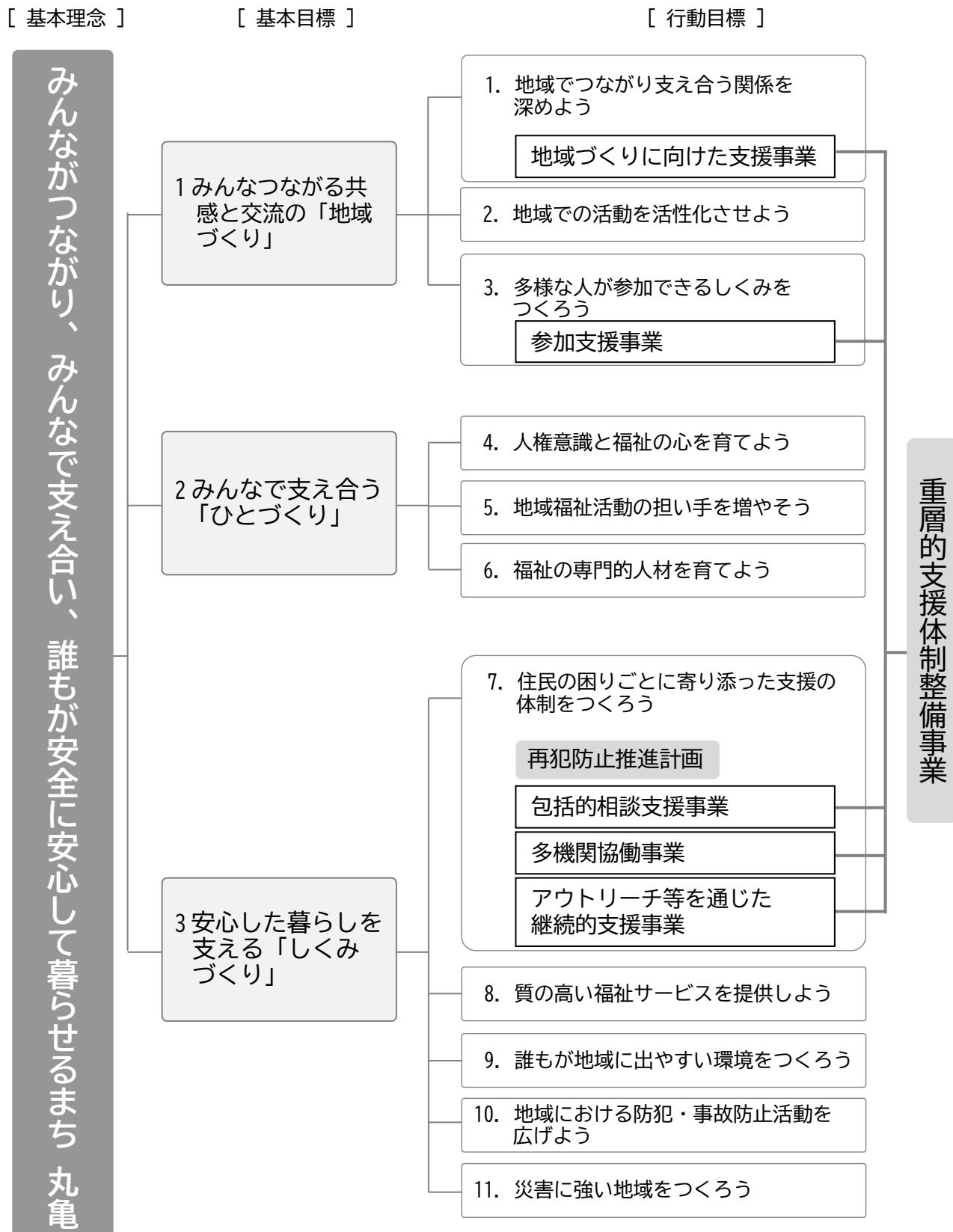
福祉教育や専門研修、地域活動への参加促進を通じて、福祉の担い手としての専門的人材の育成と、多様な世代が支え合う「ひとづくり」を進めていきます。

基本目標3 安心した暮らしを支える「しくみづくり」

近年、多様な福祉課題や困りごとを抱える人々が増えており、その背景には社会的孤立や複合化・複雑化する福祉ニーズなどがあります。住民が安心して暮らすためには、全ての人々が必要な支援を受けられる「しくみづくり」が重要です。

重層的支援体制整備事業の包括的相談支援事業や多機関協働、アウトリーチ支援などを軸に、住民の困りごとに寄り添う支援体制を強化するとともに、質の高い福祉サービスが提供される環境を整備します。また、誰もが地域に出やすく、社会参加が促進されるしくみを構築することで、安心した暮らしを支える地域を目指します。

5 計画の体系



みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち 丸亀

第4章 取組の推進

基本目標

1

みんなつながる共感と交流の「地域づくり」

行動目標

1. 地域でつながり支え合う関係を深めよう

【現状と課題】

丸亀市では、支援を必要とする人と地域とのつながりを確保するとともに、地域全体で支える基盤の構築に取り組んできました。

アンケート調査の結果では、地域でお互いに助け合える関係を広げるために必要なことについて、一般市民、事業所、関係団体のアンケート全てにおいて、「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」が最も高い結果となりました。支援を必要とする人がいること、その人たちを受け止める場所があることを知ることで、安心して暮らせる気持ちにつながり、困っている人や、助け合いの場・組織の情報が広く知られることで、自分にも何かできることがあるかもしれませんと感じるきっかけになります。情報がわかりやすく整理され、誰もがアクセスしやすくなることで、“支援したい”という市民の思いが行動につながりやすくなり、共に支え合う社会の実現に近づいていきます。

また、住民座談会では、多くの地域で住民同士の支え合い活動が行われていることが高く評価されています。

今後、地域における助け合いの関係を築くためには、支援を必要とする人と支援に関わる人双方に、必要な情報が確実に届くよう、効果的な発信手法を検討し、情報提供の充実を図る必要があります。また、一人ひとりが周囲への関心を持ち、日常的な見守りを行い、変化に気づき、積極的に声をかけ合うことが必要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 地域の中で支え合える環境を整え、誰もが必要な情報を入手できる環境を整え、地域とのつながりを深めていきます。
- 世代や属性を超えて互いを尊重し、多様な住民の交流の機会を充実させ、地域の中で学び合い、支え合う関係づくりを進めます。
- 支援を必要としていても声を上げにくい住民がいることに配慮し、身近な地域での見守り活動や日常的な声かけを広げ、些細なことでもお互いに相談し、支え合える地域づくりを進めます。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 地域づくりへの理解と関心を高める情報発信の推進

【取組内容】

- ホームページや広報紙、SNSなどの情報媒体を活用し、地域活動に関わる地域団体の情報を発信することで、地域づくりへの理解と関心を高め、誰もが安心して地域と関われるよう、支え合いを促進します。

② 地域での交流と相互理解の促進

【取組内容】

- 世代や属性を超えて、様々な住民同士が交流できる場を整備し、市のファシリテーターやコーディネーターにより、住民同士の相互理解と協働を促進する支援します。
- 地域資源をいかし世代や属性を超えた交流や居場所を創出します。重層
(地域づくりに向けた支援事業)
- イベント等を通じて地域や事業所、関係団体等の連携を促し、地域全体でつながり支え合える関係性が広がるよう支援します。

重層 このマークは、重層的支援体制整備事業実態計画に関する取組内容を示すものです。

③ 地域での見守り・支援体制の充実

【取組内容】

- 地域内において、支援を必要とする人に早期に気づけるよう、福祉協力員に対する研修を実施し、自らの役割を認識するとともに、地域課題について共に考えるきっかけをつくることで、見守りや支え合いを通じて地域の支援体制をさらに強化していくことを目指します。
- 地域での見守り・助け合い活動を支援し、子育て支援機関・団体との連携を強化します。また、身近な地域にこども家庭センター連携相談窓口を設け、相談支援や情報提供を行う体制を整えます。
- 民生委員・児童委員、福祉協力員、福祉ママ、母子保健推進員、母子愛育班、老人クラブ、自治会、コミュニティなどが行う見守り・助け合い活動を支援し、各団体の中で情報を共有しながら、相互の連携の促進に努めます。
- 見守りの視点を取り入れながら、既存サービスの対象を柔軟に見直すことで、孤立しやすい高齢者や福祉課題を抱える世帯が必要な支援につながるよう取り組んでいきます。

【丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 地域交流のための場づくり

【取組内容】

- 地域の自主的な居場所づくりやこども食堂、ボランティア団体などの活動を支援するとともに、広く住民に情報提供を行い、多様な世代の交流を促進します。
- 地域の困りごとやニーズを把握し、気軽に相談できる場や機会を設けるとともに、地域住民がお互いに支え合うしくみづくりや組織づくりを支援します。
- 持続可能な地域活動を支えるため、活動費の確保や補助制度について検討します。
- 多世代・異世代の交流を促進するため、こども・若者・高齢者・地域住民が気軽に参加できる交流イベントを定期的に開催し、地域のつながりと参加のきっかけづくりを行います。

② 地域の福祉活動を支える住民への支援

【取組内容】

- 民生委員・児童委員、福祉ママ等、住民と行政をつなぐ役割を持つ団体の組織基盤強化のため、各団体の活動についての情報発信をするなど、担い手確保に努めます。
- 支援が必要な方や団体への、寄附・物品、ボランティア等の受け入れ先となり、配分先団体（こども食堂ネットワーク登録等）の支援や、スタートアップなどに繋げます。

③ 企業・事業所等の地域福祉活動への参加促進と協働

【取組内容】

- 地域見守り活動連携企業や地域貢献型自動販売機設置企業等をさらに拡大し、地域福祉活動の理解を進め、地域福祉活動への積極的な参加を募ります。
- 「ふくしふェスティバル」など、広く参加者を募ることができる福祉啓発のためのイベントを実施し、企業・団体等の協力を呼びかけます。
- 「香川おもいやりネットワーク事業」をいかし、民生委員・児童委員や社会福祉施設と協働で地域の課題解決に取り組みます。

コラムタイトル

【 現状と課題 】

丸亀市では、地域団体の活動を支援することで、地域のつながりの強化を図るとともに、地域において多世代が気軽に交流できる場づくりを支援してきました。

アンケート調査の結果では、地域活動に参加したことがない人が約半数を占めており、その主な理由として、「仕事や家事で時間がない」が最も多く、次いで「自治会に入っていない」となっています。これは、地域活動が自治会を通じて行われることが多く、自治会に未加入の人にとっては参加の機会や情報が届きにくい現状を表しています。

このような状況を改善するためには、自治会に所属しているかどうかに関わらず、気軽に地域活動の情報を得られるよう、情報発信の取組を強化することが重要です。

また、アンケート調査の結果では、地域には、どのような課題や問題があると思うのかという問い合わせについて、「高齢者の社会参加や生きがいづくりに関するここと」が「防災・防犯に関するここと」の次に割合が高くなっています。

住民座談会では人口減少や高齢化が大きな課題として意見が挙げられています。

今後も、誰でも気軽に参加できる地域活動の場を設けることが重要です。たとえば、地域の団体や個人が主催するオープンなイベントの開催、オンラインでの情報発信や参加受付、子育て世代や働く世代にも配慮した柔軟な活動時間の設定などが考えられます。

さらに、高齢者の社会参加を促進するためには、趣味や特技をいかせる活動の場や、世代間交流の機会を増やすことも大切です。

地域全体で、誰もが関われて、無理なく続けられるよう、住民が気軽に参加できる活動環境を整え、地域の多様な力をいかしながら、みんなで地域での活動を活性化させてくことが必要です。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 地域団体の活動を支援し、地域のつながりを強化します。
- 地域での活動の内容や参加方法が誰にでもわかるよう、周知・情報提供の充実を図ります。
- 地域で活動する住民同士・団体同士が地域課題を共有し、交流・情報交換を行う場や機会を充実させます。
- 地域において、住民相互の助け合い・協力のきっかけづくりを進め、生活上の困りごとを住民同士で支援し合えるために必要な取組を進めます。

【 丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 地域団体への支援

【取組内容】

- 地域団体の活動を支援することで、地域のつながりの強化を図ります。
 - 自治会等の活動やその大切さについて、住民や転入者への情報提供を進めます。

② 多様な地域活動への支援

【取組内容】

- 地域における多様な主体による活動を広く周知し、住民の関心と参加を促進するため、多様な媒体を活用し、情報発信の充実を図ります。
 - 地域における多様な活動の継続性を確保するため、地域活動に関わる個人や団体が相互に学び合い、つながりを深める機会を創出します。
 - 地域において多様な活動を行う地区コミュニティに対して、補助金を交付することで、活動の充実を支援します。

【 丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 支え合いの地域づくりに向けた支援

【取組内容】

- 小地域単位での情報交換の場を定例化し、支援を必要とする方の状態変化や支援における役割分担等、具体的な支援につながるしくみづくりに取り組みます。
 - 住民意見を施策に反映させ、住民が参加しやすい地域づくりの取組を進めます。
 - 住民が主体的に地域の困りごと等の情報交換に参加し、生活課題を相談する事ができる体制づくりを進めます。
 - 「ボランティア・アワード」を開催し、学生が取り組んだ地域貢献活動やボランティア活動の情報を共有し、共創意識の促進・醸成に努めます。

コラムタイトル



A large grid of black asterisks on a white background, arranged in approximately 15 rows and 15 columns.

【 現状と課題 】

高校生へのアンケート調査の結果では、住んでいる地域のイメージについて、「交流の場がない」と回答した人の割合が高く、全体の4分の1となっています。

また、市民アンケート調査の結果では、地域の問題について地域の人と話す機会が「なかった」の割合が非常に高くなっています。多様な人が地域活動に参加できるしくみづくりにおいては、「交流の場」や「地域の人と話す機会」の不足が大きな課題となっています。特に若い世代や地域に関心を持つ市民が、気軽に参加しやすい環境や、世代や立場を超えて意見を交わせる場の整備が求められています。

住民座談会からは多世代・異世代交流を促進するためこども・若者・高齢者が関わる機会をつくる取組について意見が挙げられています。

年齢、性別、国籍、文化的背景、障がいの有無などに関わらず、誰もが気軽に参加できるしくみをつくるためには、参加者一人ひとりの興味や関心が多様であることを踏まえ、参加者の興味やライフスタイルに合わせた多彩な場を検討することが重要です。特に、小規模なイベントや気軽に参加できる場をきっかけに、地域活動への関心や参加が広がる可能性があります。

また、地域や学校、企業などが連携し、地域ぐるみで多様な交流の場を設けることで、より多くの人が集まりやすくなり、継続的な参加や新たなつながりの創出につながります。

今後は、こうした課題を踏まえ、地域全体で多様な人が参加しやすい環境づくりを一層推進していくことが重要です。

【 みんなで行う取組の方向 】

- 誰もが安心して参加できるような環境づくりを進めています。
- 年齢や立場、経験の違いに関わらず、全ての人が自分らしく関われるような場を目指し、互いに支え合う地域づくりを推進します。
- 多様な背景を持つ人々が地域活動に関われるよう、柔軟で多彩な参加のしくみを支援します。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 交流やふれあいの場・機会づくり

【取組内容】

- 幼稚園・保育所・認定こども園と地域との交流や、地域住民による就学前教育・保育施設の支援活動を推進します。
- 多様な交流を進める場であるコミュニティセンターの利用者の増加に向け、コミュニティの支援に努めます。
- 地域において多世代が気軽に交流できる場づくりを支援します。
- 市民交流活動センターマルタスなどで若い世代をはじめ多様な世代が気軽に参加できるイベント等を開催します。
- 地域住民の方や地域の企業や学校など、様々な立場の方々と地域福祉をテーマとした地域懇談会を定期開催し、地域ごとに異なる福祉課題の把握、住民の地域福祉の意識の醸成や活動の活性化につなげていきます。
- 福祉課題を抱える本人や世帯の多様なニーズを受け止め、地域資源とのマッチングと継続的なフォローで社会参加を促進します。（参加支援事業） 重層
- 市民会館などの文化施設やコミュニティセンターなど地域における拠点施設を活用し、文化芸術活動を通じた共生社会の実現を目指した取組を推進します。
- スポーツを通じて、世代や属性を超えて誰もが気軽に参加・交流できる機会の創出に取り組みます。
- 地域住民が学校と協働し、学習支援や行事協力、こどもたちと地域の交流等を行うことで、こどもたちの豊かな学びと健やかな成長を地域全体で支える「地域学校協働活動」を推進します。

【丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 交流やふれあいの場・機会づくり

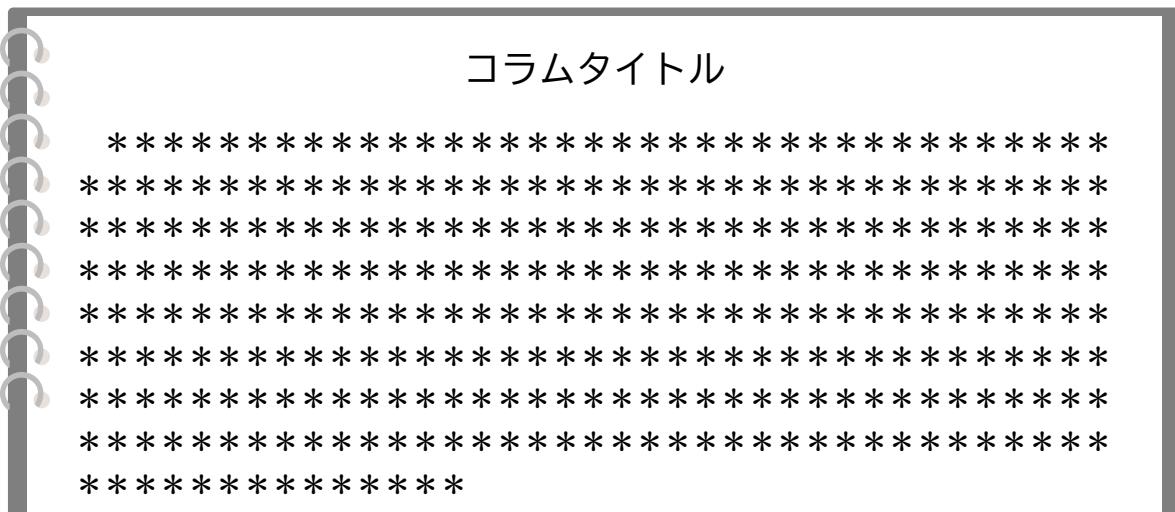
【取組内容】

- 地域づくりの身近な交流の場として、世代にとらわれないサロンの推進や運営支援を行います。
- 子どもが社会的孤立に陥らないよう、子どもの健やかな成長を支援するために、安心して過ごせる、子どもの居場所づくり等に取り組む団体を支援します。
- コミュニティセンターでのカフェ実施など、近所の人が気軽に楽しみ交流できる場を設け、さらに相談機能を併せもつ包括的な居場所づくりに取り組みます。

② 參加支援事業

【取組内容】

- 社会参加応援パートナーとして協力していただける企業・団体を増やし、ひきこもりや閉じこもりなど社会との接点や交流の希薄な人などが体験のできる場づくりに取り組みます。 **重層**
 - 社会との接点が希薄な人に対して社会参加応援パートナーとのマッチングや継続的な支援を行うことで働くことへの意欲やその大切さを伝え、一つの選択肢としての就労支援につなげていきます。 **重層**



行動目標

4. 人権意識と福祉の心を育てよう

【現状と課題】

丸亀市では、市民一人ひとりが、人権を尊重することの必要性や様々な人権課題について学び、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにするための人権教育・人権啓発を推進しています。

現代社会は、人それぞれが多様な考え方や価値観を持っていること、また生活様式の変化により、人と人、人と社会の関係性が希薄化しやすい状況にあります。その中で、「福祉の心」は、互いを思いやり、支え合う感性を育むための大切な基盤となります。人権と福祉は、どちらも人間の尊厳を守るための両輪であり、切り離すことのできない関係にあります。

制度やしくみが整備される一方で、心の通った支援や、誰もが安心して声を上げられる環境づくりを推進していく必要があります。形式的な対応ではなく、目に見えない「気づき」や「共感」を育て、支え合う力を持った人を育成していくことが求められます。

特に、若い世代が早い段階から福祉について学び、他者への思いやりや社会の課題に対する関心を育むことは、地域共生社会を目指す上で欠かせません。こどもや若者が「福祉の心」に触れる機会を持つことで、日常の中で自然と人権を尊重し、支え合う文化が根づいていくのです。

今後も、全ての人の人権が尊重され、互いの差異や多様性を認め合えるソーシャル・インクルージョンを進め、福祉に関する理解を深めることができるように、啓発活動等を推進していくとともに、様々な学習の機会や交流の機会を通して、支え合う心を育む福祉教育を推進することが必要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 地域におけるふれあいを通じて、住民一人ひとりが相互理解を深め、人権尊重の意識を共有し、思いやりの心を育みます。
- 福祉講座等の充実を図り、地域福祉を担う人材の育成を推進します。
- 地域福祉の意義や役割についての理解を深め、誰もが自分ごととして関われるような意識づくりを進めます。
- 教育・ふれあい・体験学習の機会を通じて、幼少期から多様な人々の存在を知り、相互理解と共生の意識を育みます。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 人権意識を高めるための教育・啓発の推進

【取組内容】

- 住民一人ひとりが、人権を尊重することの必要性や様々な人権課題について学び、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにするための人権教育・人権啓発を推進します。
- 各団体が実施する研修に対して講師派遣や教材の貸出し等の支援を行い、企業や地域住民へのきめ細かな啓発を展開し、あらゆる学習の場での人権教育を推進します。
- 教育・保育の場において、異年齢・異学年の交流を通じてこどもたちの社会性を育むとともに、地域に開かれた子育て支援の拠点として、地域とのつながりを深める機会を創出し、豊かな感性と人間関係の形成を促進します。

② 福祉に関する教育・学習の推進

【取組内容】

- こどもたちが福祉の大切さを学び、地域とのつながりを感じられるよう、学校での体験型学習を通じて福祉教育を進めていきます。
- こどもたちが文化芸術に触れる体験を通じて、豊かな感性や創造性を育むとともに、他者への理解や共感を深める機会の充実を図ります。
- コミュニティセンターなど地域における拠点施設を効果的に活用し、地域の特性に応じた課題に対応する学習機会の充実に努めます。

【丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 地域福祉活動への理解促進

【取組内容】

- 社会福祉協議会広報誌「かけはし」を発行し、住民に身近な地域福祉情報を発信します。
- 社会福祉協議会ホームページ、Instagram、X、YouTubeなどのSNSを活用し、社会福祉協議会活動を情報発信します。

② 心くし出前講座の推進

【取組内容】

- 「やさしさ配慮講座」等の障がい者・高齢者疑似体験などを含む出前講座を行い、人権意識の向上に努めます。
- 様々な福祉ニーズを福祉課題として広く捉え、必要なところへ必要な助成ができるよう赤い羽根共同募金のしくみを再点検し、寄附者の理解促進に努めます。



コラムタイトル

【現状と課題】

丸亀市では、地域社会の持続的な発展と地域共生社会の実現に向けて、担い手の育成と住民の主体的な参加を促す環境づくりに取り組んできました。

また、地域の多様な場面において、互いを理解し支え合う力を育むための取組として、認知症への理解を深める人材の育成を推進してきました。

高校生へのアンケート調査の結果では、今後ボランティア活動の参加について「参加してみたい」が高い割合となっています。

住民座談会では、若い世代や子どもの参加が少なく、地域活動の担い手が不足しているとの意見が挙がりました。また、役員の担い手不足により、現在地域活動を担っている方々への負担が過度になっているという指摘もありました。

今後、地域活動の担い手を増やし、持続可能な地域社会を実現するためには、多様な主体の参画を促すとともに、地域に関心を持つ人々を巻き込み、担い手として迎えていくことが重要です。また、ボランティア活動の推進にも積極的に取り組む必要があります。誰もが安心して活動に参加できるよう、個人情報の適切な取扱いや情報共有の在り方についても十分に注意しながら、地域全体で担い手を増やすための対策が必要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 若者や子ども、高齢者がそれぞれの特性や経験をいかして地域活動に継続的に参加できるよう支援していきます。
- 商店・事業所等が地域福祉活動の担い手として参画できるしくみづくりを進めます。
- 見守り活動等に必要な個人情報の取扱いについて、関係者で適切な対応を検討します。
- 地域住民一人ひとりが、地域福祉・ボランティア活動の意義を理解し、活動の担い手を支える意識を高めます。
- 住民やボランティア団体等が参画する話し合いの場を設け、地域課題の共有や情報交換、連携づくりを進めます。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 事業所等との連携による地域福祉活動の促進

【取組内容】

- 水道・ガス・新聞などの事業所と連携し、日常的な接点を通じた見守り活動を推進していきます。
- 社会福祉法人の地域における公益的取組を支援し、ホームページ等を活用した情報発信により地域住民の理解と関心を高め、福祉活動への参加促進につなげます。

② 担い手の魅力発信と担い手の確保

【取組内容】

- 福祉人材の魅力発信を行い、福祉のやりがいや誇りを伝える啓発を行います。
- 新たな担い手を創出するため、市民活動に関する情報発信に努めます。
- 市民との協働、地域や社会とのつながりを深めるための人材育成を図ります。

③ 福祉支援のための情報活用体制の整備

【取組内容】

- 地域福祉活動に関わる担い手が、支援のための個人情報の活用について、適切な条件整備のもとで、福祉の増進のために有効利用できるよう、関係者と連携しながら検討します。

【丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 丸亀市ボランティアセンターの充実・強化

【取組内容】

- 「できる人が、できることを、できるだけで」を合言葉にボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要としている人のマッチングし、ボランティア登録及び斡旋等の機能の強化を行い、ボランティアを通じて、地域に愛着を持ち地域づくりを担う人材育成に取り組みます。
- 地域づくりを目的としたボランティアの知識向上やスキルアップのための研修会等を開催します。

② 福祉活動・ボランティア活動の機会の提供と財源確保

【取組内容】

- 福祉教育や体験学習を通じて、丸亀市内で活動する学生（小学生から大学生まで）の自発的な意識の醸成、社会貢献活動の環境づくりに取り組みます。
- 企業や団体がCSR・ESG活動等に地域福祉活動を取り入れてもらえるように働きかけを行い、福祉の理解促進や活動財源確保に努めます。

③ 地域や多様な主体との連携協働の推進

【取組内容】

- 企業による地域福祉活動の関わりを分析し、地域福祉活動への参加提案を行います。
- 地区担当職員の個別支援や地域支援における役割を明確化し、地域課題に対して組織的な支援体制（チーム）づくりに取り組みます。
- 地域での小地域活動を支えるネットワーク会議の開催を促進し、課題発見の早期解決や支援につなぐためのネットワークづくりに取り組みます。
- 住民同士の支え合いを促進するため、生活支援に応えていくためのボランティアの養成に努め、地域の特性を活かした連携体制、サービス体制づくり、担い手支援を行います。

コラムタイトル

【現状と課題】

全国的には、高齢化の進展と生産年齢人口の減少という構造的な人口変化を背景に、福祉分野における人材の確保は、今後ますます困難を極めることが予想されます。過去10年間においては、女性や高齢者の就業増加により一定の労働力が維持されてきたものの、今後はその伸びも限られ、特に女性や高齢者の比率が高い福祉・介護分野では、人材の確保が一層困難になると見込まれます。

丸亀市でも、福祉分野における人材の確保は喫緊の課題であり、福祉サービスの質と持続可能性に直接的な影響を及ぼすものであり、専門職に限らず、市民後見人や認知症サポート、地域の支え手など、福祉を担う人材の役割が一層重要となる中で、地域社会全体での支え合いや、専門性・継続性を備えた人材の育成・定着に向けた戦略的かつ包括的な取組が急務となっています。

アンケート調査の結果では、「支え合い・助け合いが地域で広がるために困っている人や助け合いの場の情報を得やすくする」の割合が一番高く、「困っている人と、助けることのできる人とをつなぐ人材を育成する」、「福祉活動の相談・指導を担当する専門職員の充実を図る」と続いています。

今後は、地域における支え合いのしくみを一層強化しながら、福祉を担う多様な人材の育成・確保に向けた取組を計画的かつ継続的に推進していくことが重要です。特に、支援を必要とする人と担い手をつなぐ人材の育成や、福祉活動を支える専門的人材の充実を図ることで、地域福祉の基盤を支える多層的な人材の確保と活用を進めていく必要があります。

【みんなで行う取組の方向】

- 地域福祉活動の継続・充実に向け、中心的役割を担うリーダーやキーパーソンの育成をさらに進めるとともに、役割分担の工夫等により一部の人に負担が偏らないしくみを検討します。
- 福祉の専門的人材の成長と定着に向けて、学びと交流の機会の充実に努めています。
- 福祉の専門的人材が安心して活動を続けられるよう、負担の軽減に向けた工夫に努めます。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 専門的人材の育成と活動環境の充実

【取組内容】

- 民生委員・児童委員の負担軽減や担い手確保のため、ICTを活用した取組を推進します。
- 地域福祉に関わる人材のあり方や育成については、現状の課題を踏まえながら、地域の実情や多様な関係者との連携も視野に入れつつ、持続可能なみづくりに向けた取組を進めています。
- 福祉のやりがいや誇りなど、福祉の魅力発信を行います。
- 保育人材の確保に向け、将来を担う世代への働きかけや、保育の現場を身近に感じてもらう機会の創出など、多角的なアプローチを通じて、仕事への理解や関心が育まれるような、きっかけとなる取組を推進していきます。
- 丸亀市社会福祉協議会と連携して市民後見人の養成及び養成後のフォローアップを行い、成年後見人等の担い手の確保に努めます。
- 企業や教育機関と協力し、地域全体で認知症にやさしい環境づくりを支える人材の育成を進めます。
- ファミリー・サポート・センター事業では、基本的な知識や技術を身につけてもらうため、まかせて会員養成講座を開催し、市の広報やSNSを活用した制度の周知やイベント等での出張登録を通じて、利用希望者への情報提供と会員の獲得に努めます。

② 専門的人材の活動環境の充実

【取組内容】

- 認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を通じてさらなる理解を深め実践的な力を育む機会を設け、地域で寄り添い支える力を持つ人材の育成を目指します。
- 県で養成される認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバンメイトが、地域において積極的に活動できる環境整備を推進します。

【丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 福祉の専門性の向上

【取組内容】

- 専門的人材を育てる研修会やセミナーを実施します。
- 広報誌やインターネットを活用して、専門職の活動を紹介します。

② 権利擁護に関する担い手の確保

【取組内容】

- 職員の専門性向上のための研修とともに、他機関・他分野の研修等にも積極的に参加し視野の広い人材を育成します。
- 権利擁護に関する市民への情報提供や啓発活動を通じ、担い手確保に努めます。
- 権利擁護に関わる制度・サービスの担い手が安心して活動できる体制の整備に努めます。

コラムタイトル

行動目標

7. 住民の困りごとに寄り添った支援の体制をつくろう

【現状と課題】

丸亀市では、民生委員・児童委員、各種相談窓口などで受けた相談について、複数の部局にまたがって関係職員が連携を取りながら、対応を行っています。また、高齢者や障がい者、こどもへの虐待、DVなどに対する専門的な通報対応や相談・支援体制の充実を図りました。さらに、犯罪や非行を犯した人が、再び同じことを繰り返さないために、就労や住居の確保、適切な福祉等のサービスへのつなぎ、学校等との連携をはじめとする、相談支援体制の充実や広報・啓発活動を推進してきました。

事業所へのアンケート調査の結果では、多様な福祉課題に対して制度等の枠を超えた包括的な相談支援のしくみを充実していく上で、特に優先的に力を入れて取り組むべきことについて、「相談に行けない（行かない）人を見出し、窓口につなぐ取組を充実する」の割合が最も高く、次いで「より身近なところで相談できるよう、地域で活動している人や事業所などの相談を充実する」、「相談を支援に結びつけるよう、関係者のネットワークを充実する」の順となっています。

また、最近の相談内容や支援対象者の傾向については、「地域のつながりが薄れ、社会から孤立した個人や世帯が増えている」の割合が最も高く、次いで「対象者だけではなく、世帯全体への支援の必要なケースが増えている」、「既存の制度では対応できない個人や世帯が増えてきている」の順となっています。

高校生へのアンケート調査の結果では、困った時に近所の人に助けを求めることが「できない」と回答した人の割合が最も高くなっています。その理由については、「近所の人を知らないから」が最も高く、次いで「恥ずかしいから」、「無視されたら嫌だから」の順となっています。

今後は、様々な理由により地域で孤立している人など支援を必要とする人などの情報や把握に努めるとともに、支援が必要なケースがあった場合には、速やかに適切な相談先につなげるしくみや、必要な支援につながっていない人などを支援につなげる体制の充実が必要です。さらに、様々な理由により地域で孤立している人をできるだけ早期に把握し、見守りや支援を行うためのしくみづくりを推進していくことが必要です。

複合化・複雑化した地域課題については、丸亀市民生委員児童委員協議会連合会や丸亀市社会福祉協議会、社会福祉法人に加えて、NPO法人、事業者など多様な主体との連携の強化や、支援機関のネットワークで対応し、支援ニーズに応じた適切な情報共有と役割分担により支援を充実していくとともに、地域ネットワーク機能の強化に取り組んでいくことが必要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 誰一人取り残さない支援体制の構築に向け、地域における多様な主体の連携を強化するとともに、世代や属性を問わず包括的に相談を受け止める相談窓口機能の充実を図ります。
- 既存の分野別・課題別の枠を超えて、複合化・複雑化した支援ニーズに対応するため、支援関係機関等による連携支援の取組を強化します。
- 制度の狭間や複合的な課題を抱える世帯等の孤立を防ぐため、関係団体・事業者等とのネットワークを充実・強化し、支援の手が届きづらい人の早期把握と支援につながる体制を整えます。関係機関が連携し、複合的な課題に対して対応にあたるとともに、解決に向けて地域とのつながりづくりを支援します。
- 生活に困窮している方の状況を早期に把握し、自立に向けた支援に関係機関等が連携して継続的に取り組みます。
- 地域ぐるみで、高齢者・障がい者・子ども等への虐待やDVの防止・早期発見に取り組み、気づいた場合は速やかに適切な機関につなぎます。
- 地域ぐるみで、犯罪や非行を犯した人の立ち直りを支えるとともに、受入れの環境づくりと再犯防止の取組を推進します。
- 既存の制度やサービスでは対応が難しい生活上の課題については、地域の支援関係者による見守り支援などで、課題の深刻化の防止に努めます。
- 支援制度や相談体制に関する情報を、地域の誰もが迷わず活用できるよう、分かりやすく整理・発信します。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 包括的・重層的な支援体制の充実

【取組内容】

- 複合化・複雑化した事例についての支援関係機関等による連携支援を通じて、それぞれの職員の対応力向上に努めます。
- 福祉・教育・就労等の多様な分野で取り組まれている施策について、職員間の情報共有を進めます。また、複数の事業の一体的な実施が可能となるよう、職員の意識改革と連携体制の強化に取り組みます。

② 相談窓口の充実と包括的な相談支援の実施

【取組内容】

- 各種相談窓口などで受けた相談について、必要に応じて複数部局にまたがる関係職員が連携し、適切な対応を行います。（包括的相談支援事業・庁内連携）

重層

- 母子保健と児童福祉を一体的に推進することも家庭センターを中心に、妊産婦や子育て家庭に対して円滑な相談支援ができるよう努めます。

- 課題の解きほぐし等が必要な複合化・複雑化した事例について、支援関係機関等の連携支援が円滑に進むよう、ケース内容についての共有を行います。（多機関協働事業）

重層

- 関係機関がそれぞれ把握しながらも支援が届いていない個々の事案については、支援会議を開催し、早期の課題解決に向けた支援に取り組みます。（支援会議の開催）

重層

- 多機関協働事業者のコーディネート機能が向上するよう適切な支援を行います。

重層

③ 専門・相談機関の連携体制の充実

【取組内容】

- 高齢者や障がい者、子どもへの虐待、DVなどに対する専門的な通報対応や相談、連携支援体制の充実を図ります（高齢者支援（虐待防止等）ネットワーク、障害者虐待防止センター、要保護児童対策地域協議会など）。

- 課題の深刻化の防止について、関係機関と連携し、自殺対策も視野に入れた取組の充実を図ります。

- 子育て中の保護者の生活支援のため、ひとり親支援に関する情報の周知徹底を図り、プログラム策定やハローワークとの連携を通じて、一人ひとりに寄り添った安定した就労につながる長期的な支援を行います。

④ 生活困窮者等への支援

【取組内容】

- 生活困窮者のニーズ把握に努め、重層的支援体制等による連携強化を図り、生活困窮者自立支援法に基づく事業の推進と支援の充実に取り組みます。
- あすたねっとの生活困窮者自立支援相談窓口に設置している住まい相談支援員を配置した住まいの相談窓口にて、住まいに関する相談支援に努めます。
- 「丸亀市生活困窮者自立支援運営協議会」、「丸亀市生活困窮者自立支援調整会議」を開催し、早期発見や適切な支援につなぐことができるよう救護施設や隣保館など関係機関のネットワークを構築します。
- 子育て中の保護者の生活支援として、生活困窮者に対する包括的な支援や保育の受け皿の確保の推進、様々な子育て支援事業による育児負担の軽減を図ります。
- 自立した生活の基盤となる就労の安定について、生活困窮者世帯等を対象に就労準備支援事業を実施し、関係機関と連携して、支援が必要な人の就職・定着を支援する取組の充実に努めます。また、一定の要件を満たす生活保護受給者についても特定被保護者就労準備支援事業として支援に努めます。

⑤ 再犯防止活動の推進

【取組内容】

- 再犯防止推進計画（●ページ）に基づき、定期的な会議を通じて丸亀地域の支援ネットワークの連携強化・拡充を進め、就労、住居、保健医療、福祉等の施策を総合的に推進します。

【丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 包括的・重層的な支援体制づくりのための取組

【取組内容】

- 重層的支援体制整備事業の効果的な推進のため、関係機関・団体等とのネットワークづくりを進めます。
- 支援の現場となる地域の住民と専門的な支援を行う関係機関・団体等をつなげるためのしくみづくりに努めます。
- 支援が届いていない孤立・孤独世帯について、民生委員・児童委員、福祉ママ、福祉協力員等と一緒にアウトリーチ支援を行うことで、の実態把握に努めます。
- 地域福祉に関する情報を誰もが得やすくするため、地域活動や支援制度、ボランティア等の情報を集約・発信するホームページやアプリの整備を行うとともに、公共施設等での掲示による情報提供を行います。
- 買い物支援や配食サービスなど、住民生活の実態やニーズ、地域の実情や課題に対応した支援に取り組みます。

② 相談窓口機能の強化と連携の推進

【取組内容】

- コミュニティや近隣施設等の参加・協力を得て、身近な居場所を拠点とした気軽に立ち寄れる相談の場づくりを進めます。
- 市内の地域ごとの社会資源を把握するとともに、各種統計データの分析などを通して将来を見据えた地域の可能性や課題をより明確にしたうえで、地区担当職員の課題解決能力の向上を図ります。
- 福祉課題を抱えている住民の把握や支援のため、民生委員・児童委員と地区担当職員の協議の機会を増やします。

③ 困難な課題を持つ人への支援

【取組内容】

- コミュニティ単位での相談機能付きカフェの設置など、身近な地域で気軽に相談ができる環境づくりに取り組みます。
- コミュニティの自由なアイデアによる取組に対し、地域福祉専門職としての視点でのノウハウの提供や活動財源での支援に努めます。
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の効果的支援について、専門団体との連携に取り組みます。
重層
- 参加支援事業登録団体の拡充に努め、多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。
重層
- 重層的支援会議を効果的に開催し、早期課題解決に向けた支援に取り組みます。
重層
- 身近な地域福祉活動の担い手として福祉協力員の活動を支援するとともに、地域の見守り活動の推進に努めます。

④ 生活困窮者への支援の推進

【取組内容】

- 専門家や関係機関が連携して相談者を包括的に支えるためのしくみ（支援ネットワーク）を構築し、課題やニーズに応じたチームによる支援を行います。
- 相談内容の情報共有については、個人のプライバシー侵害のリスクを排除した上で、その目的を明確化し効果的で継続的な支援が進められるようなしくみづくりを進めます。

⑤ 権利擁護の推進

【取組内容】

- 成年後見制度に関する関係者理解促進のための利用促進協議会において、権利擁護支援の共通理解を進めます。
- 行政や関係機関と協議を進め、身寄りのない高齢者・障がい者等を支援するためのしくみづくりに取り組みます。
- 市との連携において必要な方が確実に制度利用に繋がるよう情報共有を図ります。

コラムタイトル

【現状と課題】

丸亀市では、地域社会の福祉ニーズに的確に応えるべく、質の高い福祉サービスの提供に継続的に取り組んできました。また、専門的知識と経験を有する職員による支援体制の充実を図るとともに、サービスの質的向上を目的とした研修の実施など様々な施策を通じて、安心かつ信頼される福祉環境の構築に努めてきました。

しかしながら、福祉を取り巻く社会的課題やニーズは日々変化しており、さらなる改善と発展が求められています。事業所に対するアンケート調査では、各事業所が対象としている人向けの、行政及び民間の福祉サービスの量や質の充足について、「どちらかといえば充足していない」、「充足していない」を合わせた“充足していない”割合が、量と質どちらも、約4割に上っており、半数には満たないものの、高い水準となっています。

また、支援が必要であるにもかかわらず、福祉サービスの利用に結びついていない人が「いる」と回答した事業所は全体の半数に達しており、潜在的なニーズへの対応が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、今後は福祉サービスの質の向上と、利用者にとって適切な支援の実現に向けて、客観的な視点を取り入れた評価や、情報の透明性の確保を通じて、サービスの充実を図っていくことが求められます。

また、福祉サービスは、安心して生活を営むために必要不可欠な支援であり、特に支援を要する方々にとって重要な社会資源です。利用者が自らの意思で生活を選択できるよう支援することは、権利擁護の観点からも極めて重要であり、その実現には、利用者のニーズに的確に応える質の高いサービスの提供が不可欠です。そのため、サービスを提供する事業所については、第三者評価の実施促進や苦情解決体制の整備・啓発、利用者への情報提供の充実などを通じて、サービスの透明性と信頼性を高める取組が求められます。

今後も、利用者本位の視点を基本に据え、誰もが必要な支援を安心して受けられる体制の整備に取り組むとともに、福祉サービスの質の向上と信頼性の確保に向けた施策を推進していくことが必要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 福祉による支援を必要とする人の意向を尊重しつつ、適切な福祉サービスを選択・利用でき、相談を受けた人が必要に応じて適切な窓口につなげることで、相談者が今後の見通しを持てるよう支援します。サービス提供事業者に対する評価、指導、苦情に対する対応等を通じて、福祉サービスの質の向上に努めます。
- 一人ひとりの尊厳が保たれ、その人らしく生きられるよう、高齢者や障がい者等の権利擁護の取組を推進します。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 高齢者・障がい者等の地域での自立支援

【取組内容】

- 行政機関や関係機関等と協働して身寄りのない高齢者に対する支援のあり方を整理し、成年後見制度や高齢者等終身サポート事業など、さまざまな支援策を活用したしくみづくりに取り組みます。
- 当事者団体（老人クラブ連合会や身体障害者福祉連合協会）等に生活支援についてのアンケートを取るなど当事者の意見や課題の把握に努め、福祉サービスの向上に取り組みます。
- 当事者団体の取り組みについて積極的な情報発信を行うことで、丸亀市内外の多様な主体との連携を促進し、活動や活動資金について賛同者の輪を広げます。

② サービスの質の向上

【取組内容】

- 福祉分野における住民の利便性向上、業務効率化など、現場の課題解決のためにICTや生成AIを活用した取組や支援に努めます。
- ケアプラン点検や第三者評価の周知、県・市による事業所への指導監査等を実施し、安心してサービスを利用できる環境づくりと、サービスの質の向上に努めます。
- 在宅医療介護連携支援センターと連携を図り、多職種連携研修会の実施や在宅でのサービスの利用環境の充実に努めます。

③ 権利擁護の推進

【取組内容】

- 成年後見制度の広報・啓発に努めるとともに、権利擁護支援の必要な人を後見センターまるがめと連携して適切な支援につなげ、成年後見制度等の利用促進を図ります。
- 後見センターまるがめを広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置付け、関係機関との連携を図ります。
- 生活を支える各種の福祉サービスや制度の利用について、利用者が適切な支援を選択でき、権利の侵害を受けた場合には、適切な解決のための支援を受けられる体制の整備を図ります。
- 法人後見事業を実施する団体や親族、市民後見人などの後見人に対しての支援を行います。
- 社会的養育が必要なこどもへの里親制度や特別養子縁組制度について、関係機関や市民団体等と連携し、広く市民の認識が深まるよう周知・啓発の取組に努めます。
- 要保護児童対策地域協議会や高齢者虐待防止連絡会の開催、コアメンバー会議による情報共有の促進などを通じて、民生委員・児童委員やサービス事業所など関係機関との連携を強化し、こども・高齢者・障がいのある人への虐待の未然防止・早期発見に向けた体制を充実させます。

- サービス提供事業所等への虐待防止啓発研修実施の支援などを通じて、安心して支援を受けられる環境づくりに取り組みます。

【丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 高齢者・障がい者等の生活支援の推進

【取組内容】

- 行政機関や関係機関等と協働して身寄りのない高齢者に対する支援のあり方を整理し、成年後見制度や高齢者等終身サポート事業など、さまざまな支援策を活用したしくみづくりに取り組みます。
- 当事者団体(老人クラブ連合会や身体障害者福祉連合協会)等に生活支援についてのアンケートを取るなど、福祉サービスの向上に取り組みます。
- 積極的な情報発信を行い、丸亀市内外からの賛同者を募ります。

② 丸亀市ファミリー・サポート・センターの充実・強化

【取組内容】

- 子育て有償ボランティアの担い手確保のため、地域の様々な子育て資源との連携・協働を進めます。

③ 権利擁護の推進

【取組内容】

- 成年後見制度に関する関係者理解促進のための利用促進協議会において、権利擁護支援の共通理解を進めます。
- 行政や関係機関と協議を進め、身寄りのない高齢者・障がい者等を支援するためのしくみづくりに取り組みます。
- 包括支援センター、福祉課等との連携において必要な方が確実に制度利用に繋がるよう情報共有を図ります。

コラムタイトル

【現状と課題】

丸亀市では安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、公共施設や道路等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備を推進してきました。また、高齢者や障がい者、子育て中の保護者とこども、認知症高齢者、精神障がい者など、多様な人々が交流や相談できる「居場所づくり」にも取り組んでいます。

一方で、地域における生活環境には依然として課題が残されています。

高校生を対象とした調査では、住んでいる地域のイメージについて「不便」と回答した割合が28.3%にのぼり、若年層にとっても地域の利便性や魅力に改善の余地があることが示されています。

住民座談会では、高齢者向けの移動支援や交通手段の整備に対する関心が高く、特に高齢者や離島地域において移動が困難という声が多く寄せられました。移動手段の不足は、外出機会の制限や社会参加の妨げとなっており、地域のつながりを維持する上でも重要な課題です。

また、空き家の増加や地域に集まる場所の不足も指摘されており、空き家を活用した交流拠点の創出など、居場所づくりの新たな可能性が求められています。

今後も、誰にとっても暮らしやすい地域社会となるようユニバーサルデザインのまちづくりに取り組みます。また、公共施設などのバリアフリー化を推進し、移動が困難な人のための外出機会の創出や移動手段の充実など外だしやすい環境づくりを進めることが必要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 障がいのある方や高齢の方も含め、誰もが快適に過ごせる地域の環境づくりを進めます。
- 誰もが安心して外出できるよう、移動手段の充実を図ります。
- 外出の支援やコミュニケーションの支援を充実させ、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備します。
- 既存の地域資源を活用し、地域において多様な居場所づくりを進めます。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① バリアフリーやユニバーサルデザインを意識した環境の整備

【取組内容】

- 公共施設等総合管理計画で示す方針に基づき、公共施設や道路等の所管課において施設の改築や長寿命化、大規模改修にあわせてバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備に取り組むよう推進していきます。
- 公共施設や道路等のバリアフリー、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備を推進します。
- ヘルプマークやマタニティマーク等の普及促進とともに、要配慮者に対する意識の啓発に努めます。

② 社会参加のための手段と機会の提供

【取組内容】

- 障がい者の移動を支援するため、福祉タクシー事業を実施するとともに、民間事業者による料金減免等の移動支援サービスについて広く周知を図ります。
- 「手話言語条例」や「障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段利用促進に関する条例」に基づき、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを通じて、障がい者の円滑な情報取得および社会参加を支援します。
- 高齢者の外出支援を通じた社会参加の促進に向けて、地域における互助などによる移動手段の確保に努めます。
- 市民会館などでは、障がいのある方を含む様々な特性を持つ方に対する社会的障壁を取り除くための整備や事業に取り組みます。

③ 多様な居場所づくりへの支援

【取組内容】

- 高齢者や障がい者（ふれあい・いきいきサロン、隣保館）、子育て中の保護者とこども（地域子育て支援拠点、児童館、ウェルカム広場など）、認知症高齢者（認知症カフェ）、精神障がい者（精神デイケア）などが、交流や相談ができる居場所づくりを支援します。
- こどもや地域住民が交流できる居場所づくりに取り組む中で、団体間での連携を強化し、必要な支援につなげるよう努めます。また、行政や教育機関との連携も強化し、切れ目なく運営支援を行える体制づくりに努めます。

【丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 支援を要する人への理解促進と支援の充実

【取組内容】

- 社会参加応援パートナーが、個人に応じた支援の仕方について学びを深め、支援を要する人と応援パートナーとのつながりが強化されるよう支援します。
- 車いす貸出時の手続きの簡素化など、利用者目線に立ったサービス提供体制を検討します。

② 多様な居場所づくりへの支援

【取組内容】

- 多様なニーズに対応するため、サロン開催場所の拡充や参加者同士の交流を促進するプログラムの開発など、居場所づくりの充実に取り組みます。
- 地域のニーズや課題を把握したうえで、参加を希望する人への情報発信を行うとともに、幅広い世代が交流できる居場所づくりに取り組みます。
- こども食堂や子どもの居場所に取り組む団体への支援とともに、団体間の連携や情報交換のためのネットワークづくりを行い相互の活動の充実を目指します。

コラムタイトル

【現状と課題】

丸亀市では、地域の安全を守るため、警察と連携した防犯教室の開催や、地域住民による自主防犯パトロールの支援を通じて、防犯意識の向上と犯罪抑止に取り組んできました。これらの活動は、こどもをはじめとする地域住民を不審者や犯罪から守ることを目的としており、地域ぐるみの安全対策として定着しつつあります。

市民アンケート調査においても、「防犯など地域の安全に関するここと」が地域の課題として、回答の 24.1%を占めており、住民が地域の安全に対する不安や関心を抱いていることが明らかになっています。加えて、近年では、高齢者を狙った特殊詐欺などの犯罪が増加傾向にあるほか、こどもたちがインターネットや SNS を通じてトラブルに巻き込まれるケースも見られるようになっており、世代を問わず、情報リテラシーや防犯意識の向上が求められています。

交通安全に関しては、令和 6 年の香川県内の交通事故発生件数が 2,943 件と、令和 5 年の 3,041 件から減少しており、丸亀市においても 301 件と、前年の 389 件から減少するなど、一定の改善が見られます。こうした傾向は、これまでの交通安全対策の成果といえますが、依然として香川県は人口 10 万人当たりの交通事故による死者数が全国ワースト 11 位という状況にあり、交通事故防止に向けた取組の継続と強化が必要です。また、高齢ドライバーが関係する事故は令和 6 年に県内で 810 件発生しており、丸亀市では 77 件と高松市に次いで多く、今後も高齢者の運転に伴うリスクへの対応や、交通安全教育の充実が求められています。

こうした状況を踏まえ、今後は、住民一人ひとりの防犯・交通安全意識を高めるとともに、地域住民同士が支え合い、見守り合える関係づくりを進めていくことが重要です。防犯・交通安全活動を通じて、犯罪や事故を未然に防ぐだけでなく、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、継続的な取組を進めていきます。

【みんなで行う取組の方向】

- 地域の防犯意識を高めるため、学校、企業、関係機関など多様な主体との連携を深めます。
- インターネットを悪用した消費者被害や犯罪等について、関係機関と連携して周知・啓発を行います。
- 交通マナーをみんなで守り、地域の交通安全に対する意識を高めます。
- 地域ぐるみの見守り等により、安全・安心なまちづくりを進め、高齢者や障がい者、こども等が犯罪や交通事故に巻き込まれることを未然に防ぎます。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 防犯対策の推進

【取組内容】

- 地域における「こどもSOS」において、地域ぐるみで不審者や犯罪などから子どもを守る取組を推進するため関係機関との連携を図り迅速な情報配信を行います。
- 地域ぐるみで、自主防犯パトロール活動が行われるよう支援します。
- LED防犯灯の設置を継続し、夜間における安全で安心な住環境の提供に努めます。
- 高齢者等が振り込め詐欺や消費者被害などにあわないよう、被害情報等の発信を行います。
- インターネットや情報通信機器の適切な利用について、こどもを中心に啓発活動を実施します。

② 交通安全対策の推進

【取組内容】

- 丸亀市交通対策協議会や警察と連携して、交通安全キャンペーンの実施、幼稚園・保育所・認定こども園、学校、自治会等における交通安全教室の実施を行い、事故防止に向けた啓発を行います。
- 運転に不安の有る高齢者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境づくりを行い、免許返納の促進を図ります。
- こどもたちの安全な通学環境を確保するため、歩道整備による歩車道の分離や路側のカラー化による歩道空間の明示化のほか、交通安全施設の整備などの取組を継続します。また、通学路の安全点検を通じた関係機関と地域住民の連携のほか、交通安全教育を実施することで、ハード・ソフト両面からの対策を推進します。

【丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 防犯・事故防止のための情報発信

【取組内容】

- より多くの住民に迅速かつ確実に情報を届けるため、Eメール方式を見直し、SNS等を活用した柔軟で効果的な情報発信手段を導入します。
- 民生委員・児童委員やコミュニティと連携した防犯・事故防止活動に取り組みます。

コラムタイトル

【現状と課題】

近年、気候変動の影響により日本各地で大雨や台風などの自然災害が激甚化、頻発化しており、特に今後30年以内の発生確率が60～90%程度以上、20～50%と示されている南海トラフ巨大地震など甚大な被害が予測される災害への備えは、行政、地域住民が一体となって進めるべき喫緊の課題です。

丸亀市では、出前講座の実施や、防災訓練などを通じて、災害を他人事ではなく自分事として捉えることができるよう防災意識の向上を図る取組を実施してきました。また、高齢者や障がい者など災害時に自力での避難が困難な方々を避難行動要支援者として名簿に登録し、個別避難計画を策定することで円滑かつ迅速な避難支援につなげる「避難行動要支援者制度」について、登録を促進するとともに、定期的に要支援者名簿を消防や警察、地域等の避難支援関係者に提供し、平常時において、地域における避難行動要支援者に対する避難支援の取組が充実するよう支援してきました。

しかし、現状では、出前講座や防災訓練の参加者が高齢者に偏る傾向であるほか、地域の実情に応じた避難所運営マニュアルや地区防災計画の推進も課題に挙げられます。また、個別避難計画の内容に不記載や古い情報が散見されるなどの課題も見られます。

一方で、アンケート調査の結果では、お住まいの地域には、どのような課題や問題があると思いますかについて、「防災に関するここと」の割合が高く、災害時の不安な点について、「避難場所の生活が長引くこと」、「食料や水を確保できないこと」、「家族や親族の安否確認ができないこと」が上げられるなど、防災に対する関心度が高くなっています。

また、高校生アンケート調査の結果では、住んでいる地域の避難場所について、「知らない」と回答した割合が15.1%、地域の避難訓練について、「参加していない」人が37.7%、「地域で避難訓練をしていることを知らない」人が55.0%と割合が高くなっています。

このようなことから、今後も出前講座や防災訓練など防災意識の向上を図るための取組を継続、充実していくなかで、多様な世代へのアプローチや継続的な情報発信が必要です。また、避難行動要支援者に係る個別避難計画の内容充実や避難支援者による平常時からの関わりを促す取組など、地区の特性に応じた防災・避難体制の強化を図ることが必要です。

【みんなで行う取組の方向】

- 一人ひとりが災害に対する意識を高められるよう、LINEやメール配信などを活用して多様な世代に情報発信を行い、防災への関心と主体的な行動を促進します。
- 平常時から地域の中のつながりづくりを進め、地域の防災・減災力を高めます。
- 高齢者や障がい者などの避難行動要支援者が、災害時に安全に避難でき、安否確認や避難所での生活が安心して送れる体制の充実を図ります。

【丸亀市の取組（地域福祉計画）】

① 防災に関する知識の普及啓発

【取組内容】

- 多様な世代が継続的に防災を意識し学べるよう、SNSを活用した情報提供を行います。
- 防災に関する情報を収集し、広報紙やホームページ、SNSに加え、リーフレットなど視覚的に伝わりやすい方法で周知を行います。また、市が実施するイベント等での情報発信への協力を促しながら、防災意識の醸成を推進します。
- 防災意識の向上を図るため、関係機関や日本赤十字社との連携のもと、防災に関する知識の普及啓発に取り組み、地域住民の理解促進と自助・互助の意識醸成を推進します。

② 自主防災活動への支援

【取組内容】

- 自主防災組織の強化を図るため、資機材の購入費用や防災訓練にかかる費用を補助するとともに、市が備蓄している物資リストを展開し、合同訓練を通じて防災資機材の正しい扱い方法の習得を促します。また、地域の実情に応じた丸亀市避難所運営マニュアルや地区防災計画の推進を支援します。
- 地域の中心となるリーダー等の防災士資格取得に必要な研修経費を補助するなど防災士の育成を支援し、自主防災組織を通じて各地区の防災士に対して、平常時からの積極的な防災活動への参加を促します。

③ 災害時避難行動要支援者対策の推進

【取組内容】

- 避難行動要支援者制度への登録促進及び登録内容の充実を図るとともに、定期的に要支援者名簿を支援機関に提供し、地域における防災訓練の取組推進などを通じて要支援者に対する個別支援の取組や日常的な見守り活動を支援します。
- 災害時に一般避難所での滞在が困難な要配慮者を受け入れる福祉避難所について、「丸亀市福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき、丸亀市と災害時協定締結施設双方の職員が共通認識を持ち、災害時に遅滞なく福祉避難所を設置し、円滑な運営が図れるよう平常時から災害を想定した訓練に取り組みます。

④ 災害時の活動支援

【取組内容】

- 災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、丸亀市社会福祉協議会を中心とした災害ボランティアセンターの運営を支援します。
- 災害時に柔軟かつ的確な対応が図れるよう、平常時から必要な知識やしくみへの理解を深め、被災者支援の充実につなげます。

【 丸亀市社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画）】

① 災害時の支援体制づくり

【取組内容】

- 支援が必要な世帯や支援の必要性が予想される世帯情報を民生委員・児童委員等と共有し、平常時からの関係づくりを進め、災害発生時の支援体制構築を目指します。
 - 災害ボランティアセンター機能に加え、地域の復興支援や孤立・孤独の防止を目的とした「(仮称) 生活支援支え合いセンター」機能を担うための体制づくりに取り組みます。
 - 広く関係機関や地域住民等の参加を得た災害ボランティアセンター訓練を実施し、大規模災害時の対応について一緒に考える機会づくりに取り組みます。

コラムタイトル

A large grid of asterisks, forming a rectangular pattern. The grid consists of approximately 10 columns and 10 rows of asterisks (*). The asterisks are black and are arranged in a continuous, overlapping pattern across the entire area.

第5章 丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画

1 計画の概要

(1) 計画策定の目的と背景

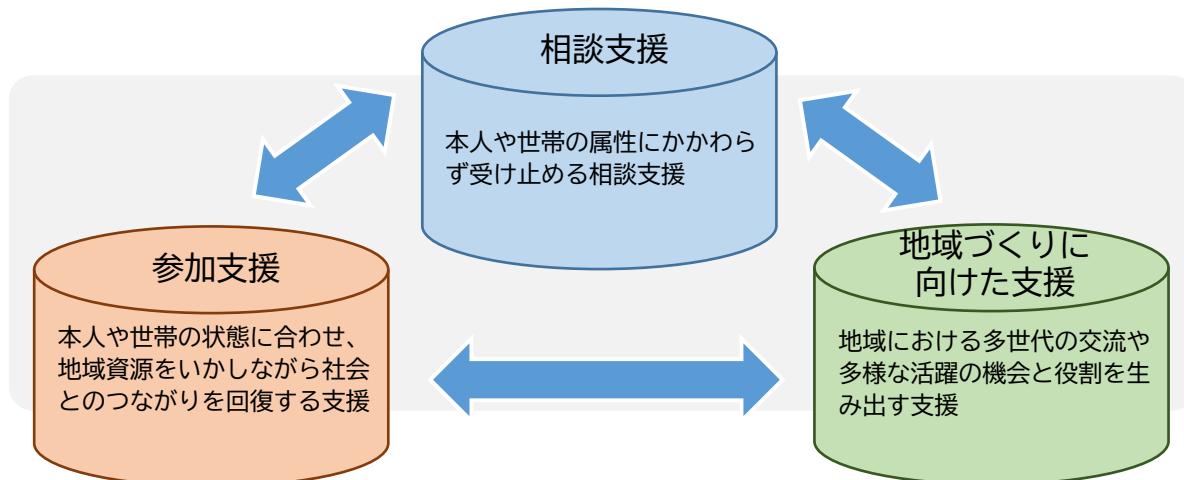
少子高齢化、人口減少、核家族化、未婚・晩婚化等により、家族や地域コミュニティの機能が変化する中で、社会福祉法が令和2年に改正され、地域住民やその世帯の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援や参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されました。

丸亀市では、地域共生社会の実現に向け、第3次計画において、各種分野を超えた全世帯型の包括的・重層的な支援体制の整備を推進していくこととしており、令和7年度から重層的支援体制整備事業を実施しています。

今後も、当該事業について適切かつ効果的な取組とするため、当該事業の提供体制に関する事項を定める丸亀市重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

(2) 重層的支援体制整備事業の概要

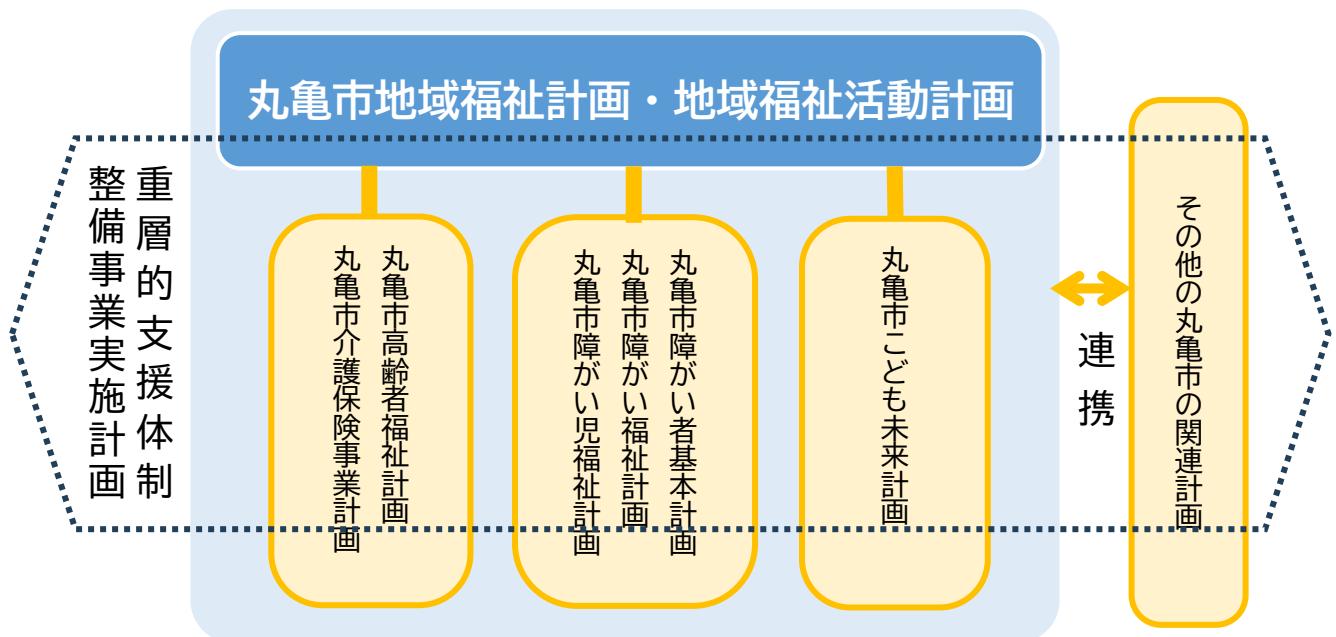
重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人とのつながりを基盤とした重層的なセーフティネットの構築を目指すものです。



そして、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、さらに「アウトリーチ等を通じた継続的支援」、「多機関協働による支援」の2つの事業を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施するものとされています。

(3) 計画の位置付け

本計画は、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。また、「第4次丸亀市地域福祉計画」の基本理念「みんながつながり、みんなで支え合い、誰もが安全に安心して暮らせるまち丸亀」を共有し、分野別の計画である「丸亀市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「丸亀市障がい者基本計画」、「丸亀市障がい福祉計画」、「丸亀市障がい児福祉計画」、「丸亀市こども未来計画」、その他関連する個別計画の内容とも整合を図ります。



(4) 計画の期間

本実施計画は、第4次丸亀市地域福祉計画と同様に、令和8年度から令和13年度までの6年間とします。

2 重層的支援体制整備事業における実施事業・実施体制

丸亀市における重層的支援体制整備事業の枠組みは下表に示すとおりです。既存の高齢、障がい、こども、生活困窮の取組を最大限にいかしつつ、地域住民やその他の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進します。

丸亀市における重層的支援体制整備事業の枠組み

事業の種類	主な 対象分野	事業名		所管課	
包括的 相談支援事業	高齢	地域包括支援センターの運営		高齢者支援課	
	障がい	障害者相談支援事業		福祉課	
	こども	利用者 支援事業	基本型	子育て支援課 幼保運営課	
			こども家庭センター型	子育て支援課 健康課	
			妊婦等包括相談支援事業型	健康課	
	生活困窮	自立相談支援事業		福祉課	
地域づくり事業	高齢	地域介護予防活動支援事業		高齢者支援課	
		生活支援体制整備事業			
	障がい	地域活動支援センター事業		福祉課	
	こども	地域子育て支援拠点事業		子育て支援課 幼保運営課	
	生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業		福祉課	
多機関協働事業等	共通	多機関協働事業		福祉課	
	共通	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業			
	共通	参加支援事業			

(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、必要に応じて支援関係機関との連携を図ります。課題が複合化・複雑化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業者につなぎます。

類型	内容
基本型事業・拠点	包括的相談支援事業のうち、単一事業の支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合化・複雑化した支援ニーズを抱えた者の相談の受け止めや、他の支援関係機関へのつなぎなどに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。

包括的相談支援事業の実施体制

実施事業	主な対象分野	支援機関	拠点数	運営形態	所管課
地域包括支援センターの運営	高齢	地域包括支援センター	1	直営	高齢者支援課
		老人介護支援センター(ブランチ)	6	委託	
障害者相談支援事業	障がい	相談支援事業所	3	委託	福祉課
利用者支援事業	こども	<基本型> ●基本Ⅰ型 2か所 ●基本Ⅱ型 1か所 ●基本Ⅲ型 ・子育て支援拠点施設(9か所) ・東小川児童センター	13	一部委託	子育て支援課 幼保運営課
		<こども家庭センター型> こども家庭センター	1	直営	子育て支援課 健康課
		<妊婦等包括相談支援事業型> 健康課	1	直営	健康課
自立相談支援事業	生活困窮	あすたねっと	1	委託	福祉課

(2) 地域づくり事業

地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、多様な地域活動が生まれやすい環境をつくります。

地域づくり事業の実施体制

実施事業	主な 対象分野	実施体制(設置箇所数)	運営 形態	所管課
地域介護予防活動 支援事業	高齢	地域包括支援センター (元気いっぱい!長生き体操 実施場所:49か所)	直営	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	高齢	丸亀市社会福祉協議会 (協議体設置数:17か所)	委託	高齢者支援課
地域活動支援 センター事業	障がい	地域活動支援センター (I型:4か所、II型:2か所、 III型:2か所)	委託	福祉課
地域子育て支援 拠点事業	こども	ひろば型(5か所)	委託	子育て支援課
		センター型(7か所)	一部 委託	幼保運営課
生活困窮者支援等の ための地域づくり事業	生活困窮	丸亀市社会福祉協議会	委託	福祉課

(3) 多機関協働事業等

① 多機関協働事業

単独の支援機関では対応が困難な複合化・複雑化した支援ニーズを有し、支援関係機関等で役割分担を行うことが望ましい事例について、支援プランを作成し、支援が円滑に進むよう事例全体のコーディネートを行います。コーディネートにあたっては、必要に応じて重層的支援会議を開催し、支援関係機関との連携を図ります。

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援関係機関等と連携し、長期にわたり人や社会と交流がなくひきこもりの状態にあるなど、複合化・複雑化した福祉課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、時間をかけた丁寧な働きかけにより、本人と信頼関係にもとづくつながりの形成を目指します。

③ 参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人やその世帯の支援ニーズと地域の社会資源との間をコーディネートし、マッチングを行います。支援メニューのマッチング後、本人の状態にあった支援が実施できているかフォローアップを行い、多様な社会参加の実現を目指します。

多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業は、以下の実施体制で行います。

多機関協働事業等の実施体制

実施主体	運営形態
丸亀市	委託

3 計画の推進

本計画は、必要に応じて、実施状況等を評価・検証した上で、施策の充実や見直しについて検討を行い、円滑な事業実施に努めます。なお、事業の評価・検証にあたっては、丸亀市福祉推進委員会で意見を聞き、事業の充実にいかします。

4 その他

(1) まるごと会議（重層的支援会議・支援会議）の実施方法

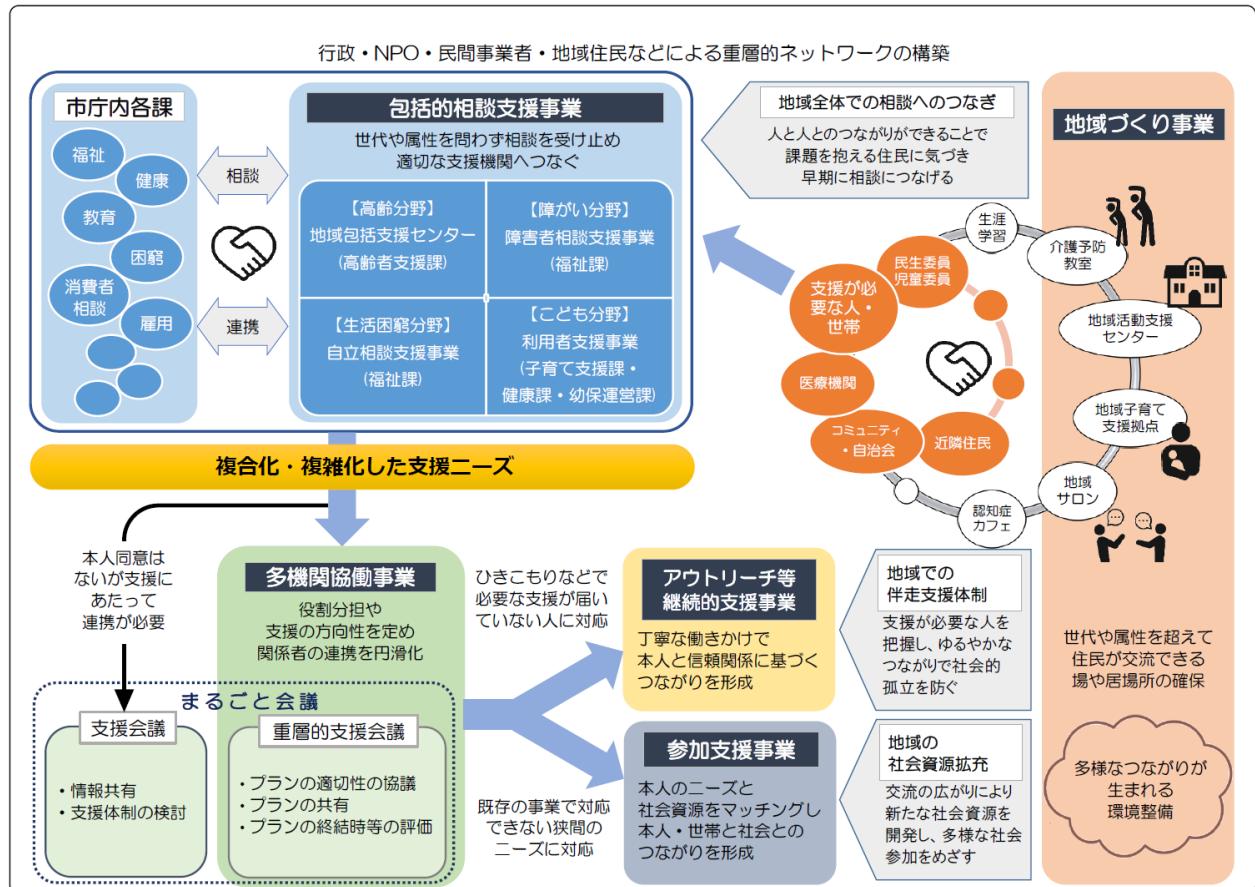
重層的支援体制整備事業を適かつ円滑に実施するため、支援関係機関等を招集して、重層的支援会議を開催します。また、本人同意が得られない場合で、支援機関等の間で情報共有が必要な事案については、社会福祉法第106条の6の規定により、会議の構成員に対する守秘義務を設け、支援会議を開催します。

	重層的支援会議	支援会議
主催	多機関協働事業者	丸亀市福祉課
目的	重層的支援体制整備事業を適かつ円滑に実施するため	関係機関がそれぞれ把握しながらも支援が届いていない個々の事案の情報共有や必要な支援体制検討の円滑化のため
構成員の役割	<ul style="list-style-type: none">・プランの適切性の協議・プラン終結時等の評価・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	<ul style="list-style-type: none">・気になる事案の情報提供・情報共有・見守りと支援方針の理解・緊急性がある事案への対応

(2) 重層的支援体制整備事業実施体制のイメージ

丸亀市における重層的支援体制整備事業実施体制のイメージ図は下図のとおりです。行政・NPO・民間事業者・地域住民などによる重層的ネットワークを充実させ、丸亀市の実情にあった包括的な支援体制による取組を推進し、地域共生社会の実現を目指します。

丸亀市における重層的支援体制整備事業実施体制のイメージ図



(3) 支援関係機関間の一体的な連携

多機関協働による支援体制や、個別ケース支援、地域の社会資源の活用等を検討する場について、重層的支援会議、支援会議、支援検討会議及び体制検討会議を位置付け、支援関係機関間の一体的な連携を図ります。

また、相談支援に携わる事業者に対しては、研修会を通して、顔の見える関係性づくりと連携支援の定着に努めます。

	支援検討会議	体制検討会議
内容	<ul style="list-style-type: none">・関係者の連携に関すること・社会資源の充足状況の把握と開発に関すること・多様な地域活動が生まれやすい環境整備、多様な社会参加の実現に関すること・その他、必要と認められる事項	
構成員	<ul style="list-style-type: none">・府内関係課の実務担当者・多機関協働事業者・アウトリーチ等継続的支援事業者・参加支援事業者・その他会長(福祉課長)が必要と認める者	<ul style="list-style-type: none">・府内関係課の代表者・多機関協働事業者の代表者・アウトリーチ等継続的支援事業者の代表者・参加支援事業者の代表者・その他会長(健康福祉部長)が必要と認める者

(4) 重層的支援体制整備事業の実施にあたって

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、本実施計画による他、別途作成するマニュアルに基づき効果的に実施します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画は、住民、コミュニティ、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO及び社会福祉法人をはじめとする関係団体、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、連携・協働して推進していきます。

推進に際しては、「丸亀市福祉推進委員会」において本計画の進捗状況の確認や定期的な評価を行います。

2 計画の進行管理

本計画の進行管理については、毎年、本計画に掲げている「丸亀市の取組」及び「丸亀市社会福祉協議会の取組」、目標指標について進捗状況を把握し、「丸亀市福祉推進委員会」において評価・検証を行い、改善につなげていきます。なお、丸亀市社会福祉協議会の取組については、毎年度「事業報告書」中で進捗状況の確認を行い、「理事会・評議員会」において評価・検証を行います。

なお、本計画の中間期間にあたる3年後には取組状況の検証・評価を行います。また、6年後の総合評価については、計画に掲げている「数値目標」について、既存データやアンケート調査により検証を行います。

また、指標の達成状況だけでは把握しきれない部分についても、指標の位置付けのない取組の進捗状況などを踏まえながら、総合的に評価し、次期計画につなげていきます。

